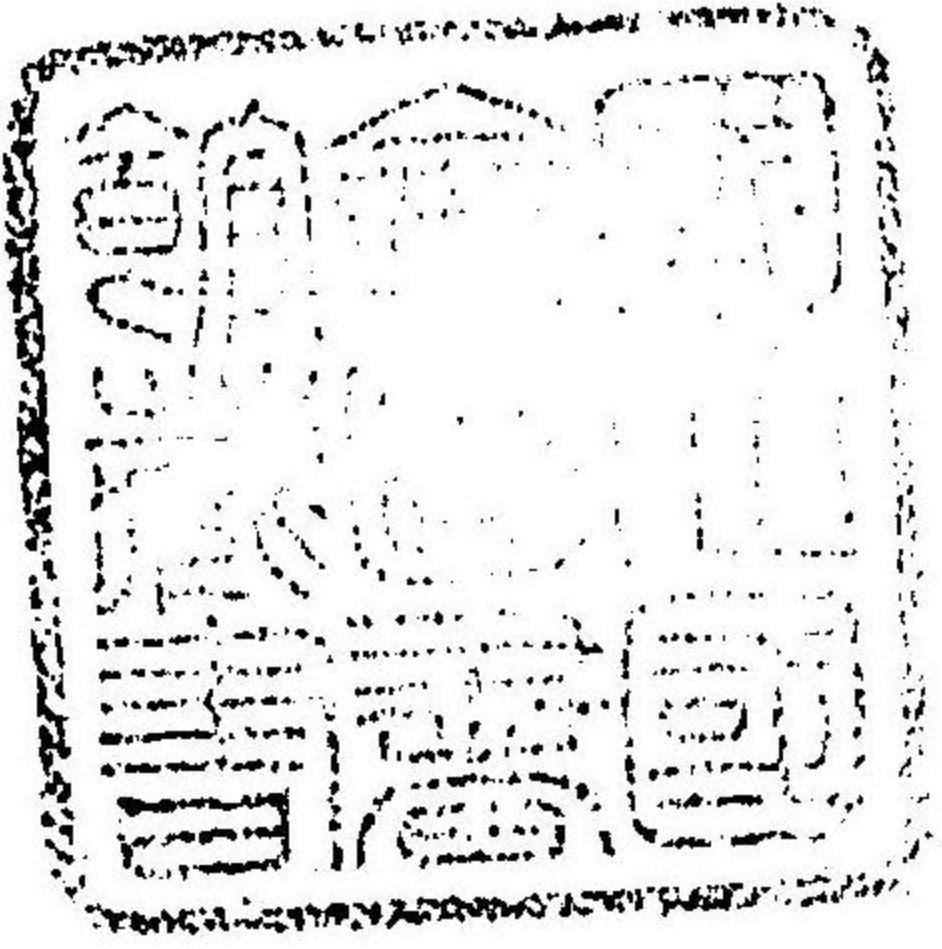


中越忠義會校訂

越中忠義會

漢明堂藏版

291.92  
E92  
T



219614

## 越中史料二卷の出版に就て

越中に於ける史料の缺乏を嘆いて、書肆清明堂主人から疊きに「越中史料」出版の事を相談された折、自分は其計畫の頗る有益であるため直ちに之れを承諾し、報酬を受けない條件の下に編纂及び校訂の勞を引受けたのであるが、第一巻上版の後、當節の所謂際物と違つて、此種の書籍が果して賣行くか否かに就て實は之れを危ふんで居たところ、結果は意圖外で、久しからずして最早何程も殘部を剩さぬこと、なつたのは甚だ愉快千萬の次第である、夫れのみならず第二巻の出版を諸方から清明堂へ催促され書肆からは更に自分に向つて編纂方を頼まれたもの、何分一方に職務を持つてゐるため心ならずも彼是れ延引し、漸く茲に其義務を完ふするに立至つた、自分は本巻も一卷同様速かに賣行き、更に第三巻の出版を諸方から促されるやうな好結果を得たいと希望してゐる、斯くして世に陰れたる越中の史料を多數の人々に頒ち、永く之れを保存すること、なれば其利益は決して鮮少

ではあるまい本巻に収めたものは「編年躰富山藩史」「越中維新諸記録」「新川郡百姓一揆」「古老百話」の四種である

「編年躰富山藩史」は明治二十二年の頃、前田則邦君等が主動となり、富山藩主の祖先から利友公に至るまで、凡そ十一世の間に起つた事柄を編纂された稿本「前田氏家乗」に據つたものである、原稿本は十一巻に分たれて藩主毎に巻を改めてあるため、年月が前後になり又は重複してゐたのを、之れには全然年月の順序に依つて書改め、其趣の違つたものにして了つた「前田家乗」の編纂に當つて如何に多大の勞力を費されたかは左に記す引用書目を見ても察せられる

御家譜

公譜要略

前田創業記

御家舊記略

龍光院様富山御引越

利次公御代御定書

利次公御分國御番帳

龍光院様御代分限帳

利次公御代より御家中御暇

利次公江戸へ御發駕御行列帳

正市公御覺書

利興公以來御代々被仰拔書

正甫公江戸御奉書を以火防御役場蒙仰られ候御行列

利興公於江戸御逝去御行列帳

利隆公御代御條目

御六代利興公御改法に付御條目夫々伺

利幹公以來千田水損川除普請等積書

御八代御勘定所御定書

利謙公御尊體等

利幹公利保公御葬式御行列帳

利保公御本陣御備調練繪圖

利保公嘉永二、十二月晦日より同三年正月一日御献立

利保公御願下の茗温泉

利保公御湯治月延御願後書上帳

利友公御本陣備繪圖

小松中納言様御夜話

高嶽院様御葬禮の節御寺より長岡迄御行列帳

八尾様御文の寫

御本家様御家譜

利家公御夜話

利家公和長公御感狀

永正以來寺院御印收領地天文天正年間兩郡守護並に古城記領分諸宗寺數慶長十八年諸寺院へ被仰出寫

慶長武領

寛永八年御書

慶長六丑年五月被仰出御條目

寛永寛政御郡方品々留

寛永十六年卯年御分國大繩正市公御代被仰出御觸並に元祿十二年巳年正月六日の被仰渡  
承應四年明暦二年村々御印物等 元祿十五年より御郡方法御用留

高田御出張御行列帳但し延寶元年七月越後國高田城爲御受取十九日富山御發駕  
水損早損元祿年中よりの拔書 寶曆十年より文久五年まで拔萃

享保七年保郷庄の事 享保九年被仰出書  
享保年中幟旗一件尾州公へ上使の趣意並に御答書等

明和四年御郡諸事留 明和天明町役所御用留拔書  
安永九年分限帳 天明六年御改法一件

寛政元酉年出水以來水損早用捨高地平均普請並に年季御用捨高等書上留  
寛政六年御小性組御用談 文化八年辛未正月改數量秘録

文化十年の秋惑亂一件 天保二卯年四月十六日火災略留等  
天保六年齋寺飛州木村一件 天保七年凶作に付高方御仕法

天保七八年不熟飢饉略留 嘉永二年御郡方御達書品々  
三壺記 肯構泉達録

容山亭隨筆 飛州騷動一件御用留  
蝦夷賦土記 越中舊事記

越中國歳入歳出明細書 蝦夷臨時出張調理

越中古跡並庄官百姓等の記 加越能水野善政録  
飛驒國と山論答書 町役所濫觴留

古高新田高小物成銀子等 御振合拔書  
富山町方舊事調理 神社古事拔書

寛保寶曆町方打銀請拂帳 町出作御定書  
越中國婦負郡山田谷珍事拔書 御家督に付御郡方總代御暇留

五考補遺 田法要略  
歩疇の卷 改作方類聚

公義御定書 徳川家刑律御定書  
三箇國の内珍敷儀書上 御家格御供連

學校御規則同沿革 御郡方御定條數書  
湊御見分御役人中へ百姓答書 上書向に付引合一條御親諭の寫

水損風損早損等 言上次第勤向申談記  
聖廟池夜物語 檢使心得  
打出村姥山村網場出入一件 練合村曳網御役銀並に御役銀仕分

牛ヶ首用水古來御定書

御在城正月御用拔書

草島村柳指三千歩一件留

廣徳館釋案留

御條數書追々被仰渡留

釋典頌

御庵式御休息御定書

御成の節開合

御寄合所御帳書等寫

年中御條例

御條目並に寄合所覺書

越中古事記

諸舊記拔萃

めさし帳

水野温故錄

檢地一件等勤向等

御政事向御規則

御歴代様御叙爵等

御直書並に被仰出等寫

職祿御改制

御當家記録取交草

釋奠圖解

定家釋典錄

三壺圖書

東京御館御式台御番勤方心得

頼朝公御代分限帳

御巡見使御郡方役務答

口宜御拜受御使者勤方

富山支配道程取調帳

御婚禮御献立御台所御献立年中行司

外勤留

風開書

町方舊記拔書

富山町方舊記

町吟味所舊記の内拔書

町御法度書並に覺書

町役處諸事留入用品拔

御郡役所留要文拔萃

婦負郡長澤村若林某由緒書

御田地割納得書帳

練合村七軒論地一件

御郡役所年中行司等

御郡縮方條書並に両郡回在爲讀聞箇條

越中婦負郡山田谷内鎌倉村にて賊退治の事

新川郡の内舊事略

慣例調書

改作奉行神文前書等

御郡品々留

長岡御廟所御歴代御墓

献燈姓名錄

御代々取調要書

楚崎家祖先より由緒

富山町越前屋又右衛門家系

地方農業雜誌

乙鳥の御槍の由來

金澤表より來輪等に付御達書

古來より御領分三損調書

蟹江監物一件

古錢の事

連歌の原由

蹴鞠の事

富山市街鍛冶傳左衛門の事

天真白井流兵法傳

香の事

産物方法設立一件

學校沿革

起倒流柔術畧傳

馬洗の事

有坂慶次郎祖先吉野屋慶壽舊記

御領分新川郡神通川より東の分村落繪圖

御代々要年月早操

馬術略傳

御代々御縁組等の調書

茶の事

古 錢

富山前田御領地調書

年頭御禮の式

宗國より御人分け隨從面々

御谷の部

弓術略傳

乙鳥の御槍並に御立關造の事

船橋原由の事

御軍役の事並に御家中御定

學校の事

常制一枝

東都用聚記

圓 歲 錄

祿名階級記

婦負郡北叡山長澤村

蓮華寺村用水圖

富山市街見取繪圖

御城詰息中御殿御間所繪圖

邑分け富山御領分村々巨細繪圖

城 圖

御本城御屋形繪圖

江戸御上屋敷御殿御間續繪圖

半筒首用水繪圖

蝦夷地全圖

富山大法寺建物繪圖

大鷲 抽雲繪圖

金澤御建物圖

御 城 圖

御 内 書

會利の綱手

慶徳館釋菜の順序

學制沿革取調目錄

風水旱凶荒件々

毎年正月御廩役所初式

年中御定例

武技略傳

諸藝雜誌

雜聞一卷

越中維新諸記録」は富山舊藩士諸家に有つたもの、内、自分が豫て書取つて置いた幾部分を載せたのであるが、之れは編年躰富山藩史と参照したならば、彼れに省略されたものを補ひ得るのである、猶ほ此種の記録は恐らく諸所に幾らも残存して居ること、考へるから、自分は所藏者に向つて之れを教示されんことを切望する

「新川郡百姓一揆」は去る明治三十七年に自分の調査し且つ起稿したもので

一度之れを新聞紙に連載したことがある。續きものとして書いた。め取纏めて本巻に收めてみるに甚た散漫の嫌ひもあり、文章も首尾不揃になつてゐる然し、其の調査は據るべき書類、又は同事件の關係者から直接に聴取つたのであるから多く間違つてゐない筈である。

「古老百話」は自分が越中へ來住して以來、土地の古老から聴取つた談話のうち、維新史料となる物のみを記述したのであるが、談話者は各方面の人々で一々其氏名を現はすことを見合せること、した、之れは越中維新史の側面觀として、編年躰富山藩史及び維新諸記録と相俟ち彼是れ参照すれば、其頃の社會の状態を知るの便利が有らうと思はれる。

明治四十一年二月

中越史談會にて

井 上 忠 雄

## 編年躰富山藩史

▲元和三年四月廿九日 藩主元祖前田利次公加賀金澤城中に降誕あり、幼名千勝丸、姓は菅原、前

田を氏とす、母は徳川氏、大樹秀忠公の女也、其系を調ぶるに遠く天穗日命より出づ、命十四世の孫、野見宿禰、土部職に任せられしを以て、姓を改めて土部臣と謂ふ、宿禰十世の孫、從五位

下勘解由長官宇庭公の血統、從五位下少納言古人彈正大弼清、正四位下參議是善を歴て、贈正一位太政大臣道真公に至り家聲大に振ふ、道真公の後、正三位參議輔正、式部丞爲理、右中辨爲記

、原田肥前守、從五位下忠貞、原田式部丞安明、前田尾張守、從五位下仲章、前田藏人介仲國、太郎仲房、菅兵衛仲行、又左衛門尉行忠、又三郎忠房、又五郎忠光、又八郎忠俊、又七郎仲俊、

又五郎忠隣、又次郎忠親、又次郎親房、又左衛門忠章、又左衛門忠充、又四郎仲光、大學頭仲廣、縫殿介仲治、八郎右衛門仲利、又五郎利忠、源左衛門重利、泰學種利、又次郎忠保、藏人左衛

門利成、藏人利昌、縫殿介利春等を経て羽柴筑前守大納言利家公に至るや、公智勇寛仁の資を以て戰國の風雲に際會し、功成りて遂に加越能三州を領せらる、公薨去の後、其子大納言利長公立

ち、利長公薨去の後、中納言利常公繼がる、利次公の御父也、蓋し前田氏の姓は天應元年に改めて菅原の姓を賜ひ、寛和三年原田氏とせられ、後寛治二年前田氏と稱せられしもの也、富山城は

一度之れを新聞紙に連載したことがある。續きものとして書いた。め取纏めて本巻に収めてみる。甚た散漫の嫌ひもあり、文章も首尾不揃になつてゐる然し、其の調査は據るべき書類、又は同事件の關係者から直接に聴取つたのであるから多く間違つてゐない筈である。

「古老百話」は自分が越中へ來住して以來、土地の古老から聴取つた談話のうち、維新史料となる物のみを記述したのであるが、談話者は各方面の人々で一々其氏名を現はすことを見合せること、した、之れは越中維新史の側面觀として、編年躰富山藩史及び維新諸記録と相俟ち彼是れ参照すれば、其頃の社會の狀態を知るの便利が有らうと思はれる。

明治四十一年二月

中越史談會にて  
井上忠雄

### 編年體富山藩史

▲元和三年四月廿九日。藩主元祖前田利次公加賀金澤城中に降誕あり、幼名千勝丸、姓は菅原、前田を氏とす、母は徳川氏、大樹秀忠公の女也、其系を調ぶるに遠く天穗日命より出づ、命十四世の孫、野見宿禰、土部職に任せられしを以て、姓を改めて土部臣と謂ふ、宿禰十世の孫、從五位下勘解由長官宇庭公の血統、從五位下少納言古人彈正大弼清、正四位下參議是善を歴て、贈正一位太政大臣道真公に至り家聲大に振ふ、道真公の後、正三位參議輔正、式部丞爲理、右中辨爲記、原田肥前守、從五位下忠貞、原田式部丞安明、前田尾張守、從五位下仲章、前田藏人介仲國、太郎仲房、菅兵衛仲行、又左衛門尉行忠、又三郎忠房、又五郎忠光、又八郎忠俊、又七郎仲俊、又五郎忠隣、又次郎忠親、又次郎親房、又左衛門忠章、又左衛門忠充、又四郎仲光、大學頭仲廣、縫殿介仲治、八郎右衛門仲利、又五郎利忠、源左衛門重利、泰學種利、又次郎忠保、藏人左衛門利成、藏人利昌、縫殿介利春等を経て羽柴筑前守大納言利家公に至るや、公智勇寛仁の資を以て戰國の風雲に際會し、功成りて遂に加越能三州を領せらる、公薨去の後、其子大納言利長公立ち、利長公薨去の後、中納言利常公繼がる、利次公の御父也、蓋し前田氏の姓は天應元年に改めて菅原の姓を賜ひ、寛和三年原田氏とせられ、後寛治二年前田氏と稱せられしもの也、富山城は



城に安住城と稱す、佐々成政敗北の後、利長公の有に歸せしかは慶長十一年公之れを湯沐の地とせらる、同十四年三月十八日、舩川上の卷屋彦三郎方より出火し、城市一朝にして灰燼に歸したるを以て、利長公去つて新川郡魚津の古城に駐り、次で又射水郡關野の地を下し移り住まらる、爾後富山城は敗壞に屬し居たるもの也、然るに利常公幕府の允許を得て之れを居城に定め大に修築あり、時に富山城の規模は、本丸南頬東北八十三間、北頬東北八十五間、西頬南北七十三間、東頬南北八十間、二の丸南頬東西百二十六間、西頬南北百七十間、東頬南北百三十七間、北頬東西二百八十間、西の丸南頬東西四十八間、北頬東西三十六間、西頬南北五十三間、東頬南北六十四間、總土居馬踏十間より十二間、石垣の上五間より七間までありしと云ふ城廓修營の工事に先ち藩邸の邸宅を配置せらる、三の丸南の虎口は村廻右衛門、富田圖書、奥村藏人を置き西の方専福寺は他へ轉地を命じて石川與三左衛門、蟹江主水を置き、東の外形は淺野五郎左衛門、岩田彌左衛門を置き各々邸地を賜ふ、又町割を定めて侍町、商人町、寺町に三別し就中中町より木町を経て渡舟場に出づる道路は渡舟場を變じて、城に沿ふて迂廻し、諏訪川原の西より舟橋に到るものと常道と定めらる、當時の富山市中は東西四十五町餘、南北十二町四十間餘戸數は二千八百九十九戸を有し封境の總躰は南北平均十里三十一町餘東西平均四里三丁餘あり、又當時西岩瀬驛の戸數は百五十三戸、八尾町の戸數は三百六十戸、神社は封内を通じて三百七十七、寺庵は二百二十一ありたりと稱す

▲同七年 利次公齡五歳にして始めて江戸に出でらる

▲寛永八年十二月二十二日 利次公齡十五歳にして元服の式を行ひ、同二十七日從四位下に叙し侍從に任じ松平淡路守と稱す

▲同十六年六月廿日 利常公分封、越中國婦負郡、新川郡及び加賀國能美郡の内を以て秩十萬石を利次公へ分ち越中國百塚村に新城を築き利次公をして其主たらしめんとを幕府へ請願し幕府之を允許す、此時公の令弟利治公亦加賀國江沼郡大聖寺の城主と定めらる

▲同十七年正月十二日 利次公二十五歳にして、烏居左京亮の女、年十三歳なるを娶らせられ富田下總等其式に與かる

▲同十七年十月 利次公仮りに富山の舊城に移居せらる、百塚城未だ成らずと雖も、既に百塚城主の允許ありしを以て世に百塚侍從と稱す、當時金澤より富山へ隨從の士臣は、馬廻組以上三百人、馬廻組跡目衆鐵砲者ともに二百四十九人、番人小人二百六十四人と云ふ、其俸祿八萬三千八百七十石八斗三升、銀子二萬二千七百八十八匁、外に銀六十枚、金二百八十一兩、扶持米四百九十四人なり

▲同年十月 利次公始めて富山へ御入城

▲同十八年 神廻川舟橋看守人の給米額を改む、舟橋は曾て佐々成政の架せしものにて宗國に屬せしより新川全郡の保管する所となりしが今其制を改め兩岸の人民に保管を命せられたり

▲同二十年十一月 天皇即位の禮を行はせらる、頭役瀬川玄蕃を遣はし之を祝し物品を奉獻す

▲正保元年 制度を發布せらる、其の要に曰く、小松御條目を守るべし、服忌の制も小松御定め  
に依るべし、藩士たる者、文學武技を怠る勿れ、悪友に交る勿れ、其の能く藝術品行優等の者は  
組頭之れを申告せよ、頭役たる者自己の分を勤勉し、組下の者に對する私意を以て親疎する勿れ  
頭役たる者日常組下の勤惰に注意し、若し怠る者あらは之を戒むべし、其役にして意見あらは事  
の大小に依らず、速かに申具せよ、藩士と神官、僧侶及び農商の訴訟は、其の右司之を聽斷すべ  
し、其の時大目付役立會する者とす、其の決斷し能ざる時は寄合所に具申すべし、士實子無く養  
子を爲さんとするときは、他人の子を以て我嗣子とし養ふと適宜とす、寄合所加判組頭の外は諸  
物頭祿の多少を問はず、先きに職に着くものを上列とすべし、已れ職を奉ずると能はずと思惟せ  
ば、其の趣意を陳述すべし、城中にて鬪争する者あらは、其の預る所の番所を固守し、漫りに奔  
走扶持する勿れ、藩士途上鬪争するものあらは、近邊の者に非れば其の場に臨む勿れ、但し一門  
親戚は此限に非ず、其の是非は大目付役又は組頭の裁許を乞ふべし、藩士たるもの儉約を守り冗  
費を戒むべし、頭役、無組、高知組の者は地方にては絹、紬、木綿、搦布を着するは適宜とす、  
羽織袴之れに稱ふ、小性組、馬廻、射手、異風は、紬、木綿、搦布とし、徒行組以下のものは木  
綿、布に限る、昵近の子、小性組、紬、木綿の外を許さず、但し江戸にては此の限りに非ず、十  
五歳以下の幼少人たりとも、衣類は其の親に準すべし、年忌法事の禮式は輕便を主とし、其の親

戚の外、葬儀に列すべからず、藩士家屋を營修せんとするときは、其の頭役を経て寄合所に具申  
すべし、藩士故なく會宴する勿れ、親戚に限り年始に會同し又は自他國の賓客を饗するときは、  
定ある餽菜を以てするは妨げなし、嫁娶の禮式亦之に準す、互に物品を贈與する勿れ、但し祖  
父母親子兄弟の母は此の限りに非ず、妻妾は其の美を選ぶ勿れと、又市民に令して曰く、僕婢雇  
入の期は毎年二月十日を限る、其の期を経て流浪する輩は入獄に處す、寓主之れを陳告せず、他  
人之れを訴るに於ては寓主も共に禁獄に處し、訴人は褒賞すべし、婢は春秋二期に雇替するも妨  
げなし、農民と商人と訴訟の件は改作奉行之れを判決す、若し決し得ざらば家老職に陳具すべし  
冬期降雪のとき速かに家屋前の雪を除き往還を通すべし、若し行人に害あらは其の一町之罪に歸  
すべし、家屋築造は節儉を主とし、杉戸、書院、唐紙等を用うるを禁すと

▲同二年 富山西町に掲示場を築造せらる、之れを高札の御定書と云ふ、其の要に曰く、大商賣  
一圓停止たり、若し犯すものあらば罪すべし、驛傳馬及び駄馬の重量は四十貫とすべし、犯すも  
のは減却せしむべし、驛丁一人の量は五貫目を限る、長持一荷は三十貫、駕籠は四人持とす、宿  
賃は薪代とも一人一泊十六文、馬は十二文とす、犯すものは三十日の禁獄に處し、其の町の年寄  
役は過料金五貫文、其毎戸に百文宛を徴すべし、負傷ある者は僕婢と爲すを禁す、行旅者此の場  
示の趣意を犯すべからず、犯すものは共に罪すべし、盜賊惡黨賭博を爲す勿れ、犯すものあらば  
告發せよ、縦令同黨の者と雖も褒賞すべし、之れを陰匿し他日露顯するあらは其の地の肝煎、十

村頭を罪すべし、淫賣を禁す、富山より滑川を四里とし、此の駄賃七十八文、乗懸荷人を乗するも同じ、無荷は四十六文、驛丁は八十一文とす、不詳なるものは寄留せしむる勿れ、若し陰匿するものを聞知せば、其の他の肝煎又は十村頭に報知すべし、所々悪黨横行せば、村々申合せ捕縛すべし褒賞を興へむ、事に臨み協力せざる者は、其の村の罪に歸す、町人百姓争論せば、町年寄肝煎又は十村頭より町奉行、郡奉行に申告すべし、私に之れを具申するものは縦令事理ありと雖も罪すべし、取次のもの遅滞し、事本人の困難を益すものは目付役より之れを上申すべし、町人百姓存生の内に嗣子を定むべし、死後紛争を招くものは罪すべし、旅客旅亭又は驛傳所にて遺失の物あらは國境まで追走之れを違すべし、若し時を移し発見せば肝煎に之れを具申すべし、馬丁たるもの途中乗馬を禁す、若し乗馬の平民途中士に遇ふ時は馬を路傍に曳くべし、寛永の新貨は金一兩に四貫文を以て換ふべし、一步金は一貫文とす、犯すものは其の賣買の一倍を過料金とす、其の町の年寄は二百疋、其の他は毎戸十文宛の過料金を徴す、年貢庫納金と雖も一般通用の額に依るべしと

●慶安二年 郡村の檢査全く畢る、奉行は石川與三左衛門、盤江庄水なり

●同年 婦負郡野積谷山方裁許なる渡邊助右衛門、職權を奮ふて部民を苦しめしかば、部民等其の非を敷へて訴ふ、家老富田右衛門尉之れを糺せども助右衛門招きに應せざるに依り、利次公特に富田彌五作、滑川玄蕃に命じ、汝等往きて彼れの罪を糺し城中に拘引せよ、若し應せざれば直

ちに刺すも可なりと、彌五作命を奉じ、家に歸らず直ちに往きて生命を助右衛門に傳へしに、助右衛門怫然として立上り忽ち彌五作を斬る、其鋒尖垂帷に觸れしかば、彌五作小刀を揮ふて助右衛門の鬚毛を切る時、玄蕃も來り扶け、玄蕃の僕、遂に助右衛門の首を取れり、其功により彌五作祿二百石を増加せられたり

●同三年春 婦負郡奥田新村に水田千四百六十石を開拓せしめらる、又杉原野を開き二千石餘を開墾せり、又神通川の上流鳴口村より水を引き田地に灌漑せんとて起工せらる之れを牛ヶ首用水と云ふ

●同四年 婦負郡百塚村の地理を檢査せしに、新城築造の工事容易ならざるを以て、富山に居城を定めんとに決せらる

●同年七月 加賀能美郡の内二萬石、越中新川郡の内浦山の邊一萬六千八百石の地を換へ、富山近里、即ち婦負郡百八十村高六萬二千八百五十石、新川郡七十三村高三萬七千四百九十九石と定む

●承應二年七月 金澤藩巨本多安房守、放鷹のために富山に來り泊せしに偶々市中干蘭盆會の踏舞ありて、安房守の僕、夜間出で、戯れに舞場を亂す、富山藩士片岡平右衛門途にて之れを認め其の暴行を論し遂に刃を抜きて之れを威嚇せしに、安房守の從儀數輩、平右衛門に恥辱を興へて遁る、平右衛門大に怒りに堪へず、直ちに其の頭役生田四郎兵衛に狀を具し、且つ雪辱のため明朝安房守を送に要して擊殺し然る後自刃せんと述ぶ、生田四郎兵衛猶豫して是非を判せず、安房

守之れを聞知し夜を侵して金澤に去る、翌朝に及びて利次公之を聞かれ、平右衛門に屠腹を命じ平右衛門と同行せし輩は皆な祿を没し閉門に處し、又四郎兵衛は頭役を奉じながら平右衛門をして恥辱を雪がしめざりし爲め是亦閉門を命せられたり、本多安房守金澤に歸り平右衛門の罪に處せられしを聞き、平右衛門に無禮を加へし儼從五人を殺し以て罪を公に謝す、公聽かず怒り甚し利常公神谷圖普を便とし和を講せしむるも公猶肯せず、安房守已むを得ず其の老臣藤井雅樂を自及せしめ深く公に謝し、事漸く落着したり、其の後禁令を發せらる世に之れを益觸れと稱す、其の畧に曰く、踏舞、相撲、辻立、夜深寺院に參拜し婦女を携へて市中に出る勿れと

▲明曆元年 小性梶原左内なるもの橋本主殿を殺す、初め主殿、左内共に年少の美色ありしを以て利次公の寵を蒙りしが、小性目付役上田市之亟 両人の品行正しからざるを上聞せしに依り公の訓諭を受く、左内已れの非を悔みず、市之亟を刺し又主殿を謀殺し、已れの家に火を放つ、左内の老母自及し、其僕治右衛門、掃除坊主林清共に左内を扶けて若干人を殺し、終に火に投じて死せり

▲同元年 幕府十萬石の軍役を定む、騎馬士百七十、鐵砲三百五十、弓六十、槍百五十、旗二十とす、於此藩士の徽章を定め、大小馬印の制、諸頭取、使番、奉行羽織の制、小性、馬廻、差物母衣の制等を立てらる

▲同三年正月十八日、十九日 江戸大火あり、火柳營に及、新田義貞より傳來の錦の御旗以下寶

刀、名器等夥多しく焼失す、時に利次公在國、急に上京せんと欲せられしも幕府の許可を受くるに違なきを以て止む

▲萬治元年九月 利常公俄に薨去せられ、公訃音に接し直ちに加賀小松の城に赴かせらる

▲同二年 郡内に十村役を定めらる

▲同四年 舊富山城を修營し、天主土台石を置き、天守を建て、土橋を除き、掛橋を造り、櫓三ヶ所を建設し、二階門を三ヶ所、冠木門七ヶ所、木戸七ヶ所を造り、本丸、二の丸、三の曲輪土居の上掛屏を造り、總構東西南三ヶ所堀を廣め、東の出丸堀を埋め、更に東に堀を穿ち、以て城中の地を廣め百七十坪を求めて中屋敷とし、江戸在住の士を此に置く

▲寛文三年 天皇即位の禮を行はる、依て石川與三左衛門を京師に遣はし太刀一口、馬一匹を獻せらる、法皇本院へは銀十枚、新院へは銀五枚、女院へは銀十枚を奉らる

▲同四年四月五日 四代將軍家綱公より初めて御分封の御判物を賜ふ、是より富山、金澤、大聖寺の分域明確となれり

▲同五年六月 藩士に訓示あり、其要に曰く、藩士以後新たに屋宇を築く勿れ、懷敗の修營を要せば頭役に稟申すべし、凡る衣服は頭役は平編、羽二重、組付の輩は絹紬を着すべし、裏付袴羽織は適宜とす、下士は紬木綿に限るべし、婚儀は秩千石以上の輩は乘輿に長持王とすべし、一門の外酒肴の贈答を禁ず、饗宴は二汁五菜とす、鷹獵の鳥を以て饗する等は二汁一菜、或は園圃の

野菜一を以てすべし、武器、馬具は其の分に應じ分外の飾を禁すべし

△同七年十二月。又訓示あり、其の要に曰く、城下出火の際五百石以上の頭役、馬廻の輩は火の元に赴きて消防すべし、風烈のときは三の丸を警戒すべし、馬廻の士、當直の輩は土橋の外に警固せよ、組頭其の場に出張しなば其の指揮に依るべし、登城の士輩は三の丸腰掛前に警固すべし、小性頭、馬廻頭、鐵砲頭は往來人を監査すべし、馬廻頭、物頭は火元に赴き消防すべし、足輕は頭役の指揮を受け、長柄者は奉行の指揮を待つべし、城中防禦の受持場を分ち三とす、小性、手廻、與外の輩は居間を禦ぎ、馬廻、射手は書院、廣間及び台所、馬役徒士は厩を防ぐべしと

△同八年春。新川郡月岡野を開拓して稻田四百五十石を得

△同年。度量を改め米一石を收納する貢米は別に一斗一升の増米を加へ、之れを口米の制といふ

△同九年。婦負郡西岩瀬に運河を通じ、能登産出の鹽を引かんため、草島村古川を開鑿す

△同十年五月。甲府宰相綱重の臣、太田十左衛門、太田總太夫罪あり、幕府より之れを藩に預け

らる、甲山治左衛門江戸邸より富山に護送し來り三の丸に幽す

△同十一年四月二十一日。安養坊山に火爐を築き、大鐘を鑄造し、城内に移して時鐘させらる

△同十一年冬。初めて四方港より輸出米の法を設け、米一萬二千石を大坂に廻送す

△同年。富山城内に書院を築造せらる

△延寶二年。飛騨、越中國境を争ふて幕府に訴ふ、布谷村渡邊佐五兵衛等、江戸に拘引せらる、

飛騨城主金森等私かに貨賄を幕府の官司に行ふ、公江戸に在りて屢々越中に出で其の國境の事を

老中等と論議あり、爲めに幕吏其の處置に苦む

△同年五月九日。郡村農民中、家系及び資力を撰び、十村役とし、之れに次ぐものを長百姓とし

十村役六人、長百姓十六人を限り、小松の法に準じ郡治の制を設けらる

△同年秋。南風猛烈にして稻田を害す、米七千五百石を罹害者へ免除せらる

△同年七月七日。利次公江戸城中にて頓に發病あり、平川口より下城の後、即日薨去、齡五十八

目付役小出甚左衛門、奏者番戸田伊賀守を使として將軍より香典銀二百枚を贈らる

△同年同月二十日。柩を富山に奉送し、婦負郡長岡山に廟所を設け葬儀執行、諡號を龍光院殿前

拾遺從四位下瑞巖良祥大居士といふ、公は幼にして江戸邸に在り屢々大樹の營中に到られしが、

一日木郷邊の民家火を失するの報あり近從の士皆還りて在らざるを以て、大樹俄に公に歸邸を命

じ左右をして之を送らしめ、此の時乙鳥の槍、朱柄の傘、赤草の障泥、黒絹輪紋付の羽織、桐油

の沓籠履を齒笥の具に附せらる、皆徳川家の具にして他諸侯の用ふるを得ざる所なり、分封の後

之れを常備の具とせられ我藩の格式となれり、又江戸邸新築に際し、利常公より特に玄關の唐破

風、唐戸上檀造を贈らる、之れ秀吉聚樂亭の材なり、故に其の造工他諸侯に異り、其他寶物頗る

多しと傳ふ、分封の際、小松寶藏の内一棟を受けられしが其の重なるものは鯁尾の兜、郷義弘等

の刀劍、四隨錦の御旗、懸幅類、猿樂面類、古鏡類、茶器類とす、分封後始めて金澤へ入らせら

る老臣曰く、越中の俗、古より治め難しとす、然るに公能く之を治めらるゝは如何と、公曰く越中を治むるは生鳥を攫る如くすべしと、公兵學は宗家の長臣本多の臣大橋玄可を召し楠流を學ばる、又二木守良小性組にて北條流軍學に練達するを以て之れを學ばる、公時に又和歌連歌の道を嗜ませられ且つ頗る能書なり、明曆三年八月二十五日小松天神新たに建立され社頭にて奉納の連歌百韻を行ひ京都北野より宗匠能胤父子を召さる、之れ月次連歌の濫觴也、今三三を記さば

千代の秋初めや告げん松の聲

利 常

天満月のすめる瑞籠

綱 利

水清き御池に浮ぶ霧晴れて

利 次

公深く菅公を尊ばれ一日恍として壁上に菅公の畫像を現出せるを覺るる、依りて封内に布達し各々所藏の菅公畫像を出さしめしに淨禪寺出す所の柘榴の尊影、夢現のものご異なるごなきを以て堂宇を造り淨禪寺を祈願所とし大に尊崇せられしと云ふ

▲同三年八月二十二日 幕府老中等連署を以て越飛國境の爭論あるに際しければ、長田平右衛門佐脇傳右衛門を檢使として往て檢分せしめしに、桐谷村よりクフス村高に小屋の証據となるべき者あり、又金山ありて桐谷村より探掘せし形跡あれども數年來廢止し居れり、飛驒越中兩國繪圖を閱するに論所の山は飛驒の圖中にあるを以て 飛驒百姓申立の趣を至當とし、後鑑のため東の方小豆澤村八町下兩國域の、原平の尾通り、クフス北の谷、白木が峰より西の方、境谷、

金剛嶽の峰通りを國境と指定し繪圖を添へ下達せらる、是に於て論地も局結べり

▲同年同月 正甫公直書を以て下命あり、其要に曰く従前先公定め置かれし諸法度を堅く相守るべし、藩士疎暴の所行あるましく様頭々より嚴示すべし、郡中、町方曾て定め置かれし成規の通り相守るべし、政事細目は寄合所示談に屬すべし、藩士若し、一己の意を立て、專恣なる者あらば屹度頭より上申すべし、寄合所の面々一和百事議を盡し、公論を以て極め開申決を執るべしと

▲同年秋 大風あり米作を害せし爲め收納米七千五百石を免除せらる

▲同年九月 正甫公御家督、公幼名は利勝、利昌、利虎、利隆、利義、利之、季久、掃部と稱す利次公第二子也、慶安二年八月二日富山に降誕せらる、其母柴田氏、名は八尾と云ひ、臣柴田以信の養妹也、降誕後近藤善右衛門に下して傳育せしめらる、寛文二年四月八日始て江戸に判り、五月十日大樹に謁見時に齡十四歳なり、三十二年二月二十七日從五位下に叙し、掃部頭と稱し松平氏を稱す、此の時例に據り禁裏へ黄金一枚、仙洞御所、新院、女院、親王、女御へ各銀三枚づつを献せらる、其の他各局、雜掌に到るまで銀錢若干宛を贈與あり、七年十二月二十七日從四位下に叙し大藏大輔と稱す、是の月近江守と改め、九年正月大藏大輔と復稱す、三月中川佐渡守久恒の妹通稱英子を娶らんとを幕府に請願せられ幕府之れを允許す、四月十八日婚禮の式あり十二年五月初めて富山へ還城せらる、延寶二年七月七日利次公薨去に付大樹より喪中御尋の書を賜ふ、

八月江戸に到り、九月四日家督を繼がれしなり

△同年同月十一日 繼目の禮あり、長臣富田總殿、近藤主計、村集人、奥村藏人、瀧川女番等謁見す、各太刀一腰、銀馬代を獻す

△同年三月二十九日 西田地万細野彌左衛門火を矢す 會々南風猛烈にして全市を焚き、其の餘火城中に及び殿宇米庫を燒く、午時より酉時に到り千數百戸を燼滅す

△同年四月七日 中村孫市方より出火、數百戸を焚く、公藩士の再度火難に罹りしを憐み祿百石に對し金五兩の比例を以金を賜ひ救恤せらる、蟹江主水、石川與三左衛門辭して受けず

△同年七月 公江戸より歸城、曾て江戸にて聘せられ浪士渡邊佐次右衛門を火術の師範役とし始めて大炮の發火演習を婦負郡北代野に行ひ公親しく臨みて藩士を督勵せしめらる

△合四年春 封内の人口を調査されしに、藩士家族、男三千八百七十七人、女三千八百十六人、商家族、男三千八百七十八人、女三千八百三十三人、農家族、男四千四十五人、女四千四百九十五人、僧七百四十四人、神官十七人、山伏四十二人、貧民四百二十九人なり

△全五年八月二十五日 富山城修營の許可を得て起工あり

△全年秋 大風害を爲し收納米三千九百石を翌年に延納するを許さる

△全六年春 前年延期の納米は民力の堪へざるに依り貸與米の制を設けらる

△全年三月 婦負郡奥田村の山中、群狼人を害するにより、公往て狩し自ら手槍を揮ひ三狼を斃

されしに、一狼其の太刀打を噛む、此槍身は源爲朝の箭の根なりと云ふ、近侍片岡某、齊藤某も亦二狼を生きたがら獲、二狼を斃せり

△同年夏 炎暑酷烈にして稻田大に損す、因て米二百六十石を救恤し、四千石餘の延納を許さる

△同年 婦負郡外輪野を開拓して養水を通じ新田千九百五十石を得

△同七年秋 霖陰數旬に亘り稻田腐敗し救ふべからず、納米五千四百石を延納せしめ、五千九百石を免除す、又風損雨害ありしかば納米五千四百石餘を免除し、五千四百石餘を延納せしむ

△同年十月 藩臣の秩祿半納の制を設け、又歩上げの制を立てらる、千五百石より六千五百石までは八歩、四百五十石より千四百石までは六歩、二百五十石より四百石までは二歩、六十石より二百三十石までは一步の比例とす

△同年十一月八日 藩士の窮を扶助する爲め、三百五十石以上のもの錢一貫目に付三石五斗、百五十石より三百まで三石、百五十石以下は二石五斗の除米を定めらる

△同年十二月 制度を立らる、其の要に曰く、藩士の面々作事堅く停止す不得已向は頭より上申すべし、衣服は小性、馬廻、射手は紬、木綿、八講布を着すべし、羽織袴之れに準ず、組外以下は木綿布の外着すべからず、葵梅發の徽章あるは此限りに非ず、武器馬具は堅全を旨とし虐飾に流る

勿れ、年忌等には親戚の外參會すべからず、類中難澁人は親子兄弟の外合力停止、音物は親子兄弟、樹果園蔬に止め、其の他は一切無用たるべしと

▲同年 游船を造らる、船體俚色塗にして白帆を附し出獵遊觀の具とし、神通川に浮ぶ

▲同八年 狂風暴雨交々至る、河川漲溢、水損夥多しきを以て農民より後見人を撰ひ十村役と共に各村を巡回視察し、民人に説諭して貢米を收めしめ、損害に罹りし者は一萬二千二百石を免除す

▲天和元年正月四日朝 淡紅色の雪降る

▲同年四月二十三日 正甫公江戸發駕ありて五月四日に還城

▲同年五月十八日 幕府の巡見衆大關勘右衛門、内藤十之丞、目付長根左兵衛、共に富山に来る供人都て百五十人なり、瀧川圖書旅宿にて接待す、十九日一行富山出發

▲同年七月朔日 老中連署を以て近衛中將越後守高田光長の封を收むることとなり、此上使として松平日向守、秋元攝津守に命せられ、神原式部大輔、牧野駿河守と共に往き七萬石の軍役を以て其城を收むべき命ありしに付、正甫公より即日返翰を發せられ十九日富山出陣、先き勢足輕四組長柄五十本、士二十五騎なり、此日浦山に泊し、二十日市振、二十一日長濱、二十二日春日山の麓に陣す、後勢は旗十本、鐵砲百三十挺、弓二十張、長柄二十本、旗本の士五十騎此の日三日市に泊し、二十日堺に、二十一日能生に、二十二日中屋敷に陣す、後勢は足輕三組、長柄五十本、士三十騎此の日魚津に泊し、二十日浦山に、二十一日糸魚川に、二十二日小田村に陣す、總勢三日滞留、二十六日曉天月城の南面に陣し、正甫公自ら城中を開して其任を完ふせらる

▲同年同月 大風雨あり、吏員を郡内に派して田畑の損害を檢し其害甚しきものは米價を評定せしめ、十村役立會し平均價格を定めし上石代金上納を免さる、罹害數一萬千二百石なり、此の外延期納を免せられしもの六千九百石餘

▲同二年二月 神通川洪水氾濫し舟橋の鐵鎖を中斷す

▲同年十二月二十八日 江戸邸延燒す、四代將軍家綱公より利次公に授與されし御判物も燒失せり、富山の豪商吉野屋慶壽木材及び金若干を献す

▲同三年十二月 制度を定めらる、其の要に曰く、公義條目堅く相守るべし、藩士の面々文學武藝に勤勉し怠慢すると勿れ、悪友に交ると勿れ、篤學方正にして武藝熟達の者あらば其の頭より上申すべし、諸物頭は第一其の身行跡正しく禮義を以て想下を指揮すべし、私意を以て親疎を立つ可からず、若し組下不行跡の徒あらば誠意を以て精々異見を加ふべし、藩士質子なく養子するに於ては自他國に拘はらず親類中にて擇ふ可し、若し無之は當地に於て他人たりとも選擇して願出べし、諸役入寄合所に上申の件は向後同様と共に出頭すべし、目付役陳告の件は寄合所を經ず直ちに而陳すべし、事に依り寄合所に下附するとあるべし、寄合所の議は大目付へ報すべし、富山山王社祭日は四月朔日とす、江戸より還城の年は六月十五日とす、凡る藩士五十里以上の地に使するときには三日、十四里までの間に使するときには一日、境内に宿泊、又隨行するときには一日の休暇を賜ふべし、家居の長男は勿論、他國に遣はしたる長男あらば必ず遺書に記載し置くべし、若



し匿す者あらば繼目を命せざること、向後御目見の期に後れ參着の者は之れを除く、家庭にて烟火を弄するを禁す、向後陪臣を除くの外、足輕、掃除坊主、盲人、町人、百姓、十村役の輩は鐵門まで低木履を穿くべし、陪臣は雨雪の時と雖も笠或は頭巾を以て覆面して鐵門に入るを禁す、藩士一般組頭に途に逢へば禮すべし、足輕の輩年賀の時と雖も肩衣を着くるを許さず、百姓は年頭拜賀の節及び放鷹の節、送迎共肩衣を着するを許さず、其の親罪を犯し死に處するも子共を死刑に處することなし、割場足輕、作事足輕は公用の爲め杖を携へ鐵門を過るを許す、西岩瀬釣場にて藩士垂釣及び網するを禁す、定めに疋き衣服の制を犯す者は過料銀を徴すべし、組外歩行以下の者酒肴料を献するを廢す、一度結婚を願ひたる者再婚するときは願書を呈するに及ばず、藩士の子女神官、僧侶、商人と結婚するを免さず、江戸出府の事務取調に與かりたる者には遠城の後鷹狩の獲物、或は肴を慰勞に下賜あるべく、放鷹の時臨機農商の者を採用の節は、其の場に奉行出頭して命すべし、藩士他國に役し、其の親子兄弟病あるときは願に依り休暇を賜ふべし、職を奉じ自ら任に堪へずと思はし辭することを得、鉄砲町、總曲輪植付の竹を斬ることを禁す、物頭より手廻組までの者結婚を願ふときは龜形の捺印を賜ふ、其の他は年寄記名に止むること、伊勢拜參を願ふ者は同行二人を限り、往復は二十日とす、愛宕八幡拜參を願ふものは往復二十五日とす、御留守のときは共に同行三人に限ること、城番の士以後年中勤番日數三分の二以上勤勉せしものは職を命じ、或は出府の隨行を命す、近習の輩一日の欠あれば年中の勤務の全數を算せず

祖父母親子兄弟妻病あるときは其の旨を同番の者に告げ家宅に還る事を許す、富田總殿鐵門まで乘輿を許す、祈願寺病を強いて召に應ずるときは鐵門まで乘輿を許す、法華寺鐵門まで乘輿を許す、光嚴寺は鐵門まで、其の他封内何の所を問はず、空閑等乘輿を許す、四月盡日まで神通川にて鮎を釣るを禁す、頭役の者越中番所の前を過るときは下馬するに及ばず、富田總殿馬廻番所前を過るときは藩士椽板に出座し禮すべし、高知組以上、婦女衣服の制は上小袖表代價は銀八十匁、帷子は銀三十匁、中小袖表代價は銀六十匁、下小袖表代價は三十五匁、小袖中紅中帷子代銀は二十五匁、下帷子代銀は二十匁を限ること、四百石以下小袖表代銀六十匁、又は三十五匁、帷子代銀二十五匁、又は二十匁、小袖裏中紅に限る、組外以下絹袖添物八構布添帷子に限ること、四百石以下の士は袋茶を禁す、奢靡の玩弄物を買ふことを禁す、藩士野外散歩せば獨餉に限ること、唐木綿、奈良晒木綿を禁す、市民一般無紋紫小袖袷紫裏し、を熨斗目白下着を禁す、城下失火あらば年寄月番、大目付、小目付の内一人出頭し、火消役は火元の防を爲すべし、城の近火のときは物頭長男、無組小性、馬廻、手廻、射手、徒歩都て職あるものは、追手下馬場を警衛すべし、吉田甚五兵衛、半井彌右衛門は長柄者を率ゐ、追手腰掛場を警衛すべし、市中の人夫は三の丸に屯すべし、親戚の外は失火の爲め訪問するを禁す、失火近邊のものは直ちに防禦すべしと雖も火消役出張せは、其の指揮に隨ふべし、組頭物頭は三の丸土橋揭示の條目に據り城中に入るべし、但し從者二人とす、足輕頭は部下を率ゐ、追手土橋に屯すべし、馬廻番士は、速に鐵門を開

き、番士の半数追手土橋に出張すべし、頭役出張は此の限りに非ず、番士家宅近火のときは同番に旨を告げ歸宅するを許す、城中火防受持を定じ、居間小性、次の間は手廻、料理の間は與外組長爐臺所は料理人歩行組、式臺、廣間、書院は馬廻二組、櫓門は射手組細野九郎右衛門部下足輕扶持人、大工、算用場は目付二人、小算用者、會所は高澤主馬部下足輕、作事所は作事奉行、扶持人、大工、生田四郎兵衛部下足輕、厩は馬役林助八部下足輕、赤藏、本町藏は改作奉行代官下代米見とす、此の他水手役、火消道具奉行、裏門締役、各守衛を定めらる、又制度の項目を改正せらる、其の要畧江戸出府隨行前用意日数は、小性は十日、手廻は七日、組外歩行は五日とす、江戸より歸國休暇日数は、小性、馬廻は三日、道中取調掛りの者は三十日とす、江戸留守中死刑の者あらは必ず江戸へ伺ひ出すこと等なり

▲全年秋 稻田熟せず八百石を救恤す

▲貞享元年四月二日 富山發駕二十一日着府せらる

▲全年六月八日 雪降る、奥羽は一尺餘積り 越後村上邊は八寸計りと云ふ

▲全年八月 若年寄見石守稻葉通秀、大老筑前守堀田止俊を江戸城中にて刺殺す、老中大久保忠朝、戸田忠昌等趨りて之れを救ひしも及はず、城中騷擾し諸侯先きを争ふて下城せしも、正甫公は獨り衆に後れて起たせられず、大目付役某來りて其の故を問ひしに、公は宗國加賀守は今邑にあり、今日の顛末を報せずんはあらず故に止まるなりと答へられ、且つ大樹公の安否は如何と

問はる、大目付役之れを知らず、直に老中に陳告し、老中席を起ち、來りて大樹の安きを告ぐるや、正甫公徐かに下城ありたり

▲全年十一月十三日 大樹より領知の判物を賜はる

▲全年 休暇の命ありて御入部

▲全三年四月四日 富山發駕東勤

▲全年 寒村の貧民へ、近平打續き凶作に付、正米八百石を賑救せらる

▲同四年五月 幕府より在邑休暇の命あり

▲同年同月十三日 江戸發駕二十二日着城

▲元祿元年二月 幕府より鉄砲所持の者員數及び、該器所持の浪人抱置き有無の開申を爲すべき嚴達あり

▲同年九月 風雨稻田を害するに依り二千石を免除せらる

▲同二年三月 江戸邸を造築せらる、是地は天和二年焼失の跡也

▲同年同月 算用場の稱を改め勘定所とせらる、蓋し幕府の制に摸せられしと云ふ

▲同三年三月十四日 安養坊山に於て時鐘を鑄造せられ、公自から工を勵まし工場に臨まる、吉

野屋慶壽隨ふて到り、其の藏する所の古金銀錢等を製練中に抛入す、工成りて之れを城中へ曳き入れ、鑿きに木郷村自徳寺より移せる鐘を返附せらる

同年四月四日 富山發駕、東上中旬着府、二十二日參府の禮濟じ

同年同月 富山町入口諸方へ柵門を建てらる、稻荷町、愛宕新町の両口は官道に付番所を設けて非常に備ふ

同年十二月 封内難澁人のため倉庫の米二千石永年賦を以て貸與せらる

同年四月十四日 在所への休暇を賜ふ

同年同月二十六日 正甫公江戸發駕二十六日富山へ還城せらる

同年八月二十八日 正甫公は蓮宗を信じ改宗大法寺の檀とならる

同年九月二十五日 幕府より飛騨高山城を加賀宗家へ御預けに付、宗藩頭役永井織部外八名組下數十人と該城受取として遣はさる、依りて道筋の封内に在る川々へ藩士を出さる、笹津舟渡

熊野川、長澤川、皆奉行二人宛なり

同六年正月朔日 藩士禮儀は大雪のため舊服の下達にて差止めらる

同年八月十一日 上使溝口源右衛門を以て正甫公に休暇を賜ひ、且つ大樹の面前に於て御馬拜領せらる

同年同月十五日 正甫公江戸發駕、二十五日還城せらる

同七年秋 米穀不熟、民庶大に困窮せしかば、吉野屋慶壽其の庫及び藏米を献し救恤の米一万五百石に及べり

同八年 霖雨の爲め凶作なりしかば、二千八百石を免除し、五千石を翌春へ延納せしめらる

同九年九月二日 幕府より富山藩へ江戸芝増上寺營繕の舉を扶くべき命あり翌年二月十八日より起工し、本堂及び周圍築造成り、六月に至り又山門、山櫻、衆寮、鐘樓、經堂修繕の命あり、

七月十一日落成す

同十年七月二十八日 大樹より正甫公へ時服十枚賞與あり、工事掛、村隼人へ銀三十枚、時服

三枚、羽織一枚、木村茂左衛門、河村彌三右衛門に各銀二十枚、時服二枚、羽織一枚、澁川玄蕃

、野村平内に銀十枚、時服二枚、羽織一枚を賜はる

同十一年九月六日 江戸淺草の藩邸焼失す

全年 富山城東の稻荷町に荒蕪の地多きを以て人口を移し、市街連垣の巷と爲さんことを謀られしも事容易に成らざるを以て公より吉野屋慶壽に内命を傳へ一寺を建築せしめらる、之れを蓮

台寺と云ふ

同十四年の秋 大風雨あり諸川暴漲す、就中常願寺川馬瀬口村の堤を破壊し、稻田七百五十餘

石を損し、熊野川に浸入す

同年八月十七日十八日 又た馬瀬口村堤を破り鮎川へ注入し、富山へ浸水して寺院を流失す、

田面の害せられしもの七千四百二十九石、破壊の堤は一万七百三十五間と云ふ、水害七百五十石

を免除、三日石餘を永引損米とす

同年九月 江戸淺草の藩邸建築の地祭執行を常照院に托し公より銀三枚を遣はさる。十月六日に棟上を祝し其後落成す

同年冬 金融閉塞し上下甚だ困難するを以て銀貨を造り封内に頒布せらる

全十五年十二月十四日 故淺野内匠頭の臣大石良雄等四十六人、本庄吉良邸へ夜討し上野介の首級を取り泉岳寺街社墓前に供ふ、幕府四十六人を細川越中守外三侯へ預け、明年二月命を下して切腹せしむ、三月某日、正甫公近侍高澤忠進に對ひ之を評されし言に、嗚呼大石良雄は忠義の士なる哉、我國若し事あらば誰か良雄に比する者ぞ、汝如何となすと、忠進謹み答へて、淺野家は五萬石なり 公は十萬石の主なり、國家事あらば豈に四十餘人に止らんや、必ず夥多の忠臣出づべし、然れども淺野侯は毎に仁惠を厚くせしと聽けり、此の如き侯に非ざれば此の如き義烈の士を得難しと述べ、公これを聽き怫然として座を立たんとせられしかば、忠進公の袂を扣ひて、臣の言御心に快しとせられざるか、若し然らば義死の臣を得難きのみと、公聽がすして去られしが、翌日に及び忠進を政堂に召し、其の忠言を賞して秩百五十石を加賜せらる

同十五年九月 藩士嫡子へ領内の山野へ五調ためしを命せられ、珍草奇木礪石類あれば、其の處に標を付し上申せしめらる

同年秋 水害ありて貢米二百石餘を免除せらる

同年十一月二十九日 江戸邸再び焼失す

寶永元年 正甫公澤井忠勝を召し豊田流の軍具師とせらる

同三年春 婦負郡古澤村用水を通し、千八百三十石の水田を開く

同年四月 正甫公病甚しく大樹より見舞の書翰を賜ふ

同年同月十九日 正甫公富山城中に薨去齡五十八、長岡に葬る諡號を正甫院殿前大府侍郎天心日管大居士といふ

公性剛毅にして武を嗜まる、又奇を好まれて其の行狀常に人の意表に出づると多し、武術を善くする士を招き、其の術を藩士に傳授せしめて鼓舞獎勵されしと甚だ多し、或年喜多村主計助、山口宗久を召出し、擊劍の師範とせられ初めて中條流藩に行はる、又渡邊新藏繁正を採用し、見日流の柔術の師となし、渡邊佐次右衛門を召し稻留流火術の師とし始めて北代野に於て大砲の發火演習を行はしめらる、又松坂加右衛門を採用して原田流槍術の師とし、其の術を獎勵せられしとあり、江州の人兒玉猪左衛門なる人、風を望み來り、山口流の擊劍を廣めんとす、藩士小柴某、奥田某之れに従ひて免許を受けしが後年に至りて二派に分かれ各々師範となる、又文教禮義も治安の要務たるを以て、碩儒南部草齋を聘し儒官長として藩士に經典を學はしめ、吉川仲次、小笠原禮法及棒火矢に練達し、杏三折儒醫を兼ねるを以て俱に召抱へらる、公武を好むと共に又國雅書法を善くせらる、其の長澤山觀花の玉詠は各願寺の什物となり今まに秘藏す、書法は近衛流にして親しく題書せられし能面の匣等後代に傳はるもの多し、又古錢を愛玩せられ、遠近を問はず其

の奇なるものを探り得て秘藏せられたり、公の歴代中殊に記さる可からざるは富山賣藥の獎勵なり、公一日腹痛を感せらるゝや、侍醫藥を奉ずれども癒へず、偶ま近臣日比野小兵衛座右に在り、懷ろに癒せし反魂丹を奉る、公之れを服用されしに速かに癒へたりければ大に奇功を感じ、何れより之れを得しやと問はる、小兵衛答へて、臣曾て命を受け肥前長崎に到りし時、備前國片上の藩醫萬代淨閑なる者に旅宿に逢ひ、之れと語りて交誼を厚ふせしに、一日小兵衛腹痛し、百方手を盡せども癒へず、然るに淨閑一丸藥を與へし故之れを服して忽ち効ありたれば、其藥劑の傳受を乞ひ、爾後自ら製して不虞に備ふるもの即ち此の反魂丹なりと陳ふ、公之れを聞き奇藥人の患を救は、何ぞ秘密にすべけんやと、乃ち其の法を説かせ、藥を調製せしめ常に藏せらる、然るに他日、江戸營中に於て一諸侯頃に病あり殆んど死に濱せんとせしかば、公反魂丹を與へられしに忽ち常に復したり、此の時列にありし諸侯、其の奇驗を感じ、各州に此の藥を差遣し賣弘めんことを乞はるゝにより、公之れより松井源右衛門に命し、製藥を爲さしめ、大國へは二人、小國へは一人の行商を出さしめ、傍ら密に藩地の事情を探索せしめらる、是れ富山賣藥の嚆矢なり封内會々痼病、瘧疾流行せしかば、公自から藥を練り施與せられたり、其の心を衛生に用ゐ衆を愛せられしと此の如し、公又曾て城外に遊觀の地を卜せらる、公は固近藤善右衛門の邸に降誕せられしが、善右衛門は當時磯部村に住し同村の鎮守は鹿嶋社なりければ、公深く之れを尊崇せられ、爲めに磯部村より諏訪川原を一實區とし是れを御用屋敷として、其の區内に鹿嶋神祠を建築

し、遊觀場を設け、場中に富士峰を摸し、琵琶湖を擬し、且つ湖の周圍には景を象る茶亭、月閣あり、櫻樹、楓林を植へて四時の風光備はらざるなく、南嶽西邸皆其の景を助く、此地は神通川の東岸に位するを以て一は堤防の豫防に注意されしなりと云ふ、又公一日名木赤梅檀を以て佛像を刻せんと欲し、近侍小柴權太夫、松本源次郎に命じ嵯峨某寺に赴かしむ、二人嵯峨に留ること數十月遂に某寺住職に近づき、所藏赤梅檀佛像の木片を乞へども住職聽かず、二人己むを得ず謀を設け、住職と物を賭して碁を圍み、其夜竊かに佛像の一片を割斷し命を受けしより三年にして富山に歸る、公大に賞讃し、藩臣三輪喜太郎をして立像の釋迦を作らしめ、後ち佛師治兵衛をして改造せしが、今大法寺に藏する所のものは是れなり、治兵衛其功を以て公より大佛師の稱を受く、公の時代に吉野屋慶壽と云ふ者あり、豪富を以て鳴る、利次公分封の際特に富山に移居を命せられし者なるが、天和元年正甫公高田城受取の時命に應じて金一万兩を納め又旗下の士の困窮を救ふため正甫公の需に依り三千兩を奉せしことあり、其のため祿若干を賜はり藩士に列せんことを諭示されしも辭して受けざりければ諸賦課を免じ田地十五石高を賜ひ、公に親近して園碁の席又は慶事の宴會に陪する而已ならず、君前と雖も頭巾の着用を許され又城中に杖を携ふることを許さる、慶壽又江戸邸延焼の折築造の費を献じ、或は救恤の爲め米金を献じて惜むところなかりき、正甫公一日長岡廟に拜せられしに、或人之れを見て墓門の樹下に遁がる、公の近臣搜索して其の故を糺問せしに、其人答へて、我れは鍛冶傳兵衛なる者にて、利次公の特恩を蒙ること深

く御忌日毎に來り拜するを例とせしが今ま圖らず公の來り給ふに遇ひ無禮を恐れて樹下に逃伏せしなりと云ふ、公其の志を奇とし召して園基の陪席を許し、又特に利次公の位牌を作り賜り、且つ其の宅地を無地子と爲し、蔓劔梅輪の高提灯を下附し、小姓組をして非常の護衛を爲さしめらる、又貞享四年三月貧人治兵衛なる者の孝行を賞し、一生の内三人口を賜ふ、又元祿十二年商人寺内久右衛門なる者孝心深く廉直の行ひ多きを賞し米十石を下賜し町役を命せられし事あり、其の逸事猶ほ二三にして足らずと云ふ

▲同年同月二十六日 大樹より三浦堂岐守直次を藩邸に遣はし香奠白銀二百枚を賜ふ

▲寶永三年六月六日 利興公家督を繼がる、公幼名は万徳丸、主膳等と稱し正甫公の第二子なり

延寶六年五月二十七日富山に降誕、生母は加藤氏、臣加藤彦三郎の女なり、貞享四年三月十五日十歳にして初めて出府、元祿五年七月二十八日大樹に謁見せらる、同七年十二月十八日從五位に叙し、長門守と稱し、二十七日元服を加へらる、寶永三年四月正甫公御病氣により看護の許可を得て歸邑の途中越後國糸魚川にて薨去の訃を聞き、尋て大樹より喪中御尋の書を賜はる、間もなく江戸に還へらる

▲同年六月二十八日 利興公繼目御將として太刀馬代金三十枚、綿三百把を幕府へ献せられ、長

臣近藤主計、富田頼母、村隼八、瀧川玄蕃、小塚將監、御目見し、例により太刀馬代を献す

▲同年七月 大風雨あり稻田の被害多く米二千石餘を免除し、七百石一作引損米とせらる

▲同年八月二十一日 利興公令弟利由に食俵百五十人口、市九に七十五人口を附與せらる

▲同年十二月十九日 利興公從四位下に叙せらる

▲同年同月 大雪にて人民飢餓に迫る者多きを以て米穀を發して救恤せらる

▲同四年三月 江戸邸の書院堂宇落成す元祿十六年火災に罹れるものなり

▲同年四月二十七日 利興公新邸に移られ加賀宰相公より探幽常信筆屏風二雙を贈りて祝せらる

▲同四年四月二十九日 利興公家督の祝筵を開き、老中土屋相摸守、秋元但馬守、大久保加賀守

若年寄奏者大目付町奉行等十三人を招待し、寶生、金春の二座を雇ひ拍子の座興ありたり

▲同年秋 早のため米作損害の村々多く五千八百石を減免し、千九百石を免せらる

▲同年十月朔日 利興公富山へ還城せらる

▲同年十一月二十三日 江戸大に震動し未の刻、一天暗黒砂を降らし砂積ること一寸五分に及ぶ之れ富士山噴火の爲めに於此の時箱根三島焼失し原、吉原、沼津の三驛は砂に埋没せしが翌年閏正月江戸より飛脚到來前年富士山焼砂伊豆、相摸、安房へ降り積み耕作なり難きに付、砂を除かんとするも費用莫大なり、依つて日本全國大小名旗本藩臣に譯し、割合は百合に付金二兩つゝ、祿高二千二百八萬五千四百八十二石の出金四十四萬千七百八十兩を三月限りを上納すべしと達せらる

▲同五年七月 藩諸制度改正、其の要に曰く、頭役及び無組、高知組の者市中往來の時は僕一人

を従ふべし、饑なきも妨げなし、失火の時又は職ある者は若黨を随從せしむべし、銀役の者出銀するは二月二十五日、十一月二十五日とす、役銀を出す者他國へ使するときには往復日數十一ヶ月に渉るものは一ヶ月に對し五日づゝ、休暇すべし、十二月に渉らば六日の休暇、十三ヶ月以上は一ヶ月八日の割を以て休暇を賜ふこと、役銀過納せは春期の分は其の年末、年末分は翌春期に差引勘定すべきこと、食俸全納後、戸主死去し、其の年末家督する者は百石以上の者は戸主の俸祿を給すべし、百石以下の者は、戸主死去の日より日割とすること、長柄者は一年間二十日の休日とし、旅費は一日一匁五分とし、江戸隨從滞在十日間は一日一匁、其の後滞留するも江戸扶持は一日一匁とす、加越能三ヶ國二十里以上の旅費は一日米一升代四匁、宿料一夜四匁とす、富山より江戸へ荷物五貫目を持つものとす、富山より江戸旅程、三月より八月までは九日、九月より二月までは十日と定む、中飛脚と稱するものは行程夏期は六日、冬期は七日旅費一日十里詰三匁とす、富山より京都まで荷物五貫目とす、行程夏期は六日、冬期は七日とす、富山より京都の飛脚、夏期は五十一時、冬期は六十時、旅費十里毎に二匁を給すること、富山より江戸京都とも飛脚に附する貫目は三貫五百目とす、江戸京地共途中天災又は病氣を發したる時は其の所の庄屋の証明書を以て其の事實を陳すべし、確なるものは増旅費を給すること他國に使用するものは家族に米を給すべし、二十里以内使用するものは、夏冬を問はず荷物は八貫目を限ること、役所にて負傷するものは休養日を賜ふべし、乗物に乗するを許すものは、年寄、及寄合所列座の輩、番頭、物頭、儒

者、醫者とす、籠に乗するを許すは准頭、無組役人組、高知組、馬廻組、小性馬廻、手廻役、懸人、茶導、組外組、法体人、頭役、無組役人組、高知組の嗣子、病者、十四年以下の幼兒、小性組、異風組、及び五十年以上の老輩、町醫者、町年寄とす、歩行以下のもの途上に年寄、寄合所、加判の輩に逢ひたらんに、土下座すべし、足輕、番頭、物頭、准頭、大目付に逢ひたらんに土下座すべし、藩士の邸宅は千四百石より千四百三十石迄のものは九百歩、千四百二十石より千三百石までは八百二十五歩、千二十石より七百三十石までは七百五十歩、七百二十石より四百三十石までは六百歩、四百二十石より二百三十石までは四百五十歩、二百二十石より百三十石迄三百歩、五十人扶持より三十人扶持まで三百歩、百二十石以下、射手、異風まで二百五十五歩、與外組及び庫米五十俵の輩百八十歩、手廻匠百二十歩、歩行及び鷹匠、細工人、坊主頭百五歩、足輕七十五歩、掃除坊主五十歩、長柄者小人四十五歩とす、三の郭に邸宅するものは制限外を有するも地子銀を徴せず、新に宅地を乞ふものは除有地を給せず、藩士邸宅地讓與するときには、其の受る者の制限歩數を附すべし、宅地を乞ひ受け三年間家屋を營まざるものは宅地を沒收すること、宅地讓替制限外の歩數を有するものは地子銀を徴す、地子銀は正月より二月の間に宅地を返還するものは之を徴せず、四月より五月の間に返還するものは半を徴し、以後は農家へ返すべき一分歩の地子を徴す、戸主六月以前に死亡するときには地子銀の半を徴す、以後は徴せず、田畠たるべき地所は宅地とするを許さず、頭役及び千石以上の輩制外の地を乞ふは之を許すべし、町地に接す孤

立の侍、宅地を仙侍町に移轉を望むものは代地を許すべし、足輕より歩行組へ遷り宅地の狹隘を告ぐるものは増地を許すべし、堤防は注意して實況を勘定所に申告すべし、藏入米及び給人知を怠る農民は新百姓とし百姓の下列に下し、或は土地を追放すべし、田地を賣買し又は代米を收るを禁ず、新たに地所を開拓するものは三年は除税、四年後檢査して納米を定むべし、畠直しは上畠は前年より免を定むべく、下畠は畠圍りして定むべし、地所の檢査を乞ひ、又は点檢を要するときは毎村境界を偽らざる爲の誓紙を呈すべし、陰匿するものは入牢に處すべし、天災に罹るときは十村役先づ之を調査し、後ち勘定所の指揮を乞ふべし、郡村より雇夫を要する時は奉行より手形を附すべし、放鷹の獲物、又は餌差の送り物は此の限りに非ず、郡村五ヶ村を以て連署組合を定め、不納者等あらは組合の内より收納せしむべし、其の高懸り打銀等之れに準ず、養水用銀六歩は郡村の打銀とし、四歩は土藏銀とす、其の修營雇夫は水夕村より出すものとす、若し郡奉行の手にて修繕し雇夫を要するときは日當銀五分とす、道路養水、小橋村道の修繕は水夕たるもの興るものとす、若し大材等を要するときは山林より伐採附與することあるべし、十村役たるものは持高、家、役夫、傳馬を免す、然れども他村の所有地は此の限に非ず、十村より村送りを達せし際、遅刻せし村夫は罪すべし、十村私に村送りを以て用達するを禁止す、郡村、河川の渡舟を猥りに増加するを禁ず、山野境界の訴は互に誓紙を命じ、而後決裁すべし、農民論争負傷せば是非を問はず其傷を負はせしものを罪す、藩士の従僕となるもの、若し所有の地自耕を要せざれば能はざる場合あるに於ては、十村役調査し理由を具し、主人より解雇せしむべし、他國へ出稼ぎする者は十村役注意し、其の歸期を嚴にすべし、違ふものは親戚をして之を招還せしむべし、國境の關門を過るには必ず十村役の書簡を要すべし、失火せしとき木材を救與せんとするときは十村役より奉行へ具陳すること、農家々屋を修築せんとするときは十村役の指揮を乞ふべし、其の所有の林木にて不足を生ずるときは奉行の指揮を俟ち、他の山林を伐採すべし、火災に罹りし農民は其の月より十二ヶ月免税す、盗人あらば直ちに捕縛し又は切殺し、後ち奉行に訴ふべし、若し賊を得ざるものと雖も、夜中故なく人家に入るものは捕縛するも妨げなし、百姓たるもの賭博を爲す勿れ、若し犯すものは死刑或は過料銀に處すべし、百姓の身分を顧みず花魁を粧ふものは罪たるべし、切支丹宗の禁を犯すものあらは訴ふべし、各村開拓し、畠直しすべき地は吏員之を指揮すべしと雖も各自速かに申告すべし、若し他人之を發見するときは發見人の有とすべきこと、春秋野禽を驚かす勿れ、運搬賃は勘定所の指揮を受くべきこと、渡舟植田舟は免税すべし、不得已事故を以て所有の地を賣るときは、直の騰きを要すべしと雖も、十村、村肝煎、長百姓の輩私に買受るものは罪すべし、若し他に買受人なくして十村等買受くべきときは奉行の指揮、他村より懸作ある村々は名代人を定め、家數を減せざるを要す、郡奉行臨時巡回堤防橋梁の修築を要するものあらは勘定所へ申陳すべし、開拓せんとするものは願書を呈し、十村郡奉行副申して勘定所の指揮を受くべし、代官帳は毎年増減して示すべし、打銀は以後金庫に直納すべし、諸物



品地子銀貸借金銀、京都及び江戸より下附の銀、大坂、敦賀、河津米役料銀、施與米、女官給料、江戸役中の給米及び扶持米、寺社の納米、大樹の献呈の鱒、鯉、鮒、素麴、鮎、干鰯、日用薦香旅費、武具營繕、屬品等は勘定所の擔任とすること

▲同六年正月朔日 深雪路を塞ぐために藩士等年市の式を止む  
▲同年同月二日 馬乗初

▲同年同月四日 射初の式は例年の如く行はる  
▲同年五月十六日 幕府より御預け人太田十左衛門死す、檢使新庄與左衛門江戸より來り檢し終りて富山應聲寺に葬る

▲同年六月二十八日 七月三日 兩度洪水あり村百九、田九千八十石を流し、川除一萬五千五百間を破壊し家五軒流失、溺死人六人あり

▲同年十一月 幕府よりの御預け人太田總太夫罪を免されしに依り、藩士松浦彌七、山本榮庵江戸に護送す

▲同七年三月 飛騨守利直公の女宮紀子の結婚請願

▲全年秋 大風と前年の旱魃にて米穀實らず、米四千五百石、銀四十七貫を免稅せらる

▲全八年四月二日 利興公夫人來婚

▲正徳二年四月十九日 大樹より御判物を公へ賜はる

▲全三年五月二日 江戸芝増上寺修營手傳を幕府より命せられしも其の期限内に竣工せざるに付

公自から宿坊源興院に至り、車數輛に酒錢を載せて之れを作塲に運搬せしめ、雇夫に分與の後、作塲を巡視慰勞せられしに、何れも奮勵し終に十一月落成を告ぐ

▲全年秋 凶作に付千五百石、銀七貫目を免稅せらる

▲全四年二月七日 富山城中失火、本丸焼く

▲享保元年四月 公の令妹通稱爲子、前田丹後守利安公へ縁組允計

▲全年 雨多く不作、銀十貫目免稅

▲全二年六月九日 江戸小傳馬町より失火、富士南風烈しく淺草落邸延焼す

▲全年八月一日 幕府より藩公代替の判物を賜はる

▲同年十月二十九日 幕府より公へ領知目錄を渡さる

▲同四年秋 風水害にて凶作五萬六千七百目餘免稅

▲同年九月十一日 朝鮮入城州淀へ來る、鞍置馬六疋差出すべき定規なれども今回は宗對馬守馬

割にも三疋なるを以て則ち鞍馬三疋を公より幕府へ進呈ありたり

▲同八年十月 凶作に付立毛見立(被害地調査のことを)命せられしに草高一萬九千五百六十四石

餘の損害なり、依つて其年限り免稅

▲同年十二月七日 幕府より上使を以て藩公へ鷹獵の雁を賜はる

▲同九年六月 藩公の弟利隆公を御養子の願上達允許

▲同年七月十八日 公江戸にて致仕、長門守と改稱

▲同十一年 銀札頒布

▲同十八年五月十九日 利興公江戸邸に薨去、享年五十六

▲同年六月二十二日 幕府上使井上河内守正之を以て、香典白銀三十枚を賜ふ、公諡安祥院殿

中大夫長州刺史青山日高大居士といふ、富山に還り長岡に葬る、利興公は幼より豪爽にして七八才のとき近侍大盤に水を盛り蟹等を放ちて遊覧に供せしに、公之を捕へんとして蟹に指を缺まる近侍狼狽爲す所を知らず、公自若として、汝等騒擾する勿れと、遂に蟹の手を嚼碎かれしと云ふ公吉田茂信を採擇して大に弓術を勵まし、佐々木百助の大坪流馬術に練達するを以て召抱へ、又澤井忠道、澤井清右衛門を用ゐて軍螺の式を研究せしめ、又尾州の人瀬川常重なる者火術を能くするを以て門弟河上秀直、大島助右衛門を採用せらる、之れ大仙流なり

▲同年七月十八日 利隆公家督の式あり、二十八日繼目の禮を行ひ、長臣近藤主計、富田頼母、小塚將監例により大樹へ謁見す 利隆公幼名は又三郎、彈正、實は正甫公の第五子なり、元祿三年十一月十一日富山に降生、生母は高日氏、寶永二年十一月二十七日元服、三年八月二十一日利興公より食祿百五十人口を受け、享保九年六月養子となられたり

▲同年九月六日 公從五位下に叙し出雲守と稱せらる、此日從來近臣精勤の者へ秩祿を増加し、

不破平大夫百五十石を始め七十石二人、五十石二人等又新知を賜ふもの數十人、町醫野中丹室、辻意川等皆新知なり

▲同年十月二十五日 公富山に還城し條令を改め、先代の法規を改正せらる、其の略に曰く、組頭役を命するや、其の組の者を城中に召し、其の組に附する由を年寄より示すこと、養子を請願する者は五十年を限ること、若し事故あらは其の前後に請願するは此の限りに非ず、嫡子新たに俸祿を賜らば次子を嗣子とするは適宜とす、宗家に嗣子なき時は、分家及び親戚の嫡子をして宗家の養子たらんことを乞ふは宗家の願に任すべし、技術により新たに食俸を賜ふ者其の技を嫡子に傳へざれば遺書は棄却するを得、祖父母兄弟妻子の爲め事故あり他國に旅出を乞ふものは之を許す、高知組以上の輩城下往來するときは槍を持たすべし、四百石以上の俸祿を賜はりし者は乗馬を繁くべし、事故あり能はざる者は事由を寄合所へ申陳すべし、長柄傘は頭役以上適宜に持たすを得、葵の徽章梅鉢の徽章ある衣服は拜領せしに非れば着す可らず、拜領の物其の嫡子之を着するは此の限りに非ず、嫁娶の規式は輕きを要すべし、高祿者と雖も長持等十棹に限るべし 頭役以上のもの僧侶、神官、農商の輩と結婚するを禁すと

▲同十年正月四日 藩士勤功の者へ或は秩祿を増し、戸田中務二百五十石、和田縫殿百五十石以下五十石三人、三十石二人、或は等級を進めらる

▲同年十一月 上使伏見織部を以て鷹獵の雁二羽を利隆公へ賜る

- ▲同十年二月十八日 利隆公被叙四品從四位下
- ▲同十一年三月 公家督の祝筵を開き老中を招かる
- ▲同十二年九月 幕府より公へ櫻田組火防の命あり
- ▲同十三年五月 公江戸發駕、日光山へ參詣、倉ヶ野驛より北陸道へ向ひ、下旬還城ありたり
- ▲同十八年五月十九日 利興公江戸邸に薨去、六月二十二日遺骸富山へ着
- ▲同十九年八月及九月 大風雨田畠損耗出草高一萬二千三百十石
- ▲元文二年八月十日 東叡山本坊營修を藩へ命せらる十二月落成
- ▲同三年五月十三日より六月二日まで 神通川大水測標一丈五尺、流失田畑一萬九千二百四十石、欠潰の堤四千二百二十一間、崩壞の道路三千二百三十八間、人家流亡六ヶ所、救恤六百四十九人
- ▲同四年六月 幕府より宗國へ松平の稱號代々名乗りたる濫觴詳細書出すべしと命せらる、七月十二日調書出
- ▲同五年 有澤用水築堤俄に潰壞せしに付二千人を使役して之を修す、池内太左衛門等工事に關
- ▲同十一年十一月 藏入米に何村誰と記名することとなる
- ▲同秋 水風害にて三萬石餘減免
- ▲延享元年十二月二十日 利隆公富山に薨去、享年五十五、二十六日病氣た尋の奉書富山に到來

二十八日上使奏者番秋元攝津守涼朝を藩邸に遣し、香奠白銀三十枚を賜ふ、諡號を太龍院殿中太夫雲州刺史惠天日治大居士といふ、大法寺に葬儀あり長岡に葬る、公の政治は仁慈にして忠勤の士には秩祿を増加して吝まず、水風害の時には最も救恤に盡されたり

▲同二年二月十三日 利幸公家督、公幼名は松千代、隆丸、掃部と稱す、享保十四年十二月十一日富山に降誕、生母は山田氏名は久衛なり、寛保三年閏四月掃部と改め、九月上京、十月十五日初めて大樹に謁見時に十五歳、十二月二十一日從五位下に叙せられ又主計頭と改めらる

▲同二年二月二十二日 利幸公出雲守と稱せらる

▲同四年四月二十六日 繼目の御禮執行、長臣村隼人、瀧川玄蕃、富田下總、近藤甲斐大樹に謁見

▲同三年三月六日 公元服

▲同閏十二月十六日 公從四位下に叙せらる

▲同三年四月二日 公加賀宰相吉徳公の二女を迎へ結婚せらる

▲同年五月 公還城

▲同年十二月 大樹より領知判物を賜はる

▲寶曆元年 藩内煙草高に五分、葉賣一月に銀一匁の税を課せらる

▲同二年 農家々僱雇役の制を諭せらる

▲同八年八月十九日 神通川洪水、船橋鐵鎖切れ草島新村堤塘潰壞し、渡船海に流され死人あり

▲同十一年十月二十三日 大樹より領知の判物を賜はる  
 ▲同十二年六月 より公病氣、七月東勤延期を請ひ、嫡子隆丸去年三月出生ありしも軟弱に付公の弟朝負の養子を請願して許さる  
 ▲同年九月四日 公三十四才にて薨去、十六日夜幕府より病氣を尋の書到來、二十四日上使奏者番内藤大和守頼由を以て銀三十枚を賜ふ、諡號を靈慈院殿中太夫雲州刺史德風日顯大居士といふ大法寺に葬儀あり長岡に葬る、公は夙に經綸の志あり文武を嗜み儒者武術家の聘せられしもの多し  
 ▲同年十一月十一日 利興公家督、公幼名は藝之助、利隆公の第四子、元文二年十月十九日富山に出生、寛保元年十一月五日前田内膳の養子となり狀之助と改め延享三年五月八日家督を繼ぎ寶曆二年前髪を除き朝負と稱す、十二月九日實兄利幸公の封を襲ひ十月八日出府、次で家督あり  
 ▲全年十二月朔日 長臣富田筑後、澁川國書、村隼人、富田頼母大樹へ謁見す  
 ▲全年全月十八日 公從五位下に叙せられ出雲守と改む  
 ▲全十三年二月十日 幕府より日光廟修繕を命せられ、八月工事視察として公日光に赴かる、此時利幸公の子又三郎を仮養子に願はる  
 ▲全年十二月十八日 公從四位下に叙せらる

▲明和元年五月 日光工事竣功、六月幕府より時服十五を賜はり、藩士掛りの人々へも物品を賜はる

▲全年七月 大風雨稻害多く一萬石を免除せらる  
 ▲全年十月三日 日光還廟式に付公又日光に赴かる  
 ▲全年十二月十二日 富山還城、次で制度の改正あり  
 ▲全三年正月二十二日 淺草藏火の番を命せらる  
 ▲全七年十二月三日 公藩士に示して曰く、家に男子なく嗣子を求むるには親戚の内より撰ぶべきも近來已が子女と年齢相應せざるを名とし他人を求むる弊あり今後成べく親戚を要せよと  
 ▲全八年正月十五日 訓示して曰く、近來諸役人精勤せし者には賞として組替或は加扶持等意見を附し上言するの弊あり、其の勤惰褒賞陳言は越權となる故慎むべし、又曰く諸役人と雖も商家農民より銀米を受くるは一己人の約定に出るものなるを近來職權を恣にし強て之を求む且又同僚の輩賄賂を貪り、或は追つて銀米を得るを常とし若し應せざるあらは事に托して之に罪を與ふ、此の如き者自今藩籍放逐すべし

▲安永元年 三月より五月まで東叡山火の番の命あり  
 ▲全年九月 又訓示あり、略に曰く素と用度不足なるに頻年江戸にて臨時の費用を要せられしかば、今年用度頗る切迫爲めに市郡に夥多の借金を要せり、今や藩士職高歩合より借用を要すべき

も嘗て困窮の士輩なれば、餘響市中の景況に及び、却て嘗惑すべし、故に先藩士人別の外歩合の借用除却す、此の秋上下共に宜しく務て艱難を嘗め質素を守り勤務を惰る勿れ

▲全二年正月 又訓示あり、曰く藩臣近年風儀を乱し遊藝を嗜み士道を忘る、就中武技發達の輩ありと雖も、文學を修めず、是れ事に偏するものなり。凡る士たるもの老若を問はず文學武藝を偏廢せず、忠孝の道を明かにし、徳義を講ずべし、然るに武技のみに迷するを以て士道なりと思ふは既に謬れり、方今文事を明かにするは治國第一の務たり、政事を評し時機を知らず、其の職に非ずして其の非を論する勿れ、諸士風俗の紊乱するは頭役支配人、其の監督等閑視するにあり、故に方今諷りに部下の言ふ所を是とし、是非を判せず之れを上申するを職とし甚しきに至りては諷りに部下の非に左袒するあり、此の如きは其の職にして其の部下を撫するに非ずして誤り導くの大なるものなり、職あるもの宜しく深く我が心丹を練り部下の風俗を正すべし、不日文學の講義を興し以て矯正するあるべしと、又諸役人に訓示あり、其の略に曰く職務の事は夙に示命せし所ありと雖も近時務に惰る徒あり、且我意を恣にし爲すべからざるを爲すあり、夫れ職を奉するや私意を離れ公に報すべきは固より然るに是の如く示命に違ひ職を奉する所以に背けるあらば、一々之れを所置するは理の當さに然るべき所、唯累代仕官の士なれば俄かに罪を加ふるに憫然に堪へず、故に之れを寛大に附せしも、今より後、嚴肅處置すべしと、又曰く、藩士家に傳來の武器を賣却する輩あり、此の如きは武家の旨趣を失ふ者とす、爾後必ず武器を賣る勿れと

▲今年六月 學校を創立せらる之れを廣徳館と稱す、藩臣文學育成の道始めて興る

▲今年十一月 飛州高山百姓代官所に訴訟を呈し夥多比集し横行道を遮る、二十一日幕府飛檄を以て我藩へ、飛州高山の村民暴行す、爲めに急に家臣を遣はし、勘定組頭江坂孫三郎、代官大原彦三郎、甲斐庄武助の指揮を受け、其の首謀を縛すべし、小大砲銃を臨機に備ふべし云々の旨を命せらる、依て御馬廻組頭津田五右衛門、御先手足輕頭佐脇藤左衛門、士三十二人、弓五張、砲十五挺、長柄二十本、大筒七挺、將卒共に五百人餘、翌廿二日正午富山を發し、楡原村に泊す二十三日蟹寺村に到る、代官より書を送り進發猶豫すべき旨告げ來る、諸兵片掛蟹寺の両村に滞留すること二十日高山事平く、依て家臣と還すべき旨命あり、且代官より稟議あるを以て役人目付一人、足輕小頭、足輕共に二十人、鉄砲二十挺を残し、以て戍せしむ

▲全三年三月 國城の警を解く

▲全三年三月廿六日 利久公江戸に出でらる

▲全四年五月二十日 甲州川々修繕の幕命あり七月に至り工事落成せしを以て、時服十五を利與公に賜はる

▲今年八月 御忌の謹戒を犯すものあり戒諭せらる

▲今年十一月 風俗紊乱に付示諭あり、且つ藩士地廻り御使及び郡地旅費自今年間は從來の二分を給し足輕は三年間晝飯料三分の一を給すべきことせらる、是れ節約のためと云ふ、又令達

に曰く、古來飛州より飼鷹の賣商あり、久郷四郎右衛門をして檢印を付して金澤へ送付するの規定なるを以て、近來之れを犯し、人々鷹を飼養するものあり、以後必ず規定を守るべし、又曰く嫁取の家に対し礮石を投するは下民の弊習なるを近來藩臣之れを傳習す、甚だ狼藉の風習なり、向後斯の習俗を改むべし

△五年正月二十三日 利久公腋留め月次登城の事官達あり三月朔日大樹に謁見時に十五才

△五年十月 米麥不熟、貧民多し、爲に玄米二千石を貸與し、年賦返納せしめらる

△六年十一月 利興公四十一才にして脚痛の故に致仕を乞はれ八日願を許さる十五日右の御禮

あり

△全六 十一月八日 利久公家督、十五日右御禮、長臣村隼人、富田下總、淺野大學、榊林官兵

衛大樹謁見

△全年十二月十八日 利久公從五位下に叙し出雲守と稱す

△全年十二月十八日 利興公淡路守と稱す

△全年 江戸下邸造作成る十月廿九日利興公之れに移らる

△全七年五月十二日 利久公還城

△全八年正月 富山市中の戸數を調査するに本家二千八百三軒、貸家三千百九十六戸と云ふ

△全年 今萬流大砲師施今村 太郎兵衛をして有澤河原に於て丁附を試せしむ、百目にて十五兩筒

仕掛幕入五百目にて二十五町仕掛幕入す

△全年十二月十六日 利久公從四位下に叙せらる

△全九年六月 清水村に於て演劇場を開く令して士の入場を禁せらる

△天明元年三月 諸禽鳥の巢を毀つを禁せらる

△全二年七月 藩士家邸の外にて禽獵を成すこと禁せらる

△全年十一月 訓示あり略に曰く、嫁娶の際礮石を投するは曾て禁令せし所と雖も弊習今猶存す

此事若し江戸金澤に傳聞せば大に恥づべきなり、今後頭役支配人より毎戸父兄を深く謹戒せしめよと

△全三年六月二十四日 神通川大水數村を浸す

△全三年閏六月 山田川暴漲し五日常願寺川洪水、上瀧前提草履田堤源左衛門堤破潰し馬瀬口村

以西數村流失し怒流市中に入る、市街盡く水となり光嚴寺御灸室に及ぶ、南追手橋上水に浸さること三尺人家流失す、神通川も暴漲し駒見村を貫き東岩瀬に注ぎ、御福村道路の大松流れ東岩瀬

の道に到れり、市内流屋百五十戸、損失二百六十戸、郡村の損家千六百七十七戸、七千七百六十三人なり、此事金澤に聞へ急使小性組野村唯九郎を遣はし家老村隼人に面し實況を視察す、入江

勘解由、富田頼母、御用人西尾式部、目付役山田治兵衛、勘定奉行小柴權重、檢地奉行堀田万兵衛、郡奉行澁谷猪右衛門等屬吏を隨ひ、唯九郎と共に惣員百十八、十五日富山を出で常願寺川神

通川を檢視す、利久公江戸にあり吉田彦左衛門急行二十一日夕富山に來り、公の命を老臣等に傳へて曰く、富山城内俄に水害に罹り郡村市街非常の苦難に遭遇せる其情狀惘然に堪へず、近來財政困難之れを救ふの道容易ならずと雖も、今や飢民を坐視すべからず、汝等勤務勵精市郡の民庶飢餓せざらんことを謀れ、江戸は遠隔なるを以て豫め之れを宗國に依頼せり、故に事急劇に出で汝等意の如くならざるあらば汝等金澤老臣に稟議し以て中將公の指揮を受けよと

▲全年七月一日 舟橋修營成る

▲全年秋 諸川洪水

▲全四年四月廿六日 淺草倉粟火使を命せらる

▲全四年四月 會計法の改正あり

▲全六年夏 霖雨水害一万二十石餘あり、二千石を救恤せらる、又疫病流行し死人多し

▲全七年三月 市民に下達あり蛇眼傘天鷲織襦子織を禁す、命銀の髮飾、銀笄、天鷲の履緒を禁す

▲全八年八月七日 利久公薨す公年二十六、十一日上使奏者番水野壹岐守忠韶を以て銀三十枚を賜ふ諡號を恭徳院殿中大夫雲州刺史寛柔日善大居士といふ大法寺葬儀長岡に葬る、公に夫人なし、公嘗て登營の節同列の某候性急の資なるに帶ぶる所の小刀動もすれば抜けんことを公從容として懐紙を出し刀の早留を仮りに製し給ふ、閑老評して深慮ありと嘆す、公節儉を獎勵し學問の風を興

し給ふ

▲同七年九月二十九日 利謙公家督、公幼名は雄次郎又岩太郎、利興公の第一子なり明和四年十

二月二十二日江戸に降生、生母山田氏、名は住江、天明七年八年利久公の嗣子となり、十二日松平と稱し、十七日富山出發江戸に出でらる、十月十五日長臣等大樹謁見

▲同年十二月十八日 利謙公從五位下に叙し出雲守と稱す

▲同八年二月十八日 京都禁裏炎上にて市街音曲三日を禁止せらる

▲同年五月十三日 利謙公歸城

▲同年 本丸北亭下獵船筏類石積舟竹木類舟橋用材木の外通行を禁めらる

▲同年十月 水害の者へ銀五匁づゝ下賜あり

▲寛政元年三月二十八日 濃、勢各川の修繕を命せらる五月二十五日落成、幕府より時服十五領を賜ふ

▲同年六月十四日 神通川、常願寺川洪水し郡村を浸す、就中神通川の水勢猛く舟橋の鉄鎖斷絶し、堤防破壊流失するもの多く、城中の堀塀を損す、両川の害を被りし人家七百十八戸人員三千

三百十四人、爲めに米二百二十六石を救恤せらる、藩急使を馳せて之れを幕府に訴ふ

▲同年八月 淫賣を禁じ風俗の紊亂を制せらる

▲同年九月 幕府より造酒の制を不違す、曰く國造酒の制は元祿十四年造酒の類を定制し正徳

年間之れが三分一、或は五分一とし寶曆年間は元祿製造の歩合を許したるも近年米穀不足し、天明六年減省復三分の一に到らしむ、今や元祿の造酒類に比すれば三分の一を超過せり、故に米價を騰貴せしむるの弊ありと、因て市街造酒家に令を下さる

▲同年全月 藩臣の秩祿を半減し之れを公に收めらる、之れを半納と云ふ

▲同年十一月十五日 登營時老中列座にて命を傳へて曰く、今年夏以來城内及び堤防破損の趣既

に上聞に達す、今年春以來命を奉し濃州川路修繕に従事し終るに又斯く水害に遭遇し、藩力消耗少なからざるを憐察せらる、因て金五千疋を下貸せらる

▲同年十二月十六日 利謙公從四位下に叙せらる

▲同二年四月 藩士陪隸園碁將棋を名とし、賭博に類する遊戯に耽るあり、其名逐一公開に達す

と雖も一時其非を寛恕し今後謹戒すべき旨を令せらる

▲同年五月 製鹽を他國に販賣するを禁せらる

▲同年十月二日 諸物價は米價騰下に隨時すべきも頻年の凶荒に反し既に豊熟に及び尋て米價下

落の兆ありと雖も他物の價直を不改は射利者の弊あるに是れ依るとて物價の當否を禁戒せらる

▲同年同月 富山袋町に於て始て市場を開設せらる

▲同年十月 幕府銀貨を製し、南鑛と稱ひ二朱の歩判とすと公布せり

▲同四年正月二十三日 松平大膳太夫齋房の伯母長子を迎ひ婚儀あり

▲同五年十月二十五日 江戸藩邸長柄者小屋より失火し、殿宇全焼餘炎日本橋邊に及び鎮すと云ふ

▲同六年八月 徒士の輩劔術、柔術、水練、算術を修練すべき旨示達あり

▲同年同月 利與公病氣に付利謙公富山より出府を願ひ許さる

▲同年八月二十九日 利與公江戸に薨去、此報富山に達して利謙公出府を止めらる、利與公享年

五十八、九月二日上使奏者番松平能登守乗保を以て賭銀三十枚を賜ふ、諡號を龍德院殿故從四位

下淡路守天澤良恩大居士といふ、九月柩を富山に移し光嚴寺にて葬儀あり長岡に葬る、公の襲封以來日淺しと雖も藩臣の風習を矯正し制度を改良させらる、亦以て其の大に意を政に用ゐられしを知るべし、其文學を興起せらるゝに當り、士を聘せらるゝこと少なからず、藝に正甫公南部草

壽を聘し儒官とせられしと雖も未だ豊を起すに至らず、公の代、安永二年に到り創めて廣徳館を立てられ、儒官三浦衛貞をして學頭と爲し儒官松岡彌藤治、藤治仁内、佐伯平藏をして之れを輔

け以て下士以上の子弟を教育せしむ、其の翌年大澤春弘を江戸より聘し、益士臣を奨励す、其の後ち又本田維時、武井致恭等を聘し、續々儒官を増さる、其の學則は凡そ昌平豊に倣ひ且聖像を

祭り、春秋二回釋菜の式を設けらる、之れ松岡藤左衛門藏する所の歸化人明謝時中の畫像なり又兵制を改革し、安達弼亮を採用し兵學師範とし、甲州流を以て一藩の兵法と定めらる、蓋し宗國に有澤貞幹といへる者あり、専ら甲州流を講す、故に我藩も之に倣ひ法則を一致せんとせしなり



- ▲同七年二月 富山城本丸北の方石濠三ヶ所突出せしに付修繕を願出て許さる、三月起工
- ▲同八年二月六日 江戸城西の丸修營を命せらる
- ▲同年九月 金澤領民婦負郡打出村鯨獵の境界を犯す 爲めに郡奉行澁谷猪右衛門等與れり、犯せしもの遂に服す
- ▲同年十一月朔日 富山城本丸北の方工事落成す
- ▲同十年 平民大野十郎を稜擢し、與外組儒者を召出し七人口を給ひ、文學を獎勵せられしに一藩大に振ふ
- ▲同十一年十一月 再び家譜及び家徴を記して上る
- ▲同十二年七月九日 市中日行使近年徵收用等多端なるを以て二百目以上は二倍增、以下は三倍増、給銀すべき示達あり
- ▲享和元年四月十九日 淺草藏火の番を命せらる
- ▲同年五月 利謙積氣病に罹られ、二十三日奏者番松平和泉守乘寛見舞に来る、二十五日病重し大聖寺城主飛騨守の叔父前田頼母を養子にせんことを宗國の議を経て上願し、二十六日江戸の邸に薨去、享年三十五、二十八日上使奏者番大久保安藝守忠貞を以て賻銀三十枚を賜ふ、九月柩を富山に移し光嚴寺に葬儀し長岡に葬る、諡號を寛龍院殿雲州刺史寶山仁量大居士といふ、公文武

を好まれ城圖繩張に妙を極め一席立ろに三十城を圖せらる、弓術は吉田傳彌、馬術は生田伴七、蹴鞠は和田縫殿を師範とし、又茶道不白なる者を召し其道を學び香を品し花を挿みて閑雅を愛し文學は大澤丹沼、本田善右衛門等を師とせらる

▲享和元年八月二十六日 利幹公、利謙公の養子となる父の服忌を受け松平と稱すべき許あり十月十二日の襲封、十一月朔日は長臣御禮謁見

▲同年十二月九日 淺草火の番を命せらる

▲同年同月十六日 公従五位下に叙し淡路守と稱す

▲同年同月 累世の例に倣ひ藩の定規を發布せらる

▲同二年五月 公初めて江戸より還城

▲同三年五月十日 關東諸川修營を命せらる

▲同年六月廿六日 竹屋仁右衛門に命じて加賀能登越中虛無僧取締役となし、且つ虛無僧境内往來規定を設けらる

▲同年 江戸より市川寛齋を聘して儒員とし利興公創設せられし廣徳館の釋業を更めて釋奠となし、大に文武を興起せらる

▲同年十一月 富山市中に三ヶ所を下し倉票を創立し命じて惠民倉といふ、吏員を備へ金穀を儲藏し凶荒に備へらる

▲同年七月五日。利謙公次男啓太郎薨きに利幹公の養子となられしに付准養子にせんことを宗國へ稟議し御用番土井大炊頭、御先手木原兵三郎を以て質家にて妾腹に出生の啓太郎當年七才、此者に移居せしめ他日正室に男子出生せば次男とし、今後在邑暇休の時は仮養子を願はずとの旨を達せらる

▲同年。米穀不熟。貧民困窮し加ふるに麻疹流行し罹害の民多し、依て救恤米三百五十石を施與せらる

▲同年十二月十六日。公從四位下に叙す

▲文化二年。奉公江戸より還城

▲同年三月。家屋土藏賣券を記帳し其の手数料を二十銅と定めらる

▲同年七月。富山市街民家の軒下に井戸三十箇新鑿し龍吐水三挺を設け、理髮職の者を雇ひ水手となす

▲同年秋。凶作百姓困苦し、窮民へ米百二十石を救恤せらる

▲同三年春。公東上せらるべきを前年來關東川々修營の命あり依りて百日間關東上の延期を免る

れ、秋東勤あり

▲同四年。神通川舟梁にて年々溺死人多きを以て内山逸徑をして二板を増さしめたれば初めて五枚板となる

▲同五年四月。公東上

▲同年五月十四日。江戸大手組方角出火防禦を命せらる

▲同五年六月。領内各川洪水田畑若干を害す

▲同年十二月。露亞西人蝦夷地を侵すに付幕府俄に藩に下命をして曰く、蝦夷地常備の兵は南雲大膳大夫津輕越中守ありと雖も、臨時師旅を要するあらは松前奉行の報すべきなり、時速かに兵を出すべし、陸地遠隔なれば渡航すべし、佐竹右京大夫も共に出兵すべしと、依りて即日小性組小島六左衛門急を告て江戸を發し二十五日富山に到る、老臣富田直好旨を承け常備の御馬廻組本年當直寺西新藏ありと雖も江戸在勤なるを以て西尾勘兵衛之に代り部卒を整ひ報を待つ

▲同六年六月。公還城

▲同年十二月。未だ松前奉行の報知なきを以て江戸聞番役をして蝦夷地の豫備兵は今年を限るや否やを御用番松平伊豆守に問はしめしに、然らずとの答なり、依りて猶又彼の地理渡海船舶等の調査を密にし、澁谷猪右衛門専ら其の事に従へり

▲同年全月。公疝瘕及脚氣に罹られ加養の爲め明年二月東上の許を受けらる

▲同七年正月九日。蟹江主膳馬廻組頭を命せられ更に蝦夷出兵を命じ、永井宗吾、野村與市、佐

脇數馬各足輕を率ひて之れに組す、家老富田筑後、若年寄赤尾權藏、軍師安達周藏出帥の事務を擔任せしめらる

▲同年三月 藩祖利次公の靈を追尊して冥護の神と云ふんことを神祇官に請願せられしに國王社號を許可せられ、富山山王町神明社内に祀らる、後ち柳町天満官に祀らる於保多神社是也、又東田地方に入幡神社を創立せらる

▲同年四月二十九日 利幹公、利謙公の長女通稱勝子と婚禮の式を行はる

▲同年十二月五日 庶子啓太郎本年十五歳に付御用番牧野備前守御先手水野小十郎を以て上申せらる

▲同年九月十七日 夫人勝子卒去

▲同年三月 享和年間より開鑿せし新川郡大久保用水修營の舉り田尻屋善四郎其の工事を負擔し富山の住人岡田屋嘉兵衛私費を以て之を扶け、率先居を移し開墾に従事し二千六百九十三石餘を水田と爲せり、依りて後年に至り村民碑を建て藩文學者岡田淳之の文を乞ふ、其の撰に曰く

本藩處十三輪日顯翁文化丙寅年損擲收穀二千石餘、自家田暨黃金幾千兩、以墾大久保野公田七十九萬畝、且歲輸鹽于飛驒、此皆出翁所創謀焉、嗚呼翁處士也、而爲國興利強本恤隣、可謂用心勤矣、大久保父老恐翁之盛烈湮滅、今茲庚申六村相議、刻石樹碑徵記千余、余因爲記其由云、萬延經元庚申秋九月

▲同年五月十六日 公の二女銳子佐竹右京大夫義和の世子德壽丸へ縁組許可、十二月十四日、公の三女詮子宗家齊廣公の世子齊泰公へ縁組許可あり二十一日松平右京亮輝延の養女實は松平越中

守定永の女再縁願濟

▲同十一年四月二十一日 公再夫人松平氏通稱庸子を迎へ婚儀あり

▲文政元年二月二十三日 夫人松平氏離別の違あり

▲同二年 頻年米穀上らず、且つ悪疫流行し、秋大に農民困難せしを以て貧民に玄米百二十石を救恤せらる

▲同三年十二月十六日 公侍従に任せらる二十五日右御禮

▲同四年二月二十三日 大樹より口宜御判物を賜はる

▲同年十二月十七日 松前蝦夷地一圓此の度松前志摩守に下賜せられ、今後臨機出兵を要せずと御用番青山下野守より藩へ達せらる

▲同五年四月 淺草火の番を命せらる

▲同年六月十六日 嘉祥の著座を命せらる

▲同年七月二十五日 使番松平八十郎を以て初めて鷹獵の雲雀を公へ賜はる

▲同年十月二十六日 御用番大久保加賀守聞番を召し、今後東勤歸邑の節上使奏者番を以て下命すべしと達せらる

▲同六年二月二十三日 關東諸川修營を藩に命せられ、十月落成時服十五枚を賜はり、掛りの諸士へも物品を賜ふ

▲同八年四月十三日 西丸より上使小笠原相摸守を以て休暇を賜はる  
 ▲同年十二月八日 宗家邸より失火し藩邸延焼す  
 ▲同十年三月十八日 將軍家齊公轉任の節父子共轡にて登營を命せらる  
 ▲同年十二月二十七日 幕府より宗國へ婚儀あり、公媒妁せられしに依り蒔繪文台硯箱小道具を賜はる

▲同十一年三月 家齊公宗家の邸に到り印籠三つを賜ふ

▲同年四月二十八日 利幹公二男利阜、松平左衛門尉近訓へ養子允許

▲天保二年四月十二日 富山城南四ツ屋より失火して城下大半延焼し、三升形東出丸庫藏各役所悉く災を被る、依て急を江戸に報じ、又國境不虞の備として澁谷猪右衛門部下の足輕を率し、加賀澤村に出張す、城下戸敷凡る五千餘焼失し飛火川を隔て石坂村又は奥田村を焚く

▲同年五月 公還城、近藤丹後、淺野大學の邸を借り、公の居所及政事堂に充てらる、此の月城

下火災の實況を具し官金貸與を請願せられしに幕府金五千兩を貸附す

▲同年夏 霖雨のため米穀腐枯し、川流汎濫田畑を害すること多く米一萬三千石、銀百二十貫匁を免除せらる

▲同年十二月十日 公の四女加藤遠江守泰幹へ婚嫁の允許あり

▲同年同月十八日 公來春東觀すべきところ城中焼亡の爲め八月に延期の允許あり

▲同三年六月十五日 城郭修營を企て、御用番青山下野守等に上申せらる、其文意に曰く、越中

國富山城は去る卯四月十二日、城下町家より失火し延焼城内に及び、本丸は往年焼亡、屋宇之れなきも三の丸仮屋二の丸諸役所其餘諸番所も焼失せるに依り、本丸内に従前三の丸假屋の如き屋宇を造り、升形櫓門等は仮りに作り、追て構造を完備せんと、繪圖を添へ上達、七月六日松平周防守、大久保加賀守、水野出羽守、青山下野守連署にて、大手門番所一ヶ所、本丸居住一ヶ所、鐵門一ヶ所、侍番所、足輕番所二ヶ所、全所土居上堀折廻一ヶ所、弱手門番所一ヶ所、全所小門柵門一ヶ所、西出丸足輕番所一ヶ所、本丸二の丸界側柵一ヶ所、二の丸柵門一ヶ所、足輕番所一ヶ所、全所界門並に番所一ヶ所、全所時鐘所一ヶ所、三曲輪柵門三ヶ所、全所足輕番所四ヶ所、全所長屋五棟、全所赤藏一ヶ所、西出丸後通柵門一ヶ所、東升形門番一ヶ所、西升形門番所一ヶ所許可の示達あり

▲同年九月 公東上せらる

▲同年十二月十四日 利幹公へ江戸城内に杖を携ふることを許さる

▲同四年四月 公還城

▲同年秋 凶作に付五千六百石餘免除

▲同五年 公病氣のため東上延期

▲同五年五月 前年の凶作にて饑民多く、五百六十石餘を救恤せらる

△同六年 公病氣に付陰居、利保公家督

△天保六年十一月十五日 利保公繼目の禮、式例により長臣四人拜謁、利保公家督までの経歴を記さんに幼名啓太郎、後ち出雲守と稱し致仕後長門守と改む、寛政十二年二月二十八日江戸邸に降誕、利謙公の第二子なり、生母は姓氏不詳、名は稻、後ち芳心院と號す、文化七年三月世子に立ち、四月十二日利幹公同道宗國へ謁見、全十二年正月二十三日服留、二月十五日大樹へ謁見、二十六日松平安藝守濟賢の女と婚約、十三年十一月二十一日元服、十四年二月十五日次謁見許可、十二月十六日叙備出雲守に任ず、文政元年二月十八日大樹より判物を受く、二十三日賜暇九月還城、二年三月東上六月十六日嘉祥に朝す、三年十二月二日夫人松平氏を迎へて婚儀あり、七年十二月十六日叙四品、八年二月二日大樹より判物を受く、十二月四日上使使番を以て鷹獵の雁を賜ふ、十二年正月三日公拜賀を終りて城を下る途中大名小路松平阿波守の邸外に到りしに偶ま青山岡幡守對方より來り双方の従士路を譲らず争闘に及ぶ、天保元年三日休暇を得、馬を賜はり還城、富山三の丸に住居せらる時に公歳三十一歳、二年三月東上、此年四月十二日富山大火、六年十月十九日利幹公の家督を受けらる

△天保七年正月元日 登城初めて盃及時服を賜はる

△同年四月十六日 淺草藏番を命せらる

△同年七月十二日 公令妹誼子脇坂淡路守へ入嫁允許

△同年同月二十日 利幹公薨去、御齡六十六、諡號を靈照院殿中大夫前拾遺諫州刺少建中日推大居士と曰ふ大法寺に葬儀し長岡に葬る、公幼少より江戸儒泉斧太郎を師とし又太田錦城に學び、

享和二年江戸の儒市河寛齋を聘して儒官長とし大野十郎、佐伯順藏を士列に擧げ大に學事を興されたり

△全年秋 風雨のため凶作、米二石を救助し罹災民に一萬五千石を免租、千六百石の延納を許さる、且つ藩士は收納米一俵に付糠一升を餘し之れを納入者に與ふべしと命せらる、今年九月北風晩稻を害し二千九百石を免租せらる

△全八年三月 凶作民に八十九石を救助し糶糠五百六十石を下附す、小民猶ほ力役の資に窮するに付更に二千六百石を免租し別に米一合麥二升干鰯五枚宛を與へしもの二萬四千人と云ふ

△同年同月十一日 公の息鏑之亟、錠之亟、富山居住の爲め江戸出發

△同年四月三日 大樹代々祝儀の爲め公登營十四日歸城

△同年同月二十二日 公政廳に臨み町奉行郡奉行を召し昨年以来封内人民天災に困むこと聞くに忍びす、救済に力を竭すと雖も予が財貨にも限りあり、汝等職として予を扶けたるが、予は今年初めて暇を得て國に還るに江戸出發以來旅費等を省減するも例規のある爲め意の如くならず纔かに百金を餘せり今之を汝等に下付せん些少の金夥多の窮民に與ふるに足らねども宜しく道路に彷徨する者に分てよ猶今より封内を巡視し後ち謀る所あらんと告げらる

- ▲同八年五月 利保公凶作地状況視察のため近村へは即日往復し、後ち婦負郡山中を三泊にて巡視あり、家老、若年寄、郡奉行、近習等二百六十人随行す、此時加賀村百姓仁兵衛の家休憩せられしが、其父は年九十母は八十八にて共に謁見を許さる六月に及び封内の巡視終り米庫を開き町人に五十石郡民に五十石を救恤せらる、豪農豪商も亦金穀を施與せり、公の農商仁惠者に賜はりし歌に「荒ら、年何か罪せん饑人を救ふは我を救ふなりけり」とあり
- ▲同年九月 又北の大風あり晚稻悉く損するに二千九百石を免じ二百二十石を救恤せらる
- ▲同九年 郡村收額を調査し幕府に上申せらる六萬二千八百五十石婦負郡内古高村數百八十村外に一萬二千二百八十二石三斗九升、新開地なり三萬七千九百十九石新川郡内古高村數七十三、外に九千七百五十六石四斗八升七合新開地、此の外雜收一萬二千五百三十五石餘あり
- ▲同年二月二日 公の弟徳七郎、病の故を以て養家前田大和守より歸家、十一日熟談の上離縁、更に弟徳八郎を以て引替り養子願免許
- ▲同年三月十日 西の九焼失
- ▲同年同月二十八日 公富山發親四月九日着府
- ▲同年四月二十二日 公櫻組火防を命せらる
- ▲同年五月二十六日 老中の内達により越中産の熊膽二貝献上
- ▲同年十二月十六日 公登登侍從に任せらる二十二日昇任の謁禮あり

- ▲同十年正月 大樹より判者使者問番山田内藏之助をして京地へ發足せしめらる
- ▲同年二月五日 公嫡子鈺之助卒去
- ▲同年三月五日 領知の判物を賜はる
- ▲同年四月十九日 淺草庫火防を命らる
- ▲同年八月三日 西の丸土木を起すに付費用を助くべきの命により、公より一萬五千兩上進、同日火の番を免せらる、十一年西の丸落成し物品を賜はる
- ▲同十二年五月十七日 公還城
- ▲同年八月七日 藩より幕府への届に領内諸川洪水の爲め田損失二萬五千石餘なりと
- ▲同年十月十九日 幕府より一昨年西丸營築助費のため參府用捨の命あり
- ▲同十三年正月十九日 公生母芳心院江戸に卒去
- ▲同年七月十七日 公東上
- ▲同年十二月二十六日 幕府への届書に本年洪水の損害二萬二千六十石とあり、貧民へ三百五十石救恤せらる
- ▲同十四年四月 江戸定番の藩士に富山移轉を命せらる
- ▲同年五月十六日 庶子啓之助嫡子に立つ願免許
- ▲同年同月 藩訓令あり、其意に曰く、比年財整理の道を講ずるも方法未だ宜しきを得ず、宗藩

に稟議し、万己むを得ず糞きに文政元年以來町人百姓の内より藩士に採用せし者は其の士格を解き庫米は從來通りに支給すと雖も地方取りの者は其の一代を限り姓名を唱ひ帶刀するを許す、將又内外の諸費都て半額定度とし、借用の金は渾て一時延期を乞ひ逐次貯米を以て後年返金の方法を設けんとす、猶且つ其の目的を達する期に違きを以て、今より以降三年藩士祿高に應し多きは十石に付五石、少きは十石に付八斗三升を勘定所に借入れ以て一助とす、從來藩士にして返濟すべき金額の殘餘は之を勘定除却すと

▲同年六月二日 公休暇を受け且つ先格により大樹より品物を賜はる、十六日還城

▲同年九月二十三日 藩の海岸防禦人員等を届出下らる、其の略に曰く、番頭一人、物頭二人、目付役二人、内一人は船手奉行あり、使番一人、馬廻組侍二十三人、内二人は役付のものあり、鉄砲役一人、大筒鉄砲打侍五人、筆談役一人、與外四人、醫師二人、馬醫一人、徒組十二人、但小頭向貝鐘太鼓役等あり、足輕小頭五人、鉄砲足輕四十人、足輕十一人、但小頭向見番並才領等あり、小人三十人、外に大筒持夫家中従者等あり、水主二人、船子四百二十二二人、ハ矢大筒並に五十目筒以下十挺、外に組頭物頭筒等あり、鉄砲五匁筒等四十挺、關船櫓五艘、四十四挺立、小早船三十一艘、早船四艘なり、然るに今回海岸防禦一層嚴にすべき命に依り組頭侍付五騎増加し物頭付鉄砲亦十挺を加へ、舟數等も准して増加尙添ふるに繪圖を以て上申し且つ領内海岸形勝たる入海して東西の隣地同姓加賀守領分と接續するに付萬事打合せ見張番並に注進等愈々嚴重にす

べしと、海岸地形並に海上淺深等の圖を製して附呈されたり

▲弘化元年正月六日 去々年九月中官達の異國船近海へ渡來の際臨時警固等豫て心得の儀、老中阿部伊勢守へ届出でらる、其略に曰く、番頭一人、物頭一人、目付役一人、小荷駄奉行一人、使番一人、侍十五人、本導醫師一人、外科一人、馬醫一人、徒組三人、足輕小頭二人、鉄砲足輕三十人、足輕十人、長柄小人三十人、小人四十人、鉄砲五匁、筒三十挺、右は異國船渡來の時は臨時警固等を命せられし際は江戸詰合人數を以て可差出と

▲同年同月二十五日 去る卯年夏中旱損秋水損に依り損毛高合て四万六千四百八十六石七斗の旨及び富山表に於て粃千石積蓄せしを老中月番阿部伊勢守に届出さる

▲同年三月二十三日 公參觀の際世子啓之助同道四月四日着府、二十二日登營の禮終る、二十三

日世子同行宗國邸にて慶寧公へ謁見

▲同年同月二十六日 公淺草倉火防の命を受けらる

▲同年八月三日 大樹より鷹獵の雲雀を賜はる

▲弘化元年十一月二十九日 萬一外船渡來の節江戸詰合の中に警固に出づべき人數書を大目付

遠山左衛門尉まで差出さる

▲同年十二月四日 領内海岸防禦の届書及繪圖を大目付へ差出さる

▲同年二月十五日 公啓之助同道登城大樹に謁見、三月十三日啓之助五節旬月次登城の允許あり

- ▲同年四月二十六日 淺草火防を解かる
- ▲同年六月十七日 江戸本丸焼失に付金五千兩五ヶ年を以て上進の允許あり
- ▲同年同月二十四日 公病氣に付歸國見合滯府出願十二月に至大雪に付又延期の允許を受けらる
- ▲同三年三月二十二日 曉天 本郷上邸廣式長局より失火に付、淺草下邸手狭のため公巢鴨辻町抱屋敷に移らる、邸宅焼亡に付上納金免除昨年上進の千兩還付の幕命あり
- ▲同年十月十八日 公病氣に付陰居の允許あり、十二月十六日長門守と改稱
- ▲同年十一月十五日 利友公繼目の嗣として登城、利友公幼名は鏘之助又啓之介、後ち出雲守と稱す、利保公第六子也天保正年二月朔、江戸邸に降誕、生母橋本氏名は梅後ら毎本、東都の人橋本市三郎の女なり、十四年五月十六日世子に立たる
- ▲同年十二月四日 利友公當春焼亡の堂守新築に付二十六日移住せらる
- ▲同四年十二月十六日 八登城叙爵出雲守と稱せらる
- ▲嘉永同年三月四日 公大樹より領知の判物を受けらる
- ▲同年四月二十日 淺草倉庫火防を解かる
- ▲同年九月五日 利保公封内下之茗鏝泉湯治の允許を受け十二日江戸出發二十三日還城、三十日同泉に赴き一週間入湯せらる

- ▲同年十月十日 利友公叔父利民の子則邦、利親の子親信各新知五百石を賜ひ高知組を命じ、則邦は氏を若士親信は氏を花木と稱せしめらる
- ▲同年十二月十六日 利友公登城從四位下四品に叙せらる
- ▲同二年二月十六日 利友公元服
- ▲同年五月二十八日 富山城東出丸に殿宇を築き千歳と號し利保公之れに移らる
- ▲同三年二月六日 利友公淺草倉庫火防の受命あり
- ▲同年同月 利友公、宗對馬守養妹と婚約の允許を受けらる
- ▲同年十二月 利友公へ大樹より鷹獵の雁を賜はる
- ▲同四年五月十二日 利友公還城、之れより先き日光宮修葺費用助勢の命あり一萬三千四百九十兩三回上納なり
- ▲同年七月十三日 諸川洪水富山市中浸水し田畑六萬八千二十二石損失、一萬五千石餘を免除せらる
- ▲同年十二月朔日 日光竣功に付賜物あり
- ▲同五年二月十六日 利友公令妹弘子、備後守利義公へ入嫁
- ▲同年六月 利友公病氣に行參府延期の允許あり
- ▲同五年十一月 富山城卯年火災後仮築の箇所建築の允許を受け、大手門櫓門より起工十二月十



五日落成す

▲同六年三月二十二日 利保公越中國境の西白木峰に登らる、封内の峻嶺にして奇草珍花多けれども残雪の候に非ざれば登ること能はず、公時に和歌一首を詠せらる「飛驒信濃木曾の嶺々皆みゑて西は残さぬ白木峰かな」

▲同十二年十二月十九日 利友公病氣危篤に付令弟主計利由公を養子することに上申し、二十日薨去享年二十、諡號を端嶽院殿大夫雲州刺史瑞雪日體大居士と云ふ大法寺に葬儀ありて長岡に葬る、夫人は宗野馬守養妹未だ來婚されずして公薨去せらる、長男利登幼名健之亟、嘉永六年正月同日富山に降誕、生母は加賀谷氏名は雛路、江戸の人加賀谷與助の女なり、長男夭折、次男は嘉永七年二月胎死生母同上、利友公は河村貫三郎、香敏次郎を文學の師範とし、吉田彦左衛門を劍師の師範とせられ、武備を振興するの資として紙幣の制を設け士民相扶くるの方畧を定められしも中途にして薨去されたり

▲安政二年二月晦日夜 富山市街續き西中野村より失火す時に南風猛烈東の出丸殿宇を延焼せしを以て利保公民民の居に難を避け後ち新築落成して移居ありたり

▲同年秋 利保公封内の國道狹隘なるを以て擴張の爲め納租三石三斗を免除し、工費百十八兩を下付されたり、其後巡視ありて八幡村外三村へ特に金六十兩を下し路傍に柳を植栽すべしと命せらる

▲同年 利保公の江戸に在住あるや家老富田兵部不軌を謀り其の事幕府に聞えしかば宗藩之れを糺し以て利保公に傳ふ、公之れに依りて近藤石見を江戸に遣はしたるも石見は事を斷ずると能はず、依りて黜けて俸祿千石を減し高知組に下し、淺野不觀齋を家老に擧ぐ、兵部事成らざるを見ず、自及す

▲同五年二月 地大に震し城中石垣崩壊し大樹倒地裂く、此の時大鷲山崩れ常願寺川を壅塞し水流通せず、四月十一日に至り怒流暴かに大石を飛ばし淤泥を奔らす、上瀧村以北東岩瀧に及ぶまで人畜の死傷其の數を知らず、餘波稻荷町の人家を没し柳町天満宮社内に入り鮎川架橋盡く流没せり之れ大塙堤の決壊せし爲めなり、封内太田用水此時の修築費千四百餘兩、人夫五萬八千六百餘なり、罹害者には一萬四百石を免じ、白米一升、二升、三升の三種に分ちて給與し、窮民には三百石を救恤し、別に又四月十六日より十二月晦日まで千五百石を給與せらる

▲同五年五月 利保公致仕に先ち齊泰公特に使を遣はし利保公に國事を料理あらんとを委嘱せられしに依り、宗藩の國老一人、外に監察を常藩に遣はし政廳に班し議に參與せしめられんとを乞ひ之れを諾さる、之れより城中に邸地を劃し宗藩の國老等交々到る、利保公家老富田讚岐等を招き手書して示して曰く、不肖己むを得ず再び國政に與り憂慮措く能はず、願ふに従來藩臣文武の業務其の他日常の事に至るまで時々令する所に背かずして精勤するは予が満足する所なり、然り而して予才短、力微爲めに臣民の心を攪る能はず、故に職に任せし者或は一己の意を主張し協力

せざるの弊あり、此れ其の人を撰擢する當を得ざるに由るなり、自今予深く戒慎し士民と協力各々其の所を得んとを期す、聞く其の光を和し、其の塵を同くすると、上下一和し領民平治するは人和に在り、和なるもの教て到るに非らず、信實相投せざれば能はず、夫れ山峻なるもの崩る、あり、政刻なるもの危し、故に制度嚴且つ密に失しなば民心却て背反す、今の時弊其の僚屬合議するも外面の文飾耳相和熟するに非らず、故に政廳一事を施行するに當り某の興る所なり、某の同せざる所なりと竊かに之れを傳説する如き皆以て心の一ならざるに之れ由る、凡る國政を行ふ同心戮力、局に當るもの共に其の責めに任じ、事の宜しきに處すべし、小大屬吏に至るまで予が望む所を服膺し相共に益々勵精し、予が力の及ばざるを補ひ、互に恥なからんとを期せ

▲同六年正月 常願寺川前年水災後の村民の食資なきを憐み、猶ほ本年十二月まで千二百石を給興すべき旨命せらる

▲同五年五月 霖雨月を経て歇まず、南風暴威を振ひ雹を降らし、加賀澤村中嶺崩壞神通川を塞ぐ此の日諸川洪水田畠損害多し爲めに二十八石を救助し、三千五百石を免租せらる

▲同年八月十八日 利保公富山に薨去、齡六十、諡號を龍澤院殿中大夫前拾遺長州刺史雲巖良瑞大居士といふ、光嚴寺に於て葬儀あり長岡に葬る公の小傳は「越中維新諸記録」中に掲けたるを以て茲に省畧せり

# 越中維新諸記録

## 安政地震見聞録

爰に安政五戊午年二月二十五日朝五つ時より北風吹き出し寒さを感じたり然し日も出で、晴れたる景色なり暮に至り風止み何の異變もなく夜も晴天にて星もきら／＼として常に異ならず我れ此夜用事あり岸助之重宅へ罷越し夜九つ時分に歸宿して他念なく打臥すところ一睡の内に忽ちに戸除子めり／＼と鳴り渡り下もゆら／＼搖き出せし故手早く起き出て家内を呼び起しつ、隙子雨戸を引明け早く出よと云ひつゝ飛出し仮令家は潰れても障らぬ程の處を見定め地上に跪つき居る處へ家内のものも二男を携へ遁出て是れも同じく跪つきたり尤も立つてゐては沈酔の心地して倒るゝ計りなればなり母君と條太郎は如何にせしと思へとも部屋も隔たり居ること故如何とも爲し難ければ是非なく暫らく見合せ居たるに外へ出て、より次第に強く建物は烈しく振り動かされ世間の鳴り渡る音は口にも述べ難く筆にも記し難し扱四五間向ふの方に母君の我等を呼はるゝ聲聞ゆる故初めて無事なることを知り一家族一處に集り一先づ安堵せしか扱て家來僕婢は如何に呼び尋ねれども一向に答へず稍ありて追々に集り來り皆々異變なく遁出たるを喜びたり夫れより部屋を見るに燈火は不思議に滅えず怖ろしながら内へ入り火燧の火をも能く消し着物を改めて又早々

に庭へ走り出て物干の雨戸を取出し其上に菰を敷き暫らく腰をかけて休息す夫れより追々屋敷の周りを見廻り堀抜を見れば水一時に沸き出し取水の樋の枕もゆるぎ川の鳴る如き音を立つ又勝手より取水の樋の中程より水吹出して遊りは一面の水溜なり又土藏は龜裂生じ戸前の建物は腕木山二本は折れしも両端は折れざるために潰れざりき土戸脇大きに壁損じ東南の上の角も少々壁落たりたり扱て露地の石燈籠などは皆々東北より倒れ屋根の落ちたるもの多く別して西の書齋東の部屋に多し是れは風返しなき故ならん台所出口の上の壁も澤山に落ち又式台兩袖の白壁には帯の如き裂目を外まはりの壁は皆々龜裂入り

内の様はまた氣味悪しき故調べもやらす元の處へ來りて休む是れまでも二三度揺らぎしかど格別の事はあらざりき時に追々親類より見舞の使來るにより右立退きの場所へ高提灯を建て、屏風を引廻し夜着蒲團等を取り來り仮りに火鉢炬燵を拵へ兩蓋には長柄傘を建て各々手拭など冠て居たり條、鷹の二子は目覺して肝を冷やし居る計りにて泣きもせず只た仰天の躰也時に火事裝束を急に取出して身に着け菅笠を蒙り手燈を携へ折々屋敷内を廻る此とき鐘打を數へ見れば八ッなり條、鷹は皆々寐入る隣家も皆々庭内に灯燈点し口々に語り合ふ様子なり扱て仕末もあらく調ひし故見舞旁々急ぎ近親中を廻り先づ初めに津田五百記方へ見舞ひしに家内一統異儀なし土藏の壁は餘程落ちたり夫れより蟹江監物方へ相尋ぬるに是も家族異儀なく土藏は右に同じく大被損なり夫れより丸の内通りへ懸るところ近藤右近の門前より西の方二丁計りの所に大地大割れ

れ高低に相成り箱段の様になれり尙ほ其の邊りの割れ目は數ヶ所なり夫れより東の外形へ出で佐脇木工方へ立寄るに是も家族は無異儀損處も多からず夫れより總曲輪通り神田横町へ入り二番町より一番町千石町へ通り抜け武庫川數馬方へ立寄りしに是も家族無異儀由夫れより瀧川庄稅方へ罷越す是も皆々無異儀由是れにて先づく安堵いたし庭先にて煙草一ふく呑み休息す時に飯有之由に付一椀賜はり夫れより直ちに歸宅したり此往行中にも度々揺ぶる由なれども心付かず歩さしなり次第に東方はの白くなるに及びて心も次第に落付けれども未だ地震は止まず凡る夜明まで二十五六度もありたる由未明に入江藤馬、若林貫治、森忠藏などの出入者追々來り次第に心に相成る。さて夜明けて庭の假山へ登り見れば後路の方の石垣は大崩れになり山の上土は割れて落ちかゝり塀計り中に残り居るやうに見ゆ。追々内へも入り座敷書院等を調べ見るに壁は少々損じたれども落ちもせず差したる事なき故大に税びたり扱て下婢へ申付け急に飯を炊かせ皆々飢ゑを凌ぎ氣味悪ながら火燧もほろく火を起して休息す

今日も晴天ながら天の色うるみ日の色赤く風もなく雲もなく朦朧たる氣色にて暖からず寒からず兎角人氣治まり兼ね多くは庭へ出て日を送る積りなり時に御用番より觸れ狀にて近日登城にて君上の御機嫌を伺ふべき旨に付取敢へず罷出づべき用意の處へ津田五百八罷り越され一つ二つ地震の様子を話し合ひ同道にて急ぎ登城をなしたり、是れは扱て措き爰に又一つの奇談あり我家僕彌助と云者從來平岡山の農夫なりしが耕作を嫌ひ奉公をなし其生質愚痴一概なる難物なり此者今夜

の地震に付大に驚き長屋小者部屋の戸口を明けて遁て出る時に出口脇なる小便桶の内へ陥り足より着物にかけ小便に浸し漸うくの事にて走り出て門内に立ち居たるところへ我れ地震後門前見廻りのため此處へ到りしに圖らず彌助を見かけたれば汝も無事かと相尋ねし所、いや何やら彼から着物は小便だらけと答へたり、さすれば小便桶へ落ちしかと尋ねけるに、たいがいそんなもんぢやと申し答へ、爰にて計らず大笑を催ふし家族皆々へ語りければ皆々頤を解きたり平常取廻しの愚かなる人物は個様の時も是の如き不調法できるなりさて登城の道すがら御郭内村兵庫介門前に大がけあり夫れより櫓御門下土橋大損じ左右より開き門口の明き口の幅六七尺の處もあり深さも右同様其餘三四尺計りより一二尺の口はさん／＼に裂けたり尤も中に窪み割れ穴の下底に泥水溜り見るも恐ろしく思ひたり櫓御門の西の方涯より南へ曲りたる塀及び出狭間下の石垣とも皆々崩れ御堀の内に沈み居れり、塀は角より櫓まで東西のわたりの間は落ちず角の邊りにてちぎれたり御門内下番所後ちの土居角より東の方へかけ七八間計り下へ潰れ込み大杉二本御堀の内へ打倒れ二本は西の方へ半分程倒れかゝり土居なき故富田下總屋敷の横手より見れば櫓御門前裏の方能く見ゆ、此の土居は御堀の底へ突出したるならんか、夫れより鐵御門へ渡る土橋も同じく左右より開きて大口を明け真中四五尺計り通路あり両方の柵は真中の方皆々破損したり鐵御門外南の方角石垣大崩れになり往行し難く人夫二人計りにて片付け居たり 其中を通り過ぎ是れより御館の内には世間並の損所にて格別のこともなかりき

より開きて南の方へ三尺計り倒れ御門番所は北の方へ倒れ御門際の大杉の木二本南の方御堀へ倒れかけ居るを眺め夫れり歸宅したり、宅の屋根石のすりたるを直させ今日は又晝後醜陶しき氣色にて雨天と見得たるにより屋根の修葺を仕舞ひたる上立退き場所を工夫し屋敷内東南の島の真中に涼台二曲並べ、九尺の雨戸四枚を両方より立て上の方を繩にて閉ぢ三角の家建をしつらへ上より菰澤山かけ一方の口を戸板にて塞ぎ一方を入口とす又其脇に有合せの駕籠二挺を並べ敷ものを敷き又其邊に雨戸四五枚を並べ總廻りへ幕打廻らし先づ是にて用意全く相濟みたるは早くも薄暮なり、今日の晝のうちにも繁々しく地震ありしも六ツ過よりは雨氣となりたれば少く心も落つきたり今晚部屋／＼雨戸も引かせ障子一重となし火燧は薄暮に全く火を消し自分は伊賀袴着其まゝにて夜半に少く睡氣を催ふしたれども又少々の地震あるにより目を覺まし熟眠せず八ツ時前に少く強き地震ありしが遁出すに及はずかゝる有様にて計らず夜を明かしたり翌くる廿七日は雨天にて風立ちもなく五ツ頃一僕を召つれ我が菩提寺なる立像寺へ罷越さんと思ひつゝ門を出でたり寺中墓所の石碑は皆々打倒れ其内に南北向の石碑は大小かけて三四本倒れず残れるのみ駒川は水來らず東市町洪水の手當のためと聞くに付出町の端へ出で、逐一見れば水色甚だ濁り赤黄の色にて常より二尺計りも満ちたる由其邊の人々申居たり左すれば山抜けといふこともなかりしならんと思ひ夫れより大橋通り新地の裏へ出て遙かに神通川の水色を望めは香茫たる満水の色は同じく黄赤の色あり但し神通川は昨二十六日夕七ツ時まで水來らず有澤津渡の邊からわたりを爲したりと

七ツ過より水次第に元の如くになりたりと夫れより新川原町潰家死人の箇所を見分を遂げたり此死人の次第は元來家は九尺口飯屋と見得わら家なり家内夫婦と子供四人末の子は三歳なる由亭主熱醉草臥れ眠り妻は四人の子供を外へ出し亭主を呼起すため内へ入りし所へ隣家の土藏の壁落來り一思ひに潰し夫婦共に一瞬の内に相果てたり肌につけたる三歳の子は難なく掘出したる由誠に憐れなる事なり

舟橋へ出て一覽するに水は橋一坏にて増減なき体なり總曲輪西舛形外山本某門前は大割れ所々に生じ學校土居御藏の際七八間斗リも潰れ二間程御堀の中へつき出したる体なり大杉の樹は頭を南方へ二三間も倒れかゝりたり、村兵庫介屋敷横手に大割れ口あり泥水吹出し其色赤し又近藤右近門前西の方に吹出したる泥水は黒色なり是等を一見の上歸宿したり暮頃に朋友藤田太郎兵衛來り語り互ひに平安を喜びたり時に二十五日には太郎兵衛、千秋元五郎兩人にて泊より罷越したる由泊にて此地震に逢へりといふ段と談合する處富山よりは輕き様に見えたりと尤も歸路入膳、三日市、魚津、滑川等富山近くになり次第地面の模様且家の損じ方等漸々に強かりしさを泊より下は泊よりも弱かりしことと思はる東都などは左のみ強くも有まじと當時父上東都に在りし故此話を聞き一先づ安堵をなしたり、餌指町辻屋某と云ふ者の妻地震後癡氣にて死したりとの話あり又新地玉屋某といふ者は家來牧田豊吉の類家の由にて二十五日の夜用事ありて玉屋へ赴き夜に入り歸らんとする所亭主の申すには怪しき夜にて大風地震の内相違なく有之故今夜一夜泊り呉れられ

明朝未明に屋敷へ歸られ然るべき旨申す故未だ年若き豊吉故異念なく承諾し泊りし處此地震なりき直ぐと立歸りて此話を爲したり亭主は何等の事にてか知りたるやらん晴雨考と云ふ書にも二十五日二十六日大地震と有りし由故夫れにても見たるならんか氣運を以て知りたるならば賞すべきことなり又河原六右衛門と云ふは越中立山の湯元にて大百姓なり是は一ツ家立にて本村を離れ在住の由二十五日晝の間に屋根の上に雀幾百と云事無之集り太に噪き鳴きたる由尤常は鳥も來らぬ處の由家族皆、怪しく奇異の思ひをなしたる由傳承す偶然の事かは知らねど變なる語故しるす (完)

### 安政五年留帳

口上を以て申上候、新川郡常願寺川上先月二十六日曉八ツ時頃大地震にて山崩れいたし湯川上に泊り候所當月十日未の刻頃切申候に付岩石泥并木呂多く押出し同日申の刻迄に追々減水仕候に付御田地大損のケ所左に申上候

一、常願寺川西縁にて大場村前と申すところにて二十間三十間計リ三ヶ所入川に相成居申候御  
御田地損相成申候

一、同東縁にて利田村前と申所にて百間餘入川いたし鉢木村淺生村國重村竹内村北馬場村より

白岩川下にて落合ふ村、岸崩れ變地相成此村數向縁十三四ヶ村計り御田地大損じ相成居候

一、右村と家十三四軒計り流失いたし候

一、常願寺川筋雨縁川除御普請所八分通り御座なく候切込此邊村と石岩砂泥并木呂多く流出仕候御田地も多く相損じ申候由に御座候

右の通私共見聞の所依て御達申上候以上(午三月十二日)

當二十六日曉八時頃大地震に付新川山抜損所等見聞の趣左の通りに御座候

一、岡田村藤懸山抜いたし往來長三十間計欠落此藤懸と申す往還は下山村に通行の一筋道にて當時右欠落候ヶ所岩につながり漸く通行仕候者も御座候

一、中地山林より十一人龜谷山へ稼に登山いたし居候者共罷歸申さず候即死仕候哉と奉存候得共死骸未だ崩當り申さず候

一、本宮村の者共二十七人原村より四人都合三十一人立山下温泉へ湯元へ雇はれ罷越居候處是れまた罷歸り申さず候に付當二十八日右二ヶ所より人足二十人相仕立て鉢崎山まで様子見受方に罷越見届候次第左の通りに御座候

一、大とんべ小とんべ両山共過半崩落且多枝原の新湯及温泉湯小屋并松尾山等崩出し熊倒れと申す山の絶頂へ打越且大橋の向とも木尾と申す山の東平邊迄押出し谷々の分ち無御座候尤立木一本も無之様に相成申候

一、伊土山續南平大抜いたし候

一、松平と申山残らず湯川まで押出し申候

一、伊土山續南平大抜いたし候

一、松平と申山残らず湯川まで押出し申候

一、湯川より南の方かりこみが池の方に當り今更大畑り上り居候

一、巢こくと申す山大抜にて真川まで押出し一たん川留り居候由に候へ共只今の處水のまへ居候箇所も無之川埋もれ川底高く相成居候ことは何百間とも計り難く候

一、鬼が城申す所大變なる大抜け仕候其外山積箇所甚しく數知れ申さず候前段湯元に雇はれ温泉へ罷越居候三十一人の者共必定即死仕候と奉存候へ共未だ死骸相見へ申さず候一山方村々持山過半山積にて立木無之様に相成指當り稼ぎ方出來不申且田畑同様大變に相成申候

一、御收納通道數十ヶ所山積にて相續申候  
一、常願寺川筋牧村領にて龜岩の邊迄大石等にて埋込み小見村藤橋兩詰の鳥居高さ三間も有之候處埋込右懸橋相分不申候

一、常願寺川上湯川と落合の上にて山積いたし真川打泊り候様風評御座候て川筋村々の者共深く心配いたし居候へ共左様の義無御座候成程所々山崩れ出川止り居候由に候へ共夫れく川道相付き只今のところ川に異變無御座候

一、御田地損所見分方左の通に御座候

一、千十石の内六百石高程向新庄村

二百七十石の内百三十石高利一本木村

右村々如斯御座候右の外入損しも御座候へ共巨細に相知れ申さず候且滑川御殿所並給人蔭及波岡川除御普請所等余程相損し申候此段御達申上ひ事(午三月五日)

口上書申上候新川郡常願寺川上前月二十六日大震にて崩れ湯川の上に水溜り居ひ所昨二十六日申の上刻頃泥水砂岩石木呂等打交り大場前荒川口へ押上げひ所町新庄領にて東西二口に別れ流れ來り村々御田地大損の所同役へ見分方の義申談大体の義申上げ御座候へ共入川通行未だ相叶ひ申さず減水次第同役相同路見分の上委曲御達申上候へ共大變故豫め左に申上候

一、荒川町新庄村領内にて西へ切込上富居村領へ押上上赤江村下赤江村粟島村粟田村中島村右六ヶ村御田地残らず入川尤人家泥水等にて多分埋め居り候豊田村城川泉村上野新村下富居村右四ヶ村は御田地岸崩れ外に泥地に相成中島村領より神通川へ落合ひ候東へ入川へ罷出で申す義相叶申さず付減水の上委曲御達申上候

一、新庄町人家百二十軒流失人も數多相損じ候様申聞候へ共未だ慥かなる義相知れ申さず候上富居村人家二軒相流れ申候へ共右の外入々助け合ひ無難の体に相聞へ尤二ヶ所人家流失仕候

一、常願寺川兩縁御田地並人家大變の儀に風聞仕申候

一、富山様御領少々泥込みに相成候由風聞仕候依て御達申上候以上(午四月二十七日)

口上書以申上候新川郡常願寺川上當二月二十六日曉八ツ時頃大震にて山崩れいたし湯川並たね川等川上にて溜居申様にて三月十日出水又ひ先月二十六日晝八ツ時頃出水御達申上置候所に付見分仰渡さる趣即罷越し見分仕候所左の通りに御座候

一、上瀧村より大場村道程二里計りの處兩縁川除皆流れ申ひ様子川縁村々残らず上下に相成申候人損し等の義は何程御座候哉相分り申さず候へ共大体聞合申候處死人は七八百人の様子に御座候尤千人計り行衛相知れ申さぬ者も有之様子に御座候尤都合千七八百計行衛相知れ申さず候且其内には欠落仕候者も御座候様の風聞も御座候

一、二十八ヶ村太田組、但家數六百軒流れ申様子に御座候

一、四十一ヶ村島組、但家數七百軒右同斷

一、十八ヶ村高野組、但家數百六十二軒右同斷

一、四千四百九軒

一、二十一ヶ村廣田組、但家數四十七軒右同斷外に死人十二人

一、御田地相損申義は何程と申す義は相分り申さずひ尤御郡役所にて相分り申さず様子に御座ひ何れ常願寺川にて用水から水當り草高六萬石餘の所當時は四萬石計り泥下に相成ひ

一、作用水無御座ひに付御田地は有難ひ哉と奉存ひ未々迄御田地に相成り申さぬ箇所も御座ひ



様見聞仕候義に御座候右見聞の通御達申上候以上(午五月四日)

口上書を以て申上候新川郡常願寺川筋前月廿六日大出水損所御達申上候へ共與今大体の所又候御達申上候

- 一、上漣村より西縁里敷五里計り西水橋まで川除御普請所流失仕り村々泥下石岩置相成申上候
- 一、岩峽寺宮崎村より東縁東水橋迄同斷
- 一、草高一萬六千四百七十石太田組内一萬四千三十石計り泥下村々
- 一、二十八ヶ村人家泥込み相成申候
- 一、二萬三千三十四石八斗鳥組内一萬三千三百二十石泥下に相成候
- 一、一萬七千五百九十九石一斗高野組内五千五百二十石泥下村々
- 一、十八ヶ村人家泥込に相成申候
- 一、一萬四千六十四石上條組内二千五百石計泥下村々
- 一、十三ヶ村人家泥込みに相成申候

先達て礪波郡同役共同道にて開合せ御達申上候通りに御座候依て御達申上候以上(午六月十一日)  
 口上書を以て申上候、射水郡高岡町中常十六日夕六ツ時頃より何者に候や三四百人計り高聲を作り金屋町口より横田町口へ押入り福岡屋清右衛門等四十二軒の戸障子并に諸道具残らず打破り中には壁迄も打落し申候家等御座候同十五日夜中も何者に候也三四人計り右横田町福岡屋等方へ罷

出来高直に御座候間何卒下直に相成候様御取計ひ被下るべく候様申聞候所右福岡屋申聞候は尙又承知に候間立退き申す様申入れ候所右の者又々申聞候は若し明日中に下直に相成申さぬ時は此家を初め打破し申候間承知なさるべくと申し直に立退き申候様子に御座候に付見聞の所四十二軒の名前を書き相添へ御達申上候以上

一、射水郡放生津町輕き者共の内當十二日夜四ツ時頃右町の内三十人余も寄り集り女房共の事ゆへ小聲にて泣き出し申候に付常所に止宿仕居候魚津改方役人罷出何等の譯にて右様寄集り泣出し候や甚だ騒がしく候て却て宜しからずと見咎め候所右のもの共申上候様はととも米直段高直に付其上米賣人共賣渡し申さず或は賣渡す申すにも御印紙の目を取るなど、申聞候に付町の内米批賣人共の内橋本屋九郎右衛門等呼出し詮議仕候所右賣人共申上候は當時米直段高直に付一舛買人には五合又は三舛買人には二舛宛賣り申さず候ては米も御座なく候事故右様に仕り米直段仕尤直段高直に付五合買入候者は一舛買明日の分迄買入れし者も有之様子にて一舛買人には五合にて相辨じ候ことも御座候と申上候風聞御座候右様騒敷相成申候は愚痴の女子共のこと故に候哉と奉存候魚津改方立花孫五等見咎候て先暫しの所右批賣人橋本屋五郎衛門十四人只今徘徊御指留に相成申候右御達申上候以上(午七月十九日)

下新川三位組五郎組常月三日より六日まで泊驛邊の者共六七百人計り泊驛小澤屋與三右衛門同所草野屋孫右衛門大家庄村六郎右衛門金山村六郎兵衛山崎村勘右衛門南保村伊右衛門同村太郎兵衛

七人の者共高所持人の由にて此方へ右六七百人計りのもの共相詰め候に行如何の譯に候哉と相尋申候へば大勢の者共申聞候は常年不作に付作上の義は定納仕候へ共作徳米の義は三の一用捨相願御聞届成し下され候やう此上は私共手段も無御座候間此段宜しく御取計ひ成し下され候様相願申居候達うち御郡所より御縮方の足輕等罷越十四人召捕罷歸り申候其外相替る義も無御座候へ共大勢の者共罷出で相騒ぎ申候間依て此段御達申上候以上(午十月十三日)

富山藩常備大隊職員表

(明治三年に組織されしもの)

- 大隊長 權少參事 森 職 高 右教頭 大 屬 渡邊清知
- 左教頭 大 屬 宮地義昭 教佐 權大屬 高 品 永英
- 小隊は一番より十番までに分たる之れに長たる者左の如し何れも權大屬
- 一 平尾良實 二 梅 永 務 三 大久保秀延
- 四 林 信 敏 五 藤田成章 六 野澤直昌
- 七 吉田茂毅 八 山崎定武 九 河尻尙尹
- 十 湯口光輝

小隊の下に半隊あり半隊長又十人何れも少屬なり其人名左の如し

- 松見善休 菊地方英 不破重定

- 渡邊正義 生田休復 村 一 願
- 中村信定 戸田寛徳 淺尾行敏
- 宮口義勝

半隊長の下に分隊長あり官は何れも少屬なり其人名左の如し

- 松田義辰 林 寛 美 松田信熙 平井親遜
- 淺野清暉 杏 直 義 磯野員平 渡瀬恒時
- 木村貞興 井上武美
- 旗士官 少 屬 中村清古 神官長 權少屬 前里壽信
- 分隊長の下に嚮導なるもの亦各十人あり何れも權少屬を以て任せらる其姓名左の如し
- 角尾貞義 須山秀清 中村定義 山田澄治
- 富永則次 沖田正近 森井清勝 中川源清
- 榮 義 政 長澤正清

猶ほ鼓長 旗神官及び應神官なる者あり鼓長及び旗神官は各中央の内より任用せられ應神官は廳掌より擧ぐ其名左の如し

- 鼓長 福岡芳義 旗神官 木田川光由 中村清慶
- 應神官 小林貞貫 廣瀬泰利
- 森田義知 中川武則

藩導の下に押伍官なるものあり應掌の内より任用す各小隊毎に四人宛配置せらる

- |   |                              |   |                              |   |                              |
|---|------------------------------|---|------------------------------|---|------------------------------|
| 1 | 長横淺山<br>島山野崎<br>盛弘清保<br>明明棟直 | 2 | 磯今玉淺<br>野村川地<br>充重丁光<br>繼寛尊則 | 3 | 野木松森<br>入村原田<br>貞義信直<br>盛守茂則 |
| 4 | 中佐山明<br>川久川珍<br>間道忠宗<br>義直賀治 | 5 | 大沖守久<br>房田郷<br>致直正<br>永之信嘉   | 6 | 島須田渡<br>田藤上瀬<br>正樂道恒<br>辰保貞政 |
| 7 | 小石堀村<br>林黒田<br>正直典<br>重哉正治   | 8 | 木平前高<br>村井川瀬<br>貞懷正修<br>育忠義廣 | 9 | 市岡佐三<br>川本藤田<br>武信信一<br>治義衣尙 |

10 瀧口庸慎 谷忠尙 永井陳親 加藤清伊

鼓補長 應掌 福原近喜

箏押 伍長 原田義信 同 大房清辰

土工兵 伍長 木村芳直 同 河村光弘

喇叭手 伍長 渡邊信義 同 渡邊唯勝

鼓手 伍長 宮崎直爲 同 渡邊唯勝

押伍碑官の下に又一小隊毎に伍長七八人宛并に彈藥士一人喇叭手一人宛を配屬す彈藥士及喇叭手は何れも伍長と同一に遇せらる伍長の小隊別人名は左の如し

- |              |  |                                      |  |  |  |      |  |
|--------------|--|--------------------------------------|--|--|--|------|--|
| 隊小番十         | 藤澤志松<br>堂野賀山<br>良永宏貞<br>孝安俊近                 | 隊小番七                                 | 黑山江村磯平河<br>崎田木井野井村<br>正方雅邦充重貫<br>治辰作貞武義思     | 隊小番四   | 村近長寺宇福安島<br>藤島澤佐田井田<br>光盛恒清勝一正<br>興正次督範貫政光 | 隊小番一 | 安森田興中宮布勝<br>井邊津井口村山<br>暉義貫茂光昌房<br>光正正道義豊秀成 |
| 和新笹島         | 隊小番八   | 隊小番五                                 | 隊小番二   | 隊小番三   |  |      |  |
| 泉山川田         | 渡渡高松池内坪窪<br>邊邊橋爲田山田田<br>由尙祐周佳政本喜<br>規弘直幸政雅知作 | 高吉若五福青<br>橋浦杉十澤山<br>義昌直定直光<br>勝言行明明秋 | 高吉湯柳花柴瀬橋<br>野田口原野垣木本<br>以茂光信直守道實<br>通昌範誠増孝行闊 | 小生牧長藤中野新<br>山田野谷田川口庄<br>豊信布直爲秀安泰<br>秀次共輝重定國政 |  |      |  |
| 美一茂一<br>明政則義 | 隊小番九   | 隊小番六                                 |  |  |  |      |  |
|              | 小根村若日與中<br>塚塚井松比田村<br>之正尙亭貞久<br>定貞壽茂直濟義      | 小堀黒山小竹<br>柴内田田泉内<br>直林正重貞榮<br>尙友孝之尙解 |  |  |  |      |  |

猶ほ各番小隊に付属せる彈藥士と喇叭手との人名は左の如し

小隊番號	彈藥士	喇叭手
一番	藤堂良則	横江勝芳
二番	林政義	北岡法芳
三番	杉坂昆治	河部幸秀
四番	池澤忠直	高島照光
五番	今村直久	岩城正輝
六番	市原房暉	田村正義
七番	吉尾宗元	森田一久
八番	山崎高塔	早崎記義
九番	佐々木範良	佐々倉顯定
十番	安達欽光	佐々倉友義

以下より掲載するは(御加勢堀丈之助宮崎久兵衛の來狀)と題せるものにして越後戦争の際富山藩よりの出勢に將たりし堀宮崎兩氏が我藩隊の激戦地たる越後鯨波より山本五兵衛、千秋元五郎兩氏へ宛て報じ越せる書簡なり其折の實情是れに依りて歴々睹るが如きもあり好史料たるを失はす

### 越後出兵消息

手紙を以て貴意を得候然は當二十一日高田表に着仕り同二十三日夕景參謀黒田丁介等より申談候は御出兵御人数の内二小隊は米山續松笛へ急速出張の儀申談、即ち金岡氏等迅速出張有之且又御加勢私共二小隊は柿崎宿まで急速出張の儀申談有之に付則ち柿崎宿へ迅速出張仕り參謀三好軍太郎等へ案内に及び候處同人申談に寄り同二十六日上ヶ輪まで繰込み候處同二十七日曉天より大斥候として加、薩、長三藩並に高田藩は本道並に谷根越口の山間より鯨波へ進行し賊巢一掃の上は一同集會、拍崎襲撃の策あるべく旨、且又御加勢私共は青海川へ繰込み同所固守致すべく旨等參謀折田平内等より申談に付私共同日曉天上ヶ輪村出發、青海川まで繰込み候處鯨波にたゐて争戦に相成依て急速同所まで繰込み候様參謀より相談、則ち鯨波へ繰出し參謀指圖により濱手の方相防ぎ炮發致させ置候處重て山手へ相向ひ候様參謀指圖により則ち山手へ相向ひ終日打合ひ罷在候處七ッ過惣様引揚げの義參謀より申談候に付委曲參謀へ相達し候上青海川村へ引取り翌廿八日朝より重て鯨波斥候として出陣罷在候

- 一、右争戦官軍方八歩の勝利に相成候由賊徒共は同二十七日夜鯨波山手より逃去り柏崎より三里計り山手の方へ引取り候体右賊徒は桑藩等浮浪の者の体に相聞え申候
- 一、右に付同二十八日晝夜柏崎斥候として薩、長藩繰出し申候
- 一、二十七日争戦の節丈之助隊兵の内黒田文之丞、上林善六並に久兵衛隊兵の内牧炮次郎、坂

井彌右衛門右四人の者共腕等へ流玉打拔等にて手負人出来に付病院へ相渡し療養申談し置候

一、金澤表よりの御人数并に御加勢私共等二十七日の戦争不容易戦功乍失敬感入申候此段私共初組の人々へ申談し候様致度段金澤より出張の御横目の薩、長參謀役申聞候旨土田宗之助より申談候に付則ち一統へ申談候

右要文まで得貴意度如斯御座候以上

閏四月二十九日

堀 丈之助判

宮崎久兵衛判

山本五兵衛様

千秋元五郎様

堀丈之助手合

半隊司令役 深山久五郎

足輕小頭 加藤榮次郎

島桑陸左衛門

足輕小頭加人 永山彌太郎

擊方足輕 寺内九右衛門

佐藤初右衛門

堀 幸之助

中野七之助

岩倉 惣平

五十嵐幸之助

窪田半左衛門

高瀬 長次郎

大屋 常吉

南部清左衛門

北岡 次三郎

谷尾 作七郎

今村 久太郎

深見 淺之丞

水上 津太夫

森田 岩之助

野村 小三郎

大坪九右衛門

山上 半之丞

黒田 又之丞

高瀬 吉三郎

加藤 林次郎

北村 作太夫

高田 勇次郎

奥田 清之丞

上田 伊三郎

鳥村 清次郎

淺野 權之丞

赤丸 重三郎

山田 辨之助

竹下 於菟吉

押野 半藏

三上 左平

上林 善六

杉山 半太夫

宮北 治三郎

山形 彦兵衛

由良 藤作

山田 兵藏

北川 豊作

大桑 安太郎

加藤 宇之助

島田 彦之丞

貴田 良太郎

井村吉左衛門

北谷 權三郎

宮川 猪之助

宮崎久兵衛手合

半隊司令役 寺垣十左衛門

足輕小頭 水野與之丞

長谷川清之丞

加納源太郎

吉崎七左衛門

佐藤半右衛門

飯森八十大夫

足輕小頭加人 水田 久次郎

澤野甚左衛門

大屋 清藏

中村 吉藏

擊方足輕 藤井友左衛門

持田 万次郎

牧 炮次郎

中村 清太夫

小島 熊之助

中島 平吉

小島 伊平

岡島 直吉

増田 長兵衛

福島 吉藏

吉川 捨三郎

萩 太三郎

梅田藤左衛門	長田 伊太郎	芝木 閑二	三田 佐十郎
小泉 常之助	藤田 由太郎	栗野 長次	桑原惣右衛門
芝野 又三郎	大野 小太郎	堀 直次郎	西村 左太夫
鹿野 乙次郎	水上 鉦三郎	坂井彌右衛門	堀井 幸次郎
藤田 作兵衛	小佐 善太郎	三宅 彦之丞	林 興八郎
石井 清九郎	小島 健太郎	二木 清助	長谷川 清藏
牛田 鐵太郎	坂賀 甚太郎	大窪 太太夫	山本 岡三郎

右私共二小隊越後上輪村宿陣より當廿七日曉七つ半時頃出發青海川迄繰出し固守候様前晚參謀役より申來則ち同所迄繰出候處兵端を開き候間鯨波宿へ繰込み候様三好軍太郎等より申來炮聲頻りに相響候に付則ち足早にて相向ひし處鯨波宿手前棒抗邊にて追々味方の手負人引取り候者共に出逢ひ躰に付駈足にて相進み候處折田平内等差圖に付鯨波宿濱手の方小高き處へ一時乗上り敵方山の上等見當にて鉄炮迫合に相成敵方死亡も有之体候へ共繁しく場合打留之檢相立ち兼ね其節の働き何れも同様奮發致し候

一、右ヶ所に在いて丈之助手合の内上林善六義深手負候に付野村小三郎大坪九右衛門介抱として差添させ病院へ相送り申候黒田又之丞義深手負候に付加納源太郎山上半之丞差添として

是又病院へ相送申候

一、右ヶ所に一時計り迫り合ひ罷在候處敵右山手の方へ集り候間 両手合共敵方山手へ突込み度候存し餘程相働候へ共何分沼田にて道無之渡り兼候に付麓に在いて暫らく撃合ひ候處敵は手の暗きに罷在り何れより玉を發し候や見留がたく候に付敵所斥候として澤野甚左衛門山板賀甚太郎を差遣はし候處向ふの山三ヶ所に屯集罷在候段儘かに見届越し候に付何れも味方の山の半腹へ登り其所に於て餘程迫打致し候處散乱の体にて玉勢うすらぎ候に付山上へ上り最前打合濱手の方へ相向力を添へ度と存じ罷越候處三好軍太郎罷越し濱手の方は大丈夫に付並の山へ相向ひ申すべき旨申聞候に付則軍太郎同道にて相向ひ兵を配り迫打致し候處敵方死亡も有之候得共繁しく場所擊留め差別れ誰彼れと相立兼候得へ共其節の働一統同然に御座候

一、右濱手の方より山手へ相進み候節久兵衛隊の内牧炮次郎義谷間に賊徒捨置候鐵の身にて足の脚怪我いたし坂井彌衛門義自分怪我いたし候

一、夕景軍太夫相圖により元のヶ所へ引揚げ候惣勢休兵の場合に候處丈之助隊は引上げ候様久兵衛一小隊は宿の高右手の方へ兵を配り打合ひ可申旨參謀方より差圖有之則ち餘程迫打仕候然る處惣勢残らず引上げに相成敵方にも少々砲發薄らぎ候處へ成田外機助より引揚候様申越候右について則ち引上げ途中に於て高橋往來に出逢候に付敵は未だ全く退き申さず甚

だ懸念の趣等申含め青海川へ引下げ申候猶始終御横目方に在いても見聞御座あるべく候  
彈藥箱持等小者 十一人

右召連れ始終引續き罷在申候右取調べ御届申上候以上

辰壬四月

堀 丈之助

宮崎 久兵衛

以手紙得貴意候然は前月二十七日鯨波に在いて御加勢私共戦争の次第別紙寫之通り監軍方へ指出候に付寫指上申候

一、右戦争後賊徒共遁去同二十九日參謀役折田半内等より指圖により柏崎の續き中濱村まで繰込み暫時宿陣罷在候處同夜柏崎宿陣參謀役よりの使の由にて官軍御用掛吉田省之進と相名乗り只今至急に堀丈之助一小隊中田口と申ところへ繰出し候様申聞直繰出張のところ右途中に於て種々懸念疑惑の趣共有之若しや官軍方御用と偽り桑濤脱走の者共罷越し敵地へ引入れ圍打に致すべき計略にても無之やと心付き右省之進何れの藩等の儀入念相尋候處同人答方甚だ紛はしく義共有之依て丈之助と半隊司令役深山久五郎へ申談田塚山之麓において右省之進を打取候様申談し則ち久五郎義短銃を以て打ち候旨委曲は別紙久五郎口書寫之通りに御座候然るところ丈之助彼邊斥候として未明罷出朝に至り候へ共罷歸らず候に付兵の内斥候として持出候處両田尻村庄屋三太夫後ろ口小高き山の麓に於て丈之助義自害相果罷

付委曲齊藤與兵衛土田宗之助等へ相達し候處 則ち昨日檢使相濟み申候丈之助懷中に齋藤與兵衛への書置有之候由に御座候

一、丈之助代り當分指揮役の儀齋藤與兵衛へ相達候處 水野徳三郎義右代りとして當分指揮方與兵衛より申談候に付丈之助手合の人数徳三郎へ引送り申候

右得貴意度斯如御座候以上

五月三日

宮崎 久兵衛

山本 五兵衛様

千秋 元五郎様

一、司令役深山久五郎より指出され候口書寫

私儀昨夜田塚村領にて吉田省之進を短銃にて打ち候仕抹御尋に付左に申上候

一、昨夜五ツ時頃中濱村宿陣堀丈之助方へ官軍御用の由にて吉田省之進と申す人罷越只今急速中田口迄出張致し様甚だ迫たて申聞かれぬに付直ぐさま丈之助手合一小队繰出し候處省之進義先きに立ち罷越し柏崎宿陣近藤新左衛門方へも立寄り同様劔口村と申すところへ早速出帳之義申し入れられ候由にて即ち新左衛門も跡より引續き繰出し候處途中早足にて罷越し候に付夜中の義且つは後隊も相後れぬ儀にも候間暫時見合せ呉れられ候様度々申入れ候處極急の義に候間早足にて罷越候様強て申し聞けられ柏崎町を離れ候て五六丁計り過る時

分百姓躰の者罷越し何か省之進へ申入れ候義も有之様の義途中にて兩三度も有之何か疑はしき様子柄のところ何れも提灯を打消し候様申聞けられ即ち相消し新左衛門手合へも申送り候處右省之進携へ候提灯のみに相成候提灯段々見受け候處桑名合印附体の提灯持参にて彌々早足にて進ませ候處闇夜の儀土地不案内のケ處へ無提灯にて罷越候儀何とも覺束なき次第然る處新田村とか申す邊にて右省之進同役体の一人八向方より罷越され何か竊々申合せ夫れより兩人にて先きに立ち罷越され候處右今一人の言葉も全く越後の産と聞受何廉甚だ疑はしき義とも相見得時々丈之助共示談仕居罷在候ところ中田口と劔口との別れ道にて今一人の者は劔口の方新左衛門の者に立ち罷越候由にて相残り省之進儀丈之助の先きに立ち罷越候ところ彼是れ疑はしき義とも多く有之若しや官軍方の御用と偽り桑藩脱走の者共罷越し敵地へ引入れ闇打に仕るべき計策にても無之やと先刻已來丈之助共示談罷在候處丈之助申聞けられ候は今一返名前等相尋ね其上にて彌々疑はしく儀有之に於ては打取り申すべき旨申聞けられ候處極懸念なる場所へ相懸り候に付暫らく見合せ呉られ候様度々申入れ候へ共返答に及はず候に付走りつき申入れ候處斯様の懸念なる場所は遅々に相成り宜しからず一刻も早く過去り候様申聞候へ共是非と申入れ暫らく相見合せ候て是れより何れへ相向ふ義に候やと相尋ね候處中田へ参り候段申聞くに付改めて名前相尋ね候處吉田省之進と申聞候に付何れの御藩と相尋候處何國の藩にても無之段申聞候に付再應相尋ね候處右同斷

答へ斯様なるものと申聞け再三應相尋ね候處我れは天下の者と相答へ彌々疑はしき者に付打取候様丈之助申聞けられ候に付田塚村山の麓に於て即ち私持參短銃を以て三發打ち申候所相當り候様にも手答へ仕候得へ共闇夜の義何れか相陰れ見當り申さず打取候義相叶ひ申さず且つ甚だ懸念なる場所柄に付敵の計畧に懸らざる内に急速其場を引取り劔口の別れ道より少し手前に陣取候様丈之助差圖に付則ち急速引上げ田塚村へ陣取候に付斥候等罷在候右は官軍方よりは今晚此口懸念に付一小隊斥候罷在候へは宜しき段參謀役より差圖有之候旨御横目中より申談せられ候に付其儘斥候致すべき旨丈之助申渡され丈之助も斥候に罷出られ候今朝に至り丈之助斥候より罷歸らす候に付最早敵間の之様懸念の義無之に付御人數拍崎陣所へ繰引きに致すべき旨御横目中より差圖の旨神田辰之助申越申聞候に付則ち引揚げ申候重て斥候として差出候處兩田尻村庄屋三太夫後口小高き山の麓に丈之助儀自害相果罷在候に付斥候役の者罷歸り申す候間其段御手前様へ相達置申候通りに御座候然るところ前條短銃にて打ち候人は教師役吉田省之進に相違無御座候旨承知仕候何共當惑至極依て御法之通御所置方仰付られ候様仕度奉存候此外申上候儀無御座候以上

五月朔日

司令役 深山久五郎

宮崎久兵衛殿

以手紙得貴意候然に當二日私共陣中御尋の御使として古市總殿右衛門殿被罷越御懇ろの趣殊に一



統へ御酒御肴頂戴仰せつけられ難有仕合せに奉存候何れも御禮私共迄申聞け候右御禮然るべく御達被下候様仕度奉存候其ため得貴意度如此御座候以上

五月四日

宮崎久兵衛

水野徳三郎

山本五兵衛様

千秋元五郎様

日下部高明手扣

(富山藩越後出兵中)

十日朝着同十二日晝後出立

- 一、三百疋亭へ
- 一、百疋家内へ
- 一、百疋家來中へ
- 一、三兩

一、堀丈之助家名御賞揚の義に付手扣御渡しの事

一、越後にて惣督府へ御届の事

聞四月二十九日津田藤藏より堀田貢へ紙面問違の事

五月九日夕七ツ時出立暮頃高岡へ着十日朝五ツ時金澤着直以手紙及案内、崎田小左衛門宅へ罷越

委曲申述置候事

一、十一日朝罷越右模倣相尋候へ共治定未だ致さず候事

一、九日播磨守殿京都より歸着の事

一、十日越後より御使番富永順之助歸着六日の戦争の次第注進の事

一、同夜人数御繰出しの事

一、十一日夕八ツ頃二小队御繰出に相成尤御横目共騎馬三騎

一、暮頃崎田氏より紙面到來の事

一、十二日崎田氏へ罷越候處堀家名御賞揚方の議早々申上に相成候處追て何とか御詮議も仰せ付らるべき旨仰出され候段御達しの事

一、丈之助殿一條大政官へ御届に及ばずとも指極め難くに付手数ながら島田表へ一應相運び惣督にて萬端御裁許相濟申すべく哉其上にて御届方に相成候てもよろしくや、但し加州本多氏より土州殿まで堀一條御届方暫らく見合せ置候義申來り居り候事

一、御加勢向は惣て御届等の御扱ひは無之筈に付こなた様より御届等に相成候はば京都詰御開方へ毎々打合の義申談置れ候事

一、御本家様向は廿七日戦争の義は先づ御届に相成居候筈の事

應元丑年八月廿八日被仰出候

一、毎日(朝六ツ時より晝九ツ時まで)素讀

一、二六(正八ツ時より)講釋

但講釋後聽衆之面々講師へ及質問候之儀勝手次第の事

一、三八(晝九ツ時より) 質問

一、四九(右同) 會讀

一、朔望(右同) 詩文會

一、五經素讀濟の面々終日入塾の義勝手次第祭酒へ申出其段學校御用懸へ相達置可申候右名書に

次々條有之候木机相添祭酒より懸り御横目へ相達焼印を請、當人へ相渡置可申事

但武藝稽古所へも出席可致事

一、文武兼て終日稽古望の義前段同様の事

但小身の面々雜用被下銀の儀人選等の面々學校下役へ入相達置、月々員數引集め、館中役人

並師範等を以て銘々へ相渡置可申事

一、寄宿生 先員數九人

但塾生の内俊秀の面々の事

一、寄宿生の儀以書面相願候ば、館中役人評儀の 願方相當に候ば、祭酒より學校御用懸りへ指

出陣届の上寄宿の事、但御横目へ達方雜用渡等扱方前段同様の事

一、寄宿生御下方割合左の通

一、四百石以上嫡子二三男雜用銀等不被下候

一、一人扶持 三百九十石と二百石迄

一、一人扶持銀百目 百九十石と百五十石迄

一、一人扶持銀二百目 百四十石と百石迄百四十俵を卅人扶持百俵迄

一、一人扶持銀二百五十目 九十石と五十石迄廿九人扶持を十一人九十俵を四十俵迄

一、一人扶持銀三百目 十人扶持より五人扶持迄三十九俵已下

但得勝手にて家塾並武藝宅稽古所へ寄宿の儀届の上勝手次第尤文學に寄宿致し候ば、學校へ  
罷出武藝相勵み武藝も同様學校へ罷出文學心懸け可申候尤雜用者不被下候事

一、馬場者是迄の通尤暑寒に拘らず早曉より稽古同所に木馬所出來馬術總て稽古の事尤月々五ヶ  
度學校御横目見廻り出席帳取立候事

但稽古人多に付木馬乘馬と繰々稽古の次第據て定置可申事

一、中坊生足輕及び倍臣文武入學其師範等より一應學校御用掛りへ相達聞濟の上和許可申事

但御家老並人持組家中扨從已上高知組家給人已上文武入學勝手次第の事

一、終日稽古人半日文學半日武術修行いたし候儀勝手次第の事

一、入塾終日稽古届濟の面々豫て相渡置候木札朝五ツ時詰、御横目へ相達し置夕七ツ時過同人より請取退出役用或者急病等にて不時に退出の節其趣意右御横目へ相達聞濟の上罷歸り可申事

一、寄宿生同様に外出いたし候節書取を以右御横目へ相達聞届の上外出の事、但月に六日宛入湯を許す尤夕八ツ時より七ツ時まで豫て木札御横目へ相達置き右時刻に受取外出出席歸塾の上又候同所に相達置候事

一、終日稽古人所持指出し候焼印附木札形

札 年號年日  
形 何之某

燒印形  
勉

一、右木札銘々より祭酒等を以て學校御横目へ指出焼印受取可申事

文武出席御定數

但兵學安達家宅馬場並學校内同列の稽古出席帳數に相立候事

毎月十二席 御番士

同 六席 四十歳以上並諸役人御細工人御料理人等家業の面々

同 廿七席 十五歳以上嫡子二三男等無息の面々

一、十五歳以下日數不定、可成文武出席の事

219614

一、諸師範等並五十歳以上出席勝手次第事

一、出席帳之義文學は學正訓導にて相認め武藝は師範等にて相認め可申候事

一、出席帳朝五ツ時過晝九ツ時半詰、御横目へ相達右御横目晝は四ツ時半夕は七ツ時過文武稽古所へ相向け右帳面と人數引合の上退出勝手次第の事、但右調理前病氣或は要用等にて不時退出の面々其趣意御横目へ相達聞濟の上罷歸り素讀生は讀書濟勝手次第の事

一、兵學は前々より安達周藏宅稽古に仰付置かれ候に付月々五ヶ度學校御横目見廻出席帳取立候事、但御家老人持組宅に於て兵學稽古御免の義是迄の通尤右宅々へ出席人は御定稽古出席數に相立たず候事

一、稽古人席數毎月會計の事

一、終日入塾稽古の面々へ空腹凌ぎ白粥盃計り被下候事、但半日稽古の面々たりとも居留り終日稽古致し候面々其段詰合ひ下役へ相斷り候は、白粥被下候事

小身の嫡子二三男等終日稽古の面々へ雜用被下方左の通、但御定席數の内、一席は見通二席欠候は雜用不下被候事

一、百廿石以下五十石迄卅人扶持以下十二人扶持まで、但し御下行も同斷 金五十疋

一、十一人扶持以上二十一俵迄 金七十五疋

一、二十俵以下 金百疋

一、入塾生半日稽古の面々右割合半高被下事

一、二十俵以下薄祿に付五十歳以上十五歳以下相除き勤士の面々は右割合を以て終日稽古の向五  
十俵半日稽古の向右半高被下候事、但役俵役料等被下置候勤士は一切下されず候二十俵に及  
ばざる面々も同様之事右被下候、文學は五經素讀濟、武術は目錄以上の事

一、定日の内二席欠け候は、雜用下されず候、然し忌引穢引は數により席數の内半高迄欠け候向  
は雜用半高可被下候事

一、吉凶及び其身の病氣看病引忌引穢引の外無欠席の事

一、毎月欠席の趣意學校御横目へ當人より直ぐと届に及び可候事、但諸役人の義は欠席の趣意届  
に及はず候御勘定支配以下の二三男も右同様の事

一、文武共一段進階毎に竹刀木刀書籍等の内御褒美下さるべく候事、但文武共月二席づゝ試日相  
定め置學校本行見届として出座同所御横目の内立會ひ文學は四書素讀濟の面々稜讀滞りなく  
候は、階進へ其内二字は御免三字は落第、五素讀濟稜讀の節一字は御免二字は落第と相定め  
候事武藝も同斷一番二番三番と組分け試合ひ並表形見届春秋兩度師範等に於て會計組分の階  
進相定め届べき事、兵學は九ヶ條天官傳授の節城圖數取試み右城圖相添傳授の次第師範よ  
り相届べく尤城圖數取の節前以師範より相達學校舉行等見届として出座前段同様の事但倍臣  
人持組以上中小姓以上高知組家給人已上被下方本文の通其以下及び諸組是輕へは年祿を以銀

四々づゝ被下べく候事

一、一流皆傳の節師範より學校御用懸へまで書取を以て申届べく候事

一、弓炮は一ヶ年平均歩を以て的矢、玉藥下さるべき候事、但弓術年平均五步炮術同七步と相定  
む但弓術は皆中炮術は星皆中前段同様御褒美被下候事

一、雜用不被下面々及び老幼の輩御定席數一ヶ年皆席いたし候ば、先前の御褒美同様書籍等可被  
下候、但老幼の輩席數不定の分は御番士或は無息等其類の席數に准し候事

一、四書 五經 素讀本

一、候古向 筆 籠手 扇

右所持無之面々にと其席々に御貸渡の事

一、稽古向竹刀木刀弓術的矢申渡し炮術は角御渡出席歩附帳に相添指出すべく候事

一、毎年正月諸師範より門弟名書傳授濟の品書載せ差出すべく經學も同様素讀濟の次第書き分り  
申すべく候事、十四才以下書分け申すべき事

一、業行一致良善の輩封書に調べ同時に師範より差出べき事

一、月々三日宛廣徳館に於て學校方役所相建惣引受以下出役候條總て伺の品申出べき候

一、學校御横目一人づゝ朝五ツ時より暮六ツ時まで詰切、尤朝夕兩度文武見廻り候儀前條之通且  
御横目退出後閉門朝六ツ時開門に相成候事

御、學校方下役の面々泊り附に相成開塾並賄方の締方且出席帳取調候事

丑八月二十七日

御規則帳ヶ條の内門弟名書此度は來月十日迄に可指出候事

八月二十七日

月々十日の書四ツ時より廣徳館に於て學校方役所相建候條出役可有之候尤下役も出役候申渡さる  
其餘學校奉行同御横目祭酒諸師範へ爲承知可被申渡候事但し小の月翌月朔日尙々諸師範等の面々  
へ申渡さるべく候

學校御用懸り御免 小幡典膳

學校御用懸り 蟹江監物

右面々右の通被仰被出此段諸師範等の面々へ申渡さるべく候

八月二十七日

御頭より御達左の通

御家中の面々文武御引立のため學校御規則帳の通御改仰付られ候條彌々以て勸勵あるべく候然  
る上は不出精の面々學校方並同所御横目御取調理急度御沙汰の次第有之嫡子は相續二三男等は養  
子願等の節御詮議の筋も可有之旨仰出され候事

一、以廻文得御意候然らば御用懸り山崎藤兵衛殿より此度御渡の御規則帳に別紙御書載有之候通

書入候様仰渡され候に付則別紙に朱書付札致置候間得と御取調理御書入可被成下候此度改めに付  
諸流師範に於て指向き傳授物致すまじく候尤指引持の流儀は傳授物暫らく見合せ候右の趣私より  
各様へ御談可申旨御渡され候左様御承知可被成候右得御意度如斯御座候以上

九月五日

吉田彦右衛門

諸師範様

丹羽直記 内山良太郎 佐々木乙摩 最上伊兵衛

右面々白井流劍術見出役相勤居候に付御定席數奉伺候以上

九月十四日

中村元之丞

來月朔日より學校規則御改の通り仰付られ候依て別紙稽古割合書一通相達之候以上、尙本文の通  
諸師範等へ申談せらるべく候也

九月二十一日

學校内北の稽古所朝晝隔月代り

一四七 中條流 四々の日高嶋流

二五八 原田流 諸流炮術

三六九 山口流岡嶋 寶藏院流

南の稽古所右同斷

一四七 弓術 民彌流  
 二五八 山口流 白井流  
 三六九 改心流 眞揚流  
 西の稽古所右同斷

一四七 起倒流 柔術眞揚流伊藤  
 二五八 柔術木村 柔術柚田  
 三六九 柔術池崎 柔術須田  
 二五八 木馬馬術 稽古所  
 五十二七 八ツ時々 兵學安達家  
 一六八 朝五ツ時々九ツ時迄 教練所高嶋  
 三七 晝九ツ時々

但し右の内六席御定敷に相立ち候  
 一、第二三男病身等に付武術心懸の義不行届又は幼少の砌内縁にて内分町方等へ呉れ置候次第も有之に於ては急速御頭へ届に及ふべき旨仰渡され候事、追て出家致させ候義も右同様届に及ふべく候事  
 寅正月稽古始左の通

正月十日 柚田山口流 柿田柔術 寶藏院流  
 同日於教練所 高島流兵學  
 同十一日 改心流 宮崎見日流 伊藤見日流  
 同十二日 原田流 木村柔術 諸流炮術 白井流馬術  
 同十三日 岡嶋山口流 須田柔術 眞揚流  
 同十四日 民彌流 中條流 弓術 起倒流  
 以上

丑十二月十七日

以廻文侍御意候然ハ蟹江監物殿より諸流師範等の面々出席遅刻に相成候向も有之候間以來右様無之嚴重相心得可申旨各様方へ御談可申旨御仰渡候左様御承知可被成候依て廻文を以得御意候  
 寅正月十一日 吉田彦右衛門

諸師範様

前田利保行略

利保字伯衡幼字は啓太郎初め出雲守と稱せしが致仕の後長門守と更稱せり益齊、自知、知春館、萬香亭、辨物舎、戀花園、清薫、在樹、千歳皆其別號なり姓は菅原、前田を氏とす寛政拾二年二月

二拾八日江戸邸に生る父は利幹と云ひ従四位下淡路守本生は利謙と云ひ従四位下出雲守世々富山城主たり享和三年利幹の養子となり其後立ちて世子となり出雲守に叙せらる文政紀元還城七年従四位下に進む天保六年利幹病を以て致仕せしかは利保職を襲ひ藩中の治道に達せる者を召し治國の要道を問ひ其所見を陳論せしめ著して履行約言と曰ふ首として奢侈を禁し紀綱を張る又意を武文の業に留め大野欽一郎佐伯順藏を擧て儒官長として専ら士子を養成せしめ岡田万三郎を延て奥儒者となし以て顧問に備ひ白井改心二流の劔法並に起倒流の拳法を新たに演武場に加ひ富田俊藏を改心流の師範となし吉田奥之丞を白井流起倒流の師範となし躬ら場に臨て濟勵磨切す於是か文武の業鬱然として起る七年八月風雨猛烈大に稻田を害し民甚だ苦む利保慨乎として有司に命じて庫米二百石を出して貧民を救助し罹害民村に一万五千石を免租し千六百石を翌年に延納せんことを容るし且藩士に諭して曰く收納米一苞に對し糠一升を餘し之を納入者に遺すべしと九月北風晚稻を害せり因て二千九百石を罹害者に免租し翌年三月に至りて又八拾九石余を賑せり然るに餓華日に多きを加へ一々恤濟するを得ず於是糶糠五百六十余石を發し之か助とし即村の小民猶力役の資に窮するを以て二千六百石免租し別に米一石麥三升干鰯五枚を附せる者凡二万四千八四月將軍某新たに職を襲へるを以て利保諸賦と同じく登營須らくありて還城朝に臨み町奉行郡奉行を召して曰く客年以來封内の民人天災に困苦せるを以て力を救済に用ふと雖も財貨限りあり意の如くなら能はず故に予の歸途に就けるや務めて旅費を省減せしものも亦例規のあるあり糶かに百金を餘

したり今之を分ちて汝二人に附せん些少の金固より夥多の窮民に與ふるに足らずと雖も汝等宜しく病情を視察し以て分與すべし予今より封内を巡視し更に謀る所あらん汝等も亦隨從視察せよと此より屢々巡視せりと雖も傍近の地は皆即日還城其民人の業を妨げ且冗費を省かんと欲してなり唯婦負郡山中の巡視に於けるや凡う三宿にして還る此時家老若年寄郡奉行近習等隨從せし者都て二百六十名其費全く勘定所より支出す六月有司に命じて米庫を發き町人に五十石村民に五十石を賑す是に於て豪農巨商も亦金或は穀を出して數万人を救助す故を以て領内道路他邦に化すれば餓率を見ること稀なりき時に利保和歌一首を賦し農商の特に仁惠を施せしものに賜ふ曰く

荒るゝ年何か罪せん饑人を

救ふは我れを救ふなりけり

九月又北風甚晚稻盡く傷めり因て罹害の者に免除せること二千九百石庫米を發し救恤せること二百二十石翌年三月將軍の營中火あり利保江戸に行く四月櫻田組火防を命せらる十二月將軍の召に應じて登侍從に任せらる十年四月淺草倉庫火の番を命せらる八月に至りて免除せらる十一年六月嘉祥の著座を命せらる十二年五月暇を賜り還城

八月諸川漲溢田園流没せしを以て被害の民に米三百五十石を與ふ十四年五月庶子利友を嫡子に立つ是歳令を士大夫に下して曰く比年財政整理の道を講ずるも方法未だ宜きを得ず故を以て文政元年以來町人百姓の内より藩士に採用せし者は今其の士格を解き一代を限り姓名を唱ひ帶刀するを

許す庫米は從來の如く給すべけれども地方収の者は之を庫米に代へん將た内外の諸貨は都て半額を度とし借用の金は一時延期を乞ひ遂次貯米を以て後年返金の方法を設んとす然りと雖も其目的を達すべき期の遠きを以て今後三年を期し藩士祿高に應し多きは十石に付五石少きは十石に付八斗三升を勘定所に借入以て一助とし從來藩士にして返濟すべき金額の殘餘は之を勘定除却せんと九月老中月番土井大炊頭へ從前海岸防禦人員等を届出で又別に海岸地形並に海上淺深等の繪圖を製し付呈す弘化元年四月東觀淺草倉庫火の番を命せらる翌年四月淺草倉庫火の番免除せらる三年十月病を以て致仕す利友其職を襲へり職に在りしこと若干年頗る仁聲あり將軍前後物を賜ひしこと甚だ多し致仕後猶政を聽く嘉永元九月封内下の茗冷泉へ入浴願出で還城翌年五月城東出の丸に新たに殿宇を營築し千歳と號し以て菟裘とす三年利友薨し利聲後を承く安政二年秋封内北陸の國道狹隘なるを嘆し之を擴張せんために納租三石三斗を免除し又費金百十八兩を下付す後巡視沿村八幡村外三村へ特に金六十兩を賜ひ路傍に柳を移植すべき旨を命せり利保幼より聰明學を修め藝を習ひ備さに艱苦を嘗め職を襲せし後と雖も政務の暇ある毎に屹々懈らず故に博學多藝にして最も國學國産學に長せり其國學に於けるや初め江戸の歌人某につき和歌を學べることも數年已にして海野幸典遊翁國學に達し殊に歌學に至りては當世敵なしと聞き從遊十年餘遂に四高弟の一稱せられ歌會の頭となれり幸典に代りて是非を判す一日戸田阿波守の歌會に相集ること十餘人各席上歌を詠し畢りければ幸典の名歌の歌集中心に非とするもの十又一首を抄出し衆をして隨意每

首を改削せしむ是に於て各勝寫附箋意見を記せしに幸典の意に合せるもの希なりけるが獨り利保改削せる所の十一首盡く幸典の意に合しければ座中皆嘆賞措かず其後幸典群弟子に謂て曰く判を乞はんと欲する者宜しく先づ利保に乞ひ而して後幸典に不すべしと利保益々精勵業日に進みければ幸典遂に悉く其奥秘を授け後ち意見ある毎に利保に質せり嘉永元年利保國に還り幾もなくして幸典世に即く利保藩士中和歌に精しき者を撰擇し召して其詠せし歌を試みけるに山崎茂樹淺野光武小林佐倍伊林禮初其翹楚たる者なり乃ち四人に命して諸子弟の歌を削正せしめ自ら四人の者に歌學を教へ場を天滿官の中にとし歌會を創立す此れより四人會日に先ち題を士民の有志者に配付し諸事に幹たり會に列なる者日に多し利保も亦時々事に託し往て優劣の判をなして獎勵鼓舞し退いて初學の查考に供すべき良書を考へ以爲く廣道が心の種下の始めに紐鏡本居が圖を約略して七段となせしは便なれども猶ほ人心に厭かざる所ありと乃三語脈とし一圖をなし且六段とし又幸典が天言活用圖の數段あるを約して天言活用六行に辨用し拙言と名けて『うくるてにをば』と云へるを六行として六緯と定め之を一片の紙に寫し四人に授け初學の活用打合をしらふる枝折とせり其後又花ひと折の一ひらを著し俗語を知了せしめ大和こと葉道のふみ分を著し作文の便にしこと葉衣を著し消息を書く心をさてとし綱の網手詞の大綱等を著し以て四人に示す皆其發明せし所なり利保語格活用等は別に一生面を開き古人の溪徑に循はず從來結ひ辭は四段なるを改め之を六部に分ちて其活用の法を審にし活語四段中段は眞草行差互副等の目を立て之を查考精究し其他古



許す庫米は從來の如く給すべけれども地方収の者は之を庫本に代へん將た内外の諸貨は都て半額を度とし借用の金は一時延期を乞ひ逐次貯不を以て後年返金の方法を設んとす然りと雖も其目的を達すべき期の遠きを以て今後三年を期し藩士祿高に應し多きは十石に付五石少きは十石に付八斗三升を勘定所に借入以て一助とし從來藩士にして返濟すべき金額の殘餘は之を勘定除却せんと九月老中月衛士井大炊頭へ従前海岸防禦人員等を届出て又別に海岸地形並に海上淺深等の繪圖を製し付呈す弘化元年四月東觀淺草倉庫火の番を命せらる翌年四月淺草倉庫火の番免除せらる三年十月病を以て致仕す利友其職を襲へり職に在りしこと若干年頗る仁聲あり將軍前後物を賜ひしこと甚だ多し致仕後猶政を聽く嘉永紀元九月封内下の茗冷泉へ入浴願出で還城翌年五月城東出の丸に新たに殿宇を營築し千歳と號し以て菟裘とす三年利友薨し利聲後を承く安政二年秋封内北陸の國道狹隘なるを嘆し之を擴張せんために納租三石三斗を免除し又費金百十八兩を下付す後巡視沿村八幡村外三村へ特に金六十兩を賜ひ路傍に柳を移植すべき旨を命せり利保幼より聰明學を修め藝を習ひ備さに艱苦を嘗め職を襲せし後と雖も政務の暇ある毎に屹々懈らず故に博學多藝にして最も國學國產學に長せり其國學に於けるや初め江戸の歌人某につき和歌を學べることも數年已にして海野幸典遊翁國學に逆し殊に歌學に至りては當世敵なしと聞き從遊十年餘遂に四高弟の一稱せられ歌會の頭となれり幸典に代りて是非を判す一日戸田阿波守の歌會に相集ること十餘人各席上歌を詠し畢りければ幸典の名歌の歌集中心に非とするもの十又一首を抄出し衆をして隨意每

首を改削せしむ是に於て各謄寫附箋意見を記せしに幸典の意に合せるもの希なりけるが獨り利保改削せる所の十一首盡く幸典の意に合しければ座中皆嘆賞措かず其後幸典群弟子に謂て曰く判を乞はんと欲する者宜しく先づ利保に乞ひ而して後幸典に示すべしと利保益々精勵業日に進みければ幸典遂に悉く其奧秘を授け後ち意見ある毎に利保に質せり嘉永元年利保國に還り幾もなくして幸典世に即く利保藩士中和歌に精しき者を撰擇し召して其詠せし歌を試みけるに山崎茂樹淺野光武小林佐倍伊林禮初其翹楚たる者なり乃ち四人に命して諸子弟の歌を削正せしめ自ら四人の者に歌學を教へ場を天満官の中に卜し歌會を創立す此れより四人會日に先ち題を士民の有志者に配付し諸事に幹たり會に列なる者日に多し利保も亦時々事に託し往て優劣の判をなして獎勵鼓舞し退いて初學の查考に供すべき良書を考へ以爲く廣道が心の種下の始めに紐鏡本居が圖を約略して七段となせしは便なれども猶ほハ心に厭かざる所ありと乃三語脈とし一圖をなし且六段とし又幸典が天言活用圖の數段あるを約して天言活用六行に辨用し地言と名けて『うくるてにをば』と云へるを六行として六緯と定め之を一片の紙に寫し四人に授け初學の活用打合をしらふる枝折とせり其後又花ひと折の一ひらを著し俗語を知了せしめ大和こと葉道のふみ分を著し作文の便にしこと葉衣を著し消息を書く心をきとて綱の綱手詞の大綱等を著し以て四人に示す皆其發明せし所なり利保語格活用等は別に一生面を開き古人の溪徑に循はす從來結ひ辭は四段なるを改め之を六部に分ちて其活用の法を審にし活語四段中段は眞草行差互副等の目を立て之を查考精究し其他古

圖を改め古説を訂せしこと一にして足らず自ら謂ふ會て修疏者行智に采擷を學びしが此れ大に音韻研究の助となれり四十餘年毎朝和歌を詠せざることなく遂に二萬餘首の多きに至る其常に士民を開ばず和歌を奨励せしは蓋し人心を維し風俗を正うせんと欲せる也是故に治下氏情醇厚山險事を好むの俗なく歌學は勿論和學を修むる者彬々として輩出し今猶ほ歌學和學を以て後進を誘掖輔導其人の存するは皆利保一唱の功なり而して物産學は當時未だ開けざるを以て之を修むる甚だ少し利保年猶幼なるに多く玉石を集め花卉を收め薺花の如きは園中に植へて美觀すること二百餘種後ち更に草花の盆種を庭中に集め其名を知らんことを欲し貝原大和本草を閲して頗る名あることを知る然れども其説一々適切なることなければ良師を得て之に従はんことを欲せるに遇ふ岩崎常正斯學に精しと聞き家臣を以て園裡の草木花集を問ふ常正一々小箋を付し和漢の名を記し以て之に答ふ是の如きもの年あり蘭山啓蒙等の書を集め謂へらく斯學を修めんには兼て蘭學をなさずんはあるべからずと乃ち宇田川櫛庵小野蘭山曾將道に従て蘭學を修め花戸及江戸近傍の草木を集め猶ほ日々に諸處に採取し淺近なる草木の名は大低覺知し常に座右に諸書を積んで其名の當否を正明にせんことを之れ務めとす此時江戸に物産の學漸く流行し設樂市左衛門田丸六藏馬場大助飯盛庄左衛門其他四五輩物産の名ある朋友を得て相共に草木盆品の會をなし射覆討論して其名を鑑定す此時利保亦己に物産學に精しき名あり年壯なるころ業大に成り稻生若水庶物類纂に收めし所の者悉く和名を付せんと欲し一日常正と對話し庶物類纂につき其和名を尋問せしに始めには一々

應答せりと雖も利保の間細微に涉れるに驚き嘆して曰く常正此學に従事すること多年門生多からずとなさず然れども絶へて君の如く類纂等の書を以て逐一に尋問せし者なし君の志至て篤厚といふべし夫れ庶物類纂は若水の博覽多識を以てして漢名を蒐集せしものなれば誰か一々其和名の當否を辯せんや又誰か君の如く細微に之を研尋する者あらんや凡そ和名を以て漢名に當つるは人々の力にあり古説なりと雖も是非すべからざるに非ず和漢通例の名目大都君が識得に出す今より君の意に隨ひ名を付し給へ盡す常正に問はんことを用ひんと其後利保綱目時珍が順次に目証あること文外の口決ならんとて其説を擧て常正に示し又綱目山叙子股の次條に吉利草有て形狀未だ詳ならざるを松葉蘭ならんと考へ常正に質せしに常正並に感稱して措かず是より利保の新説漸々世に行はるゝこととなれり

或時營中に黒田樂善堂に一種の異石を鑑定せんことを云ふ者あり樂善曰く此石之れを辯すと雖も余一人にて決し難し今日萬香亭出席せん又次に設樂研芳園も登城せん此處に誘引せよ相共に之を識せんと其人驚き曰く未だ二人の物産に精しき名を聞かず其人や如何樂善曰く二人は近來の盛譽ある者なり速に誘引せよと利保研芳樂善の座に列る樂善問ひて曰く此石如何研芳答へて曰く此の如き石は稀れに見る所なりと雖も的當の漢名を知らずと利保答へて曰く此石赤赭又綠青の色あるは頗る青藤に類し又譽名に似たりと雖も無下の雜石なり色を以て奇石となすならん名を下すに足らずと樂善研芳皆同意にして石を其人に返せり此時に當り學友甚だ多く交々相會して切磋すと雖

も蘭學は桂川桂嶼を推し貝石は武藏石壽を推し古錢は服部仲を推し草木に至りては利保及び設樂市左衛門の説を俟つて決せりといふ又樂善毎に利保が説を得るあれば輒ら一々之れを書冊に記載し栗本瑞見幕府物産會頭たり亦利保と相交り以て益友となせりと云ふ後ち設樂市左衛門田丸六蔵相尋いて没し利保獨り世に泰斗たり弘化の初め利保池の端の邸内に於て數千歩を開き以て本草綱目の花櫃を創設せしが未だ數年を出でずして火災に罹り盡く灰滅したり因て巢鴨に移り復た數千歩の植物園を開く是より先府卜書工藤根榮吉を召し草花を寫生せしめ又山下守胤を本藩より召して同じく草花を寫生せしめ積んで冊を爲せしも皆盡く災に罹れり致仕後富山に還れるも猶其志少しも遷らず或は事に託して高山に攀ち遠谷に入り草木土石等を探討し或は四方に行き樂を賣る者に命じて毎年一回其國上の物産を齎らし歸らしめ摸寫以て參考に供すべきあれば使ち木村雅經(號立岳)松浦守美(應真齋)に命じて之を寫さしむ雅經守美並に召されて近側に在り摸寫のことを掌る者なり又漸次工業を張らんと欲し治下丸山に塲を設け陶器を造らしめ尋いて藩臣藤澤兵衛を山城西陣に遣はし織物を傳習し還るに及んで工人を率ひて來らしむ城東東田地方村に數千歩の地を開き藥草園となし中央に大小軒と稱する樓屋を建設し中に醫藥者齎らせし物品並に陶品并に陶器織物等を臚列の士民を縦覽を許す又毎月口を定めて臨場し藥舖等より藥種の鑑定を乞ふ者あらは之を許す又千歳の庭園に本草綱目の順序により草木を別植し其他珍卉異草を蒐集雜栽し毎月日を刻し近臣に蘭學を教授し城中の一亭納涼所と名ける所に臨み醫師を集め本草を講じて之を聽

かしむ是れ皆尋常諸侯の爲す所に非ず是に於て故常を事とする者利保を以て奇を好み異を尙ふものとなし交々諷刺規諫せるも利保恬として顧みず蓋し別に所見ありしなり利保曾て思へらく庶務類纂は大成の書にして杜書集成より遙かに廣く物産の全書なり然れども漢書のみにして倭書なし且つ世の物産者流は多分漢書を實録とし和書を賤みて取らず甚しきは顛倒錯謬新渡の書も古証にならひ舊年の倭書も新説として輕んず如かず一書を編まんには乃ち我邦諸名家の口訣秘傳の説及び諸書載せる所を蒐討し之を漢洋の載籍に參考し遂に九十四卷を成し本草通串と名け上梓せり其中に掲げし所は草本八十八品にして毎品和漢名及羅甸名を付記し漢字交り文を以て其性質功能より鑑定栽培採取製法に至る迄悉く擧げざることなし尋て通串証圖五卷を著して上梓せり彩色宜しきを得微細眞に通串載せざりし所の諸品は他日續編を成し之を載せんと欲せしなり申樂も亦喜べる所なり常に人に謂ひて曰く申樂は古來武家の樂とも稱し能く人心を和樂せしむる者なり故に古人軍中と強も猶且之をなせり武人たる者何ぞ之を廢すべけんや其の江戸にありしや寶生彌五郎等を招きて之を講習し遂に妙境に至り大習、翁、乱曲、妓捨、道成寺等皆傳習せり大習以下能者にあらずんば肯て傳授せざりしものなり又國栖のツレ天女舞は甚だ重んずる所にして昔より舞のくさり不定連師八郎左衛門の家に於て五郎の舞と云へるを考へ三段の舞をくさり十二段に收めしと云ふことあり是亦悉く傳習し天津賢等の習事は大抵編輯冊を成し武樂見聞鈔諸曲深協能地當り附而裝束等替附祝言手付等の筆せるあり安政六年八月十八日病を以て富山に薨す長岡

先登の次に葬る春秋は六十浮屠證して龍澤院殿宗嚴良瑞大居士といふ配は淺野氏安藝廣島城主齊賢の女子なり男は十三人利聲は其弟七子たり女は十二人孫利同利聲の後を承け現に式部寮に官す著はせし所の書は

- 五十音原義 三語脉餘流 國頌專門言々 五十音大要 手練の糸登記 幽時言事説
- 義母摘要 歌判記臆 吉野奥導 題詠心得 神用品々 和歌本義 むかへて
- と道行ふり 詞の大綱 音元素 大和こと葉道のふみ分 本草通串 赫嶮舉要
- 歌物語ことの葉衣 國頌専門 本草通串証圖 本草學之事 緒鞭實業論定品物錄
- 二奇品説 草物語 綱目袖珍鑑 救荒野譜 謠曲口傳 鈔隨筆 五十音内外傳
- 三世幽明の傳 三世密傳 近隣 園のすへ草 飛蛙蛭々 蘭説直見 蘭説直見
- 惑問 大衍讚音 奇草小圖秦皮圖説 能物語 世物語啓蒙虫譜圖解 信筆鳩稿
- 武樂見聞鈔 化物語 履行約言

### 明治二年の改革

一、明治二年正月十九日を以て富山藩御家老若年寄、御用部屋等の役名及び寄合所加判、御用人等の名を廢せられ新たに執政職、參政職、内家知事を設けられたり、而して其主宰の事勢は執政は庶務主事、軍務學校主事、刑法主事、會法主事、公儀方に分たれ參政は以上の副主事なり右改

正と同時に任命されたるもの左の如し

- 刑法主事 富田讚岐 刑法副主事 市川金六 庶務主事 西尾逸角 會計副主事 杏丈
- 右衛門 軍務學校主事 戸田青海 軍務學校副主事 千秋元五郎 會計主事 花木兵庫
- 庶務副主事 林助八 内家知事 板津左兵衛 大殿様内家知事 山崎藤兵衛 井上才記

- 一、同時に戎服の制を定むること左の如し
- 一、執政人持組參政は左右襟下に方一寸白角四つ宛
- 一、商知組以上は右同斷三つ宛
- 一、御醫者以上は右同斷二つ宛
- 一、御衣服所細工人以上は右同斷一つ宛方一寸五分
- 一、諸足輕は左右袖口に白三角一つ宛
- 一、又家中は左右襟下に赤角一つ宛外に家々の相印付くること勝手次第の事
- 一、然るに同年七月五日を以て職制に改正を加へ學政寮、軍政寮、布政寮、議政寮、會計寮等を設け各寮に知事を置く

一、同年八月又改正あり五日布政知事の名を以て左の通知を發したり

此度於朝廷官制別紙の通御改正就被仰出候相達之候條可被得其意候事 但し官職同名の向は相

改可申候事

一、同月十一日藩主より左の依頼伏を藩下へ發す

此度藩知事の職を蒙り候處不肖弱年の身にして其任に難堪痛心此事に候併藩屏の任を盡し累世の朝恩を報し奉候時に當り辭職の儀も却て素志に背き奉恐入候に付謹て奉職罷在候追々朝命に隨ひ變革の所置も可有之候就ては是迄銘々精勤を盡し候義満足の至猶又祖先以來累世厚く大義を以て相交り來り候深契今日に至り一際奮發勵して其當職を盡し我等と心を協せ力を同ふして日朝恩に報じ藩任を立て共に祖先の神靈に對し不愧様致し度存候此旨於銘々不取失様頼入候事

一、同年九月五日更に舊藩主より各執政に對して左の直書を發す

今般藩知事被仰付候に付ては猶又大變革可申出筈に付萬一 祖宗以來の規則を無謂相改好て新法を行ふ様など、存違の者出來候ては不容勿義第一奉對 天朝尊奉の道も不立且此方之意を体せず往々政事同の障りにも相成候ては以ての外の義に候條此段厚く被相心得豫て一統へ屹度可申諭置候也

一、同年九月二十七日御殿中向御住居向の外御表廻り總て向後藩廳を御改被仰出候事と達せらる

一、同年十月十七日職制改正に伴ひ藩の執政富田讃岐、西尾逸角、花木兵庫の職務を免せられ家令の等級に置き共に重大事件を參議すべく舊藩主より命令せらる而して同日任命されしもの左の

如し

大參事 戸田青洲、 盤江監物 權大參事刑法方 入江事 少參事當分會計方民政方兼務

山本五兵衛 少參事當分民政方會計方兼務 千秋元五郎 權少參事庶務方 瀧川圖書

同 奥村三左衛門 權少參事軍政方學法方 野村平馬 家令 若土春江 同 山田次

郎左衛門 家扶 市川金六

一、同月内家役名を改め家扶を家令とし家従を家扶とし近侍を家従とし近侍並を家掌と稱す

大火災の記録

一、安政二卯年二月晦日夜九ツ時中野村平藏と申者より出火折悪敷南風烈しく吹き募り市中へ延焼及び千歳御殿御類焼並に巽藏御勘定所等類焼奥田村等焼失左に

千歳御殿並に御涼所木町の出御門御手船藏焼失、但御手元御金土藏無難

巽藏二躰焼失 淺野五郎左衛門屋敷向

御仕法方焼失 同

御勘定所焼失 富田下總屋敷向

御作事所御普請所焼失 近藤右近屋敷後

金穀方焼失 同

公事塙焼失 東の舛形外佐脇帯刀屋敷向

町吟味所焼失 惣曲輪加藤外記屋敷隣

御郡役所焼失 同大野欽一郎屋敷隣

〽 十一軒 頭以上家數

五千八百三軒 惣家數

〽 五千八百十四軒

内

六百七十三軒 御家中惣戸數

千四百二十三軒 町本家惣戸數

三千六百六十六軒 借家惣戸數

三十四軒 寺院 四ヶ所 宮

二軒 神主 一軒 巫女

外

三十八 土藏 二十八 藏

百四十二 納家 三十一 毀家

二十軒 中野村 十三軒 東田地方 三軒 奥田村

惣計家數 六千八百十九軒 町數 七十二ヶ町

一、文久三亥年二月十三日朝五ツ半頃中野町散地南田町宗右衛門貸家生地屋庄五郎と申するものより出火折悪敷南風烈しく市中過半焼失及三ノ丸等御住居御焼失奥田村等延焼左に

頼母殿御住居 三ノ丸内

於正様仮御住居 村兵庫介屋敷也

時鐘臺 二ノ丸内

御弓土藏 南の舛形御番所下馬御番所共

公事塙 舊御郡役所跡

御勘定所並諸役所 舊富田兵部屋敷跡

町吟味所 千石御藏番所共

十四軒 頭以上家數 六千七百八十八軒 惣家數

〽 六千八百二軒

内

十四軒 頭以上家數

九百六十軒

御家人家數

千四百八十五軒 町木家數

四千二百六十二軒 町借家數

八社 宮

一軒

大法寺

三十七軒 寺院

三軒

神主

三十二軒 百姓家

外に

百十五軒 毀家數

一家

火元

十六ヶ所 土藏

三ヶ所

倉

五十四ヶ所 納屋

總計 六千九百九十一軒

町數 七十一ヶ町

### 大名 小路 事件

一、文政十二己正月三日五時過御供揃ありて若殿様御年賀のため御老若様方其外大名小路邊を御勘政はさる其節の御供は御簾番御供廻才許安井八郎左衛門、同、原田七太郎、御駕籠脇侍分小川只

左衛門、同生田彥一郎 御棒先與外にて黒田万之助、同石野亦一、御先共は宮崎喜文、濱田直兵衛、高橋岡右衛門、中井權右衛門、宮崎彌太郎、太田忠五郎、御供廻り小頭に若林佐右衛門なり

一、右の通りにて夫れ御勤遊はされ土州より阿州へ入らせらるべき所へ跡より御老中青山下野守様の御嫡子因幡守様入らせられ御先へかけ抜けに付此方様にも早めたるどころ因幡守様の御禮持此方の陸尺を御槍の石突にて突懸ける故右の陸尺は身を替はせて之れを避けしたため御駕籠を取落し之れより双方口論を始むるところ又候石突を以て御先箱持を突きたる故双方入乱れての喧嘩となる

一、其うちに若殿様は阿州へ御通り遊され右御門前にては双方共打合ひ此方の御供小使宗三郎と云ふ者眉間二ヶ所切られ股を一ヶ所突かれたれば其の脇差を奪ひ取らんとて拔身を握り手の中に疵を負ふ右は宗三郎の帯し居たる脇差を先の者抜取りて切付けし故取戻したる也又陸尺權次郎と云ふものも右の耳を打たれて出血夥多しきにも拘らず先方の押足輕丹羽傳兵衛と申す者を取押へ此方の押足輕松尾仲次より懸合及ぶ

一、双方怪我人は本多中務太輔様松平様御組合辻番へ預置き御歸殿にて御留守居村井吉十郎より内濟の儀を懸合に罷越したれども御役柄にて内濟には相成り難き由申つて五日双方より御用番松平和泉守様へ御届に及ぶ

一、同六日南の町奉行筒井伊賀守殿より御呼出しに付罷出づる者左の通り、御留守居村井吉十郎御供頭御罷番安井八郎左衛門、原田七太郎、安井原田両人の附添岩崎庄太夫、御廻り小頭若林佐左衛門、押足輕松尾仲次、若林松尾両人の附添最上傳兵衛、御供廻り市助、源五郎、甚右衛門、忠藏、捨次郎、伊之助、音右衛門、彌吉、新八、右の外に宗三郎は疵重に付罷出でず權次郎は樽手に付罷出づ右御廻りの者共同道人は中井權右衛門にて御徒組以上は服紗小袖上下着、若黨一人駕籠人三人、草履取一人、合羽籠を持たせ四つ時に出宅の事

一、御供廻り小頭佐右衛門に徒格と云ふ趣にて服紗上下にて若黨草履取までにて駕籠は渡されず御留守居下役村尾金助太田忠五郎は右同様にて罷出づる

一、押足輕松尾仲次は綿服上下着にて刀持小人一人召連れ

一、青山様よりも一統罷出て筒井伊賀守殿双方共吟味の上渡り陸尺伊之助は入牢青山様御供廻り三人入牢

一、同七日權次郎宗三郎は村井へ昨日御預けの事

一、此方様御供廻りの者御吟味のところ何れも右喧嘩の始末一向に存せざる由答へしところ相分らざる由にて御供廻り二十一人入牢申付らる

一、八日九日とも御呼出し御吟味の上十六人出牢手鎖にて御預け

一、十二日十三日御呼出し其後段々御吟味の上相分りたる由にて手鎖人十六人外三人は出牢差免

同二十五日悉く相濟

一、右の内伊之助、彌吉、忠藏、幸次郎、音右衛門、豊吉は未だ牢舎其後音右衛門、豊吉は出牢

一、三月二十一日神田佐久間町より出火中々の大火にて牢屋も焼失に付何れも出牢尤も彌吉、忠藏伊之助は病氣にて罷歸る此内忠藏は病死に付檢使罷越す

一、五月二十三日御呼出しに付聞番村井吉十郎、安井原田、両人の同道人岩崎、押足輕松尾仲次供廻り權次郎、宗三郎、伊之助、彌吉右同道人横目安達常藏何も罷出づ

一、左の通申渡し

安井八郎右衛門、原田七太郎

當正月三日主人出雲守供廻りの者爭論の節制し方不行届兼て主人より殿しく申渡も有之處其方共申付方不行届故右様混雜に及び候段不意の儀不念に付叱り申付

押足輕松尾仲次

右同様の節怪我入本多務太輔辻番所にて療治受身分を請引受可申處其儀無之内分にて書付を入引取候段不念に付叱り

陸尺權次郎、供小使宗三郎

被仰渡有之江戸拂

伊之助、彌吉



江戸拂にも可申付筈に候へ共先達て牢屋煎焼の砌申渡相守り立戻り候に付手鑑

幸次郎

たゝきの上江戸拂

- 一、青山様の方も右に准じたる御才許なり
- 一、右に付翌二十四日御兩殿様青山様御父子御差扣御伺のところ其儀に及ばざる旨仰せ渡さる
- 一、本多中務大輔様の辻番人も内分にて怪我人引渡したる段不念に付叱り

嘉永六年の薬品會

嘉永六年前田利保の主催により薬品會なるものを富山に開かる集むるところの物約二百点其品目は『富山藩薬品會目錄』に記さる同目錄の原本は利保君の手に成り布目鳥の子木版なり、品目の下に記せる姓名は出品人と知るべし

- 葛枝、鸚鵡、越中庵谷九枚山鐘乳花紋石(岡田万二郎)
- 杜莖山、木斛、鶏冠雄黄、石簪(富田安之丞)
- 細葉大仙果、木目かし、きたんぼ、ひらんじ、矮生無花果(佐脇帶刀)
- 曲玉、管石、霹靂礮、神代石(若土武太郎)
- 越中密葉黄蘗、岩鼈、白辛、苳苳决明、石下夏枯草古渡鮮答、露蜂房、鱉魚、鱉魚、神代石册

形、大曲玉、法師骨、拂子具、能州産螢火石、雪虫蝦夷虫の巢、竹石、鯛頭石、鯨頭石、信州小泉魚紋石、河内生駒山岩壺、長生保命古棧、神通川産陽石、芝の類、舟の倉具山産孕石、殊孕石、菊銘石(野中丹室)

きじかくれ、づたやくしゆ、草津舂麻、矮生紫苑、蛇床、降神香、臘臍、石膏日形三貫八百目、虎骨、烏蛇、鴨尾牙、古渡琥珀目形二十六錢角眞珠、一角、白蛇(小泉自三)

鮮答、木鼈子、古渡淺那、朝鮮梔子(久保壽軒)

竹栢、千葉梔子(吉田貞善)

白花龍膽、茵桂、紅花鼠麴、越中一葉狼牙、越中梅花菊、紀州ふるや谷産勞岩、朝鮮大人參、同引放人參、すらんかすらん(岡本三伯)

黄芩花、蕙花、中牟芩花(藤澤音人)

栢、櫻花、黄檀(生田太郎八)

海馬、吉丁虫、圖水の石、眞珠(江尻祐作)

石英、布袋石、阜諦石、丹波櫻石、鯛のむこの源八、十二支大錢、富山錢、支蛤石(辻意川)

含生草(杏一貞)

蒟醬、紅しべ天女花、葶菱、烏藥、南京無花果、美濃産大孔石、肥前不知火石、乱髮俎長さ七尺六寸當年二十六歳女(弘中自貞)

立山麥、岩をもたか、卷栢、細葉子持した、獅子葛、すいかけさう、神代石、陽石二品常願寺川産山田川産、人丸石、石芝の柄ぼたん石、瑠璃、貝孕石、馬腦(興津里庵)木香、もんべつ、西寺古瓦、珠數、赤石脂常陸霞浦産真珠目形三匁五分、犀皮、蛇含石、黒石英(織田壽三)

和陶胡挑、礬石、馬糞石、蚊母樹實(須賀安頓)

朝鮮かさゆり、黄花すみれ、白山粟麥、爪石(井口玄珠)

越中ちごのまい、綿草、一葉萎蔞菜、胡黃蓮、圓葉桂、圓葉山柅、真珠二品(佐久間東庵)

獅子形木瘤、神代木(木村東詮)

あねもね、苔龍膽、養美菖蒲、馬吐石、牛吐石、細葉鹿蹄草、魚唐(中田東壽)

孔雀雄一羽、龍膽、燕尾貫衆、けいくわんらん、木通、蝙蝠はこべ、雄黄、密縮結梗たこまぐら、(小山壽泉)

猿の腹中より出でたる楡藤子の類(和田順碩)

羚羊角、琉球貝子、茗荷貝、さんしやう魚、自然石冠形石(渡邊文伯)

唐鏡、美濃産石、古鏡、神通川産更沙石(横地元丈)

駿州陽石、若州孔雀石、飛州雷斧、繪島産石(岡田專達)

南柴胡、地石楠、芍薬葉半夏、饅頭石(島林文英)

日光産扶桑木、古鏡二枚、但州産石(高野順作)

三葉黄蓮、心紅鶏腿兒、つがさくら(山本養賢)

舌石三箇、青礬石類(堀意悦)

篠魚、土佐月貝、壁唐魚、奇生根(廣瀬榮叔)

黒陽石(小林市祐)

朝鮮大人參葉、同ほうさしめ、綿茄、金梅草、銀梅草、あるせむ、一葉狼牙、けるこけも(岡本了達)

本了達)

蠻國巴且杏核、貝子、蠶虫、猪牙皂莢蛤蚧、(西野大珉)

古鏡一枚、越中氷見産團子石(放石莊安)

陰命、鐘乳石、岩國錦帯橋産七福神石、銀鏡、鉛鏡(須加正健)

古鏡、舍利母石、燕石、孔公石壁肥後産さら石(柴昌玄)

### 蝦夷時臨時事件

一、文化六巳年正月六日西尾勘兵衛より御寄合所へ左の通り届

今般蝦夷地へ臨時御人數の義仰せを蒙らせられ候に付私儀御人數に罷出候様仰出され奉畏候右に

付御人數押出し候節は嫡子千代吉義常年十六才に罷成候に付同陣に召連れ申候此段御届申上候

一、同九日今般蝦夷地へ御用掛り近藤甲斐殿へ仰付られ候に付右御用の儀は甲斐殿へ相伺可申旨御用番より被仰渡候に付此度右御用向手當支配へ仰付置候面々明日一統呼出可申候事

一、同十四日御寄合所へ御用付之罷出候所左の通り仰渡さる

今般蝦夷地御人數差遣され候に付于當いたし候面々此節金銀融通いたさず付何れも難澁の旨之れに依て格別の御詮儀を以て金子五兩宛拜借仰付られ候段仰渡され候に付組の内十七人呼出し申渡候所難有仕合に奉存候旨御受申聞尤も深更に及び候に付明日御届に及び候事

一、同二十九日左の通り蝦夷地出帳用意手當仕るべき旨仰せ渡され候に付夫れく呼出し申渡候

篠原八十兵衛、窪田藤右衛門 小柴權之助、加藤主馬、飯田直太郎五人

紙面にて申渡面々左の通り

石川源左衛門、加藤仙右衛門 嫡子傳兵衛

一、同年五月二十九日近藤甲斐殿より西尾甚兵衛への書狀左の通り

森澤善太夫、吉田傳彌

右の面々明晦日御借用の船見分として東岩瀬へ罷越し候様申渡すべく候

小野平兵衛、青山左助

右面々の内一人申談し右見分として罷越候様申渡さるべく候

一、同晦日森澤善太夫吉田傳彌小野平兵衛今日東岩瀬へ御借用船見分として罷越し今夜四ツ時罷歸り拙宅へ罷出逢對に及び承届

一、同四年己十二月十八日淺野大學より頭中へ左の通り

一昨夜江戸より上々急飛脚到着松前蝦夷地一圓此度松前志摩守様へ返下され候に付彼地臨時の御人數已來御手當御用意に及はざる旨去る八日御用番青山下野守様より御書付を以て仰渡され候段申來候此段各々其意を得られ組支配中へ申觸らざるべく候尤組支配の内へも申觸候様相達せらるべく候

於蝦夷地御馬廻繩座備手先二十五人、五人毎に一人長門を添ふ其名書左の通り

(黒田元右衛門)石原喜三治、杉本常藏 京田金治、沖伊兵衛、市間宗七

(林源左衛門)近藤佐内、井口彌助、熊本傳之丞、谷定八、森田和左衛門

(村田半平)吉澤清五郎、清水喜右衛門、渡邊伊左衛門、玉川市之進、有澤平三郎

(福嶋忠左衛門)吉川甚七、谷島久次郎、田中清助、松岡儀左衛門、岸兵藏

(原田勘右衛門)風間宗八、川上定次郎、高木半右衛門、高島傳藏、山本吉左衛門

(布村丈右衛門)龜田傳七、福原佐助、村尾傳右衛門、福島真右衛門、村田宗左衛門

第二列は左の通り

(松尾好助)松本森右衛門、嶋銀左衛門、津幡清左衛門、濱田彌左衛門、森井平藏

(松山藏四良)荒川伴六、清水五左衛門、守川文太夫、牧野清四郎、佐久間源六

(野崎十兵衛)高島曾左衛門、谷村源兵衛、石田順左衛門、湯口六左衛門、吉崎久左衛門

(栗嶋灸藏)堺清藏、平野源藏、野崎半左衛門、島倉兵五郎、山田勘治

以上五十五人の後ろに警固與外組三人を置く

谷七兵衛 田邊直衛 河上源六

其背後に弓鐵砲足輕頭永井宗善、堀江權馬の兩人左右に分れて足輕隊を指揮す兩人共小馬印を立て其傍らに弓手代り足輕及鐵砲手代り足輕を隨ふ、以上足輕隊の後ろには長柄隊あり左右十五人宛都合三十人之れに小頭一兩人奉行一人宛付添ふ

(左隊) 長柄奉行高瀬潤太夫、小頭伊林喜三治、小頭大塚嘉助

(右隊) 長柄奉行小野平次兵衛、小頭松爲十次郎

長柄隊の背後には馬廻諸十三列二十五人づつ左右に都合五十人

(左) 進藤右源太、磯野内藏之助、森新兵衛、千秋治太夫、吉田宇次郎、渡邊斧三郎、西田覺左衛門、磯野新五郎、永井虎之助、進藤左仲、磯野次郎左衛門、堀富藏、大房久太夫、大竹喜内、細野雅樂之助、不破覺右衛門、林内藏之重、松岡三治、淺野甚五郎、淺野五助、成田辰四郎、長嶋彌三兵衛、増山音馬、石谷與三左衛門、池澤雲八

(右) 有岡要人、渡邊源太兵衛、江目彌右衛門、宮口守馬、松田十太夫、林彌次澤衛門、古市

志摩之助、小野陸之允、新山貢、細野彌三太、林八郎右衛門、大石數馬、宮口左近六、

渡邊權五郎、大窪兵左衛門、橋本織人、平尾悠藏、杏三左衛門、永田才摩、永田覺兵衛

、鍋木權九郎、奥村兵太夫、吉田助九郎、渡邊安之進、今村右平

此の馬廻組の中央には郡奉行淺野久左衛門馬裁許相坂吉兵衛を隨へして控へ左右兩隊へ番頭三人を置く

(番頭) 加藤左仲、森澤善太夫、河上磯治

以上の後陣に

總大將馬廻組頭 西尾勘兵衛

傍らには手筒持左右兩人、持鎧左右兩人、徒士左右三人宛六人、小性六人は其背ろに附添ひ勘兵衛の嫡子西尾千代吉、使役中村隼見は其左に、勘兵衛の給人宮崎磯右衛門は其右に付添ふ、猶又勘兵衛の前には

(左) 御目付吉田七郎太夫、使役佐々伊左衛門

(中) 太鼓田中權之助織田彌三左衛門、螺澤井磯七澤井榮藏、鉦中村安兵衛伊藤一平

(右) 御目付山本五兵衛、使役役々左盛

又勘兵衛の後ろには五旗の旗を押流し杉村五左衛門差控へ役旗警固岡本太兵衛取上傳兵衛、旗持小頭清水理助、杉山小左衛門最後は小荷駄にて小荷駄裁許は吉田傳彌、小荷駄方は飯嶋久作、桑

山中央、加藤彌三太夫なり普請作事方は皆此小荷駄に付隨ひ醫者淺井道壽、弘中自省、山本養球も付隨ふ又勤兵衛の後ろ左右に乘馬十五頭宛五十頭を繋ぎ乘馬裁許付添ふ、又大筒十五挺は時の應變相備へ候

御鷹の御上使

- 一、嘉永七年上使を以て將軍御鷹狩の雁を富山藩主へ初めて遣さる、旨御沙汰あり十月十二日東都に於て御用所へ諸頭、若年寄等夫れ、御呼出し用意方の御内議有之候
- 近々以上使御鷹の雁初めて被遊御拜領候條前々の通御小姓組御玄關へ出迎請取之御書院椽煩にて白木三方へ載之組頭請取之上へ見かけ御書院上段黒ふちをはづし差置候様且其余先格の通相心得夫れ、可被申談候事
- 一、同日御作事所其他への申談個條は左の通り
- 御作事所へ
  - 一、御書院御露地掃除其外障子疊損し所取繕ひ並御屋敷掃除の事
  - 一、御先手衆御旗本供留の事
  - 一、飾桶の事
- 表御目付へ
  - 一、見番足輕注進御用所へ申上候節拙者共へも申聞の事
- 御臺所奉行へ
  - 一、御鳥相置候白木三方並御熨斗三方共御用意の事尤も前廉見分の事
- 一、上使へ御差出物御献立の義は御臺所奉行より直ちに御用所へ相伺候先例に付伺濟の上拙者共へも差出候事
  - 一、御取持御先手衆並御旗本へ御差出物御献立早速差出候事
  - 一、御先手衆の供人支度料前々の通相渡候事

會所へ見番箇所左の通り申談、大手、神田橋、昌平橋、天神下、惣門

足輕警固箇所、表御門脇一人、二枚開一人、坂通一人、柵御門外一人、總門二人

御書院方へ
 一、御間所内掃除の事
 二、御臺子の間御茶等入念の事
 一、御白洲内頭以上罷出候節相用ひ候草履の事
 一、雨天の節御手傘の事尤上使御長柄傘に候へば殿様も御長柄傘の事

横目へ
 一、上使御拜領濟の御鳥御飾附場所前々の通相心得候事
 一、御白洲内縮りの事

一、十一月十七日大石小左衛門戸田中務より御用所へ御伺ひの御式順序左の通り御盃の事の次第、上使より御始、殿様より御肴、上使御加、殿様へ進めらる、上使より御肴、殿様御加、上使より御返盃、殿様より御肴、上使御加、殿様へ進める、直ちに御納盃、

一、御臺所奉行より差出し候献立左の通り

- 鱒(年魚、白毛大根、岩茸、猩々海苔、いかり防風)
- 御汁(三木かまぼこ、しめし茸、葉白蕪)
- 香物(粕漬瓜、同茄子)
- 御飯 御盃、御銚子

羹物(鹽魚、きんし玉子、末廣松茸、三木長いも、青み)

御汁(脊越はうく)、結び昆布)

猪口(才うを、はりきくらけ、青粉和會)

焼物(塩鰯)

御吸物(作身、鴨、白毛午房)

中皿盛(かまほこ、魚付焼、芝蓼、くわいきんごん紅水引掛、煮染松茸倉かけ九年母)右同斷  
作身鰯、きくし、酢取防風、卸しわさび、生醬油)

御菓子(千代結、青みどり、黄落雁、最中の月、七種香、御揚枝、御薄茶)

一、御給仕役割左の通り

御鳥請取(赤尾織衛、加藤隼久)御刀(桑原矢城)御熨斗(赤尾甚五左衛門)御煙腰盆(半田豊太夫)  
御薄茶臺(赤尾織衛)同蓋引(加藤隼久)御薄茶々碗引(桑原矢城)御煙草盆引(赤尾甚五左衛門)御  
相伴様の御菓子(赤尾織衛)替の御菓子(加藤隼久)御吸物(桑原矢城)御相伴様の御吸物(赤尾甚  
五左衛門)御盃、御吸物繕の向へ置く(半田豊太夫)御相伴様の御盃、右同斷、御銚子(加藤)御盃  
台引(桑原)御相伴様の御盃台引(甚五左衛門)御上使御相伴様の御銚子(織衛)御土器(一人)御押  
(一人)御銚子(一人)扣御銚子(二人)替の押(一人)御濃茶台居(半田)御相伴様の御濃茶、但台無  
し(織衛)後の御菓子(加藤)御相伴の同上(桑原)御薄茶台据(甚五左衛門)同上蓋引(半田)御相伴  
の御薄茶(織衛)同上蓋引(加藤)御薄茶碗引(桑原)御相伴の同上(甚五左衛門)後の御菓子(半田)

御相伴の同上(織衛)御刀(加藤)

一、十一月十八日御用所より若年寄並に頭中へ左の通り

明十九日上使を以て使鷹の雁初て御拜領遊ばさるべき御沙汰に候條其節頭以上は熨斗目上下着  
用有之べく候且納付の面々御殿へ罷出候面々上下着候様由渡すべく候右御拜領相濟み候後各々  
御用所へ罷出御向殿様へ恐悦申上べく候組付御細工人以上の面々御式台へ罷出御帳に付け候様  
申渡さるべく候御當日御殿へ相詰め候面々朝五ツ時より罷出らるべく候右の趣其意を得られ支  
配組事へ申觸らさるべく候尤も支配組の内下才許在之面々には其下へも申觸れ候様相達せらる  
べく候

一、十一月十九日八ツ時前上使御城御下りの注進有り打續き追々注進有之候尤も昌平橋見番にて  
御家老中始め御玄關高へ相控へ天神下見番にては御家老御門外へ罷出られ聞番中は柵御門脇へ罷  
出る拙者共(戸田中務)は御白洲へ罷出候事

一、御拜領の雁は上使より一足前に持参り押捲にて御給仕兩人罷出て請取り御白書院御様側中程  
にて三方に据え戸田中務請取り御上段黒椽はづし飾置き候事

一、程なく上使酒井織部殿入らせられ候に付殿様御先立ち遊ばされ圖面の通り御着座上意相濟み  
右御飾付の御鳥一旦御引かせ遊ばされしところにて中務罷出で右鳥を引き御小書院屏風圍りの内  
の氈の上に差置き横目島田貞之丞へ引渡し候事

一、右の後御茶、御多葉粉盆等引續き御菓子等追々に差上候其節の御振廻奉行一人は御給仕口に相扣へ見計ひ一人は此方にて順々に繰り出し候事

一、御臺引宜きところにて御奥用所へ申上る御出のところにて中務より御直に御台引を指上げ程よき處にて宜しく御座候と申上候處上使御台引遊はされ候其節御給仕落掛の下へ一人罷出受取り御同伴し御台引ひき候事

一、御千菓子御茶まで順々に差上げ右器引き候上御供揃御式台番より承り只今御供揃申上候旨奥御用所へ申上候處殿様御出遊され候尤も上使へは御坊主を以て申上候處程なく御退散其節最前の通り御先立ち遊はされ候事

一、上使御送り直に御取持の御旗本衆へ御逢ひ遊はされ候に付其節拙者共(中務)の内罷出て只今御目に懸り候旨申登候事

一、右の後御旗本衆へ御伴揃の義御給仕より申上げ候處にて拙者共の内罷出て自分に御挨拶申上候へば御料理等の御挨拶遣置かれ直に御歸り成され候に付前々の通り押捲三疊目西の方まで相送り候尤も四人様へ頭一人罷出候事

一、上使御歸り後即刻御供揃にて上の御屋形並に御老中へ御廻遊遊はされ候御出で御歸り共頭中押捲西の方御送迎申上候事

# 古老百話

(越中維新史の側面観)

## 秘薬の原料

▲旅館の食堂 私は以前長崎迄は往つたことがありすけれども外國へ航つたことはないからセメテ支那の入口でも覗いて來たいと思ひまして去る三十三年の五月上海へ遊びに往つたのです、東和洋行に泊つて毎日見物をして歩きましたが食事は食堂で他の旅客と共に遣らねばならぬのです ▲富山人なら 然るに毎日食堂で顔を合せる男が突然私に向つて、貴下は何國の方だと尋ねるから、越中富山の者だと答へました所其男の申しますには富山の人ならば大抵自分は知つてゐる筈だが、一体貴下の姓名は何と云ふかと尋ねました

▲果して知人 ひどく大きく出掛けるもんですから妙な男だわいと思つて私は姓名を名乗りまじと其男はイヤ左様でしたカツお見外れ申しました貴下には兩三度目に掛つたことがあると云ふのです

▲立志堂主人 ところで私も不思議に思つて君は誰ですかと聞きますと、野口だと答へた、是れが大坂の堺筋淡路町南へ入る所に立志堂と云ふ藥舖を開いて肺病に妙薬なしとか自然療法神理丸と云つて骸骨が寝てゐる繪をかいた大きな新聞廣告を出してゐるアノ野口の主人なんです

▲元は荒物屋 野口ならば知つてゐる筈です以前は富山の相生町に小さな荒物店を出して賣藥の帳面を一冊か二冊か持つてゐた男でしたが何時の間にか立派な紳士になつて大びらを切つてゐるもんですから頼と見違へて了つたのです

▲天保山買地 野口が何うして斯かる成功をしたと云ふに大坂へ出で天保山の地を買込んだのが當つて數年後非常の高價で賣拂ひ夫れで大資本を作つて藥店は勿論種々の事業に手を出し其頃は實に日の出の勢ひであつたものらしい

▲秘藥の捜査 野口は私に向つて上海へは何の用事で来たかと尋ねますから唯だ一寸遊びに来たばかりだが君は何しに来られたかと聞きますと、實は或藥劑を捜しに来たのであると云ふのです海外まで捜しに来る位であれば餘程得難い秘藥らしく思はれますから斯く申す私も職業柄關係の深いわけでもあるし、一体其の藥と云ふのは何んな品であるかと切込んで見ました

▲牛に縁ある物 野口の答へますには或藥を調劑するに原料の稔難いものが二品ある然し其一品は幸ひにして手に入つた其次第は京都加茂川の邊に自分は或地面を買入れて別荘を建てたが其地面は以前某公卿のゐた跡で不思議にも其所に大切なる一品が発見されたけれども今一つ牛に縁のある原料が不足してゐるから種々と日本内地を捜して見ても一向手に入らないので他の用事もあつたが支那まで捜査に出掛けて来た之れからは各地を歴遊する考へであると述べました私は大變面白い話でしたから其の牛に縁のある原料は何であるかと聞きましましたけれども遂に語りませんでした

した

▲兩醫學博士 其れ切りて私は野口に別れて歸つたのですが其後種々考へて見たけれども牛に縁のある品は解りません多分立志堂の肺病の妙藥と云ふのに用ふる原料でせうか何時が知ることが能やうと思つてゐますと其年富山に於て衛生會の總會が開けまして東京から三宅秀博士、大澤謙二博士が見えました此兩博士は私の生理や病理を習つた先生ですから色々と親しく話をしました内三宅先生が私に向つて、時に君は近頃布哇とかへ往つたさうだと尋ねられた、それは私の知つた者が東京で博士の隣家に住んでゐるので其れから聞かれたものです、私は布哇ではないが上海へ往つたのでありますと答へ、ツイ例の秘藥の原料を思ひ出したのです

▲牛のげだま 私は野口に遇つたことを兩博士に語つて二種の原料と云ふのは何でせうかと尋ねますと、流石は博士達は悉しいものでチャンと知つて居られたと三宅さんの申されるには、其一つは白山吹だ、それから牛に縁のある品は牛のケダマと云ふものだったのでした其れから白山吹は取寄せて栽培しましたが格別珍らしい物では有ません幾らもあるものですよけれども牛の毛玉と云ふのは未だ實品を見たことは有りません或は膽石のやうなもので有らうかと思つてゐるので、野口と云ふ男の成功談については随分面白いこともあるやうです、上海で遇つた折、京都の東山へアパート式の鐵道を敷設したいとか或は上海附近の荒野を買入つて置けば數年後には大したものになるなど、語つてゐました、何アに下らわた話です、



## 田近東昇の塾

▲田近先生の塾 富山では舊藩時代の漢學塾と云へば先づ岡田先生で、外に佐伯など云ふのもありましたが私は田近先生の弟子でした田近先生は手習と漢字とを遣つたものでした寺小屋は、五軒ばかりありました、田近先生は本名が健藏と云つて號は東昇と申しました、位置は唯今の常盤町其頃は古寺町と云ひました

▲舊門の人々 岡田塾からは随分名を知られた弟子も現はれたやうですが田近塾の學友は薩張り名が知れませぬ福野の農學校にゐる廣瀬君、稻垣梅太郎君、關野善次郎君、それから橋北の、吳服屋牛島屋の老人などは同門の人です一時は百何十人通學したものでしたが大抵は死にましたやうです私は塾長をしてゐて素讀の世話を焼てゐたのです

▲謠曲の教授 其頃の寺小屋は眞個の實用的教育ですから傍ら先生が謠ひを教へたもんです夫さは袴上げ、元服、婚禮、法事、新年などに必ず謠はねならなかつた爲めて、富山に限らず遣つたものです、元本縣知事の森山さんなども大和の郡山の寺小屋でしたから謠曲は上手であつた

▲五經と赤飯 私は塾長でしたけれども毎日一里半ばかりある中新の村から通ひました尤も能登の者で眞館方平など云ふ止宿生徒もゐたが家の狭い爲め多くは通ひてした私は四書だけは父に習つたので五經から初めたが全部終つた折赤飯を焚いて祝つたものです昔は少年で五經丈け遣るの

は一通りてなかつた

▲御禮に作詩 謝禮は手習の時分は盆暮に二朱宛其外五節句に幾らか包みましたが本を習ふやうになつて盆暮に二分宛年玉に一分其他一朱宛五回包み又時々畑の物などを贈つたてす二分包むのは先づ上等の方でした私は松露を贈つた時と草餅を上げた時とに先生から御禮に詩を作つて下さつたことがある

▲先生の圖書館 先生の學問は却々深かつた、其れも理由のあることで、弟子の内に其頃有名な分限者中屋即ち吉尾健吉と云ふのがあつて大抵の書籍は中屋に買はせて先生が讀まれたマア先生の圖書館と云ふやうなわけですな、其後中屋の本は廣徳館へ納めたさうです、先生は後に金澤へ引越されたもんですから生徒は多く岡田塾の方へ往つたやうです左様今まで生存されれば九十餘りてせう先年舊門弟が醵金して光嚴寺の門内へ石碑を建てました

## 薩摩人の來富

▲可怖薩摩人 會津征伐の時に私は未だ子供で西三番町の小西屋と申す寺小屋へ通ふてゐる梳白盛りてありました其時初めて鹿兒島の武士が富山へ來て泊つたのであります、皆なか大變に怖しがりましたな、婦女どもは大抵田舎の親類や知邊へ遁し丁ひ寺小屋まで小供を滅多に外へ出さなかつたものです其れにも拘はらず私は怖いもの見たさに飛出して見物に歩きました

▲散髪と毛布 スルト鹿兒島武士は髪を蓬々と長くして鬘などを生やしましてな、朱鞆の長い刀を差してゐます、それから中には散髪にしてゐるものも有りました其折私は初めて散髪と云ふものを見たのであります又毛布を携へてゐるを見たが毛布も此時初めて見ましたのです

▲通辯の行商 それは可いが言葉が陳喬漢で分らぬ殆ど西洋人みたいな譯です宿割に當つた家では通辯人を雇ひました其通辯人は薩摩の方へ參る賣藥の行商人です、一ツの宿へ一人づゝ配置して漸く用を便じましたやうな次第で

▲不時の椿事 然るに其折薩摩人の宿に當つた山王町の酒屋五福屋では女房さんが床前に据ゑてあつた鐵砲を物珍らしさに私摩人の外へ出た跡で秘ツと弄つてみたものと見えてゾドンと一發爆發して塵つてゐる両股を射通うして丁ツた、女房さん共れ切りて動くことができないサア大騒ぎになりまして遂に其創傷が原因になつて死にました世間では何う謂つたさ申すに、田舎へ逃げもせず婦女の身で大膽にも家にゐたのか第一間違である其ために彼様な目に遭つたのであると謂ひました、サア斯ういふことが起つた爲め益々薩摩人を恐れたものです、尤も一夜泊りてドシ／＼立去つて了う別に乱暴を働いた者は一人も無かつたやうであります其後西京騒ぎのときには又會津の方から繰出した人数が富山で泊つたこともあります彼の時代は實に騒がしい事所謂人恟々として安んせなかつたものです今日では露國の捕虜が來ても格別何とも思はぬやうになつた、其れ是れ思ひ合はすときは變れは變る世の中に驚かるゝばかりであります

米搗の御上覽

▲賑かな殿様 富山藩主利保公は致仕の後長門守と申されましたが誠に何うも賑やかなことを御好きな殿様で藝妓と澤山千歳御殿へた集めになつたり種々面白いことが御座いましたよ

▲米納め方 私方は以前清水の田圃に米搗屋を致してゐまして殿様た手許の米を搗いてゐたのです夫れを納める折は紋付袴でた裏口へ車で挽ひて行き一々量つて納めたものであります

▲歩好の殿様 然るに或時長門守様には私方の米搗きの有様を御覽になると申すことで夫れは／＼大騒ぎを致したもんです尤も長門守様は諸所をお歩きなさることが御好きでゐらつしやいました布瀬の權助唯今高安健三郎と申されるアノた方の所へは屢々たいてに成りましたやうです

▲粉場の二階 私方では俄かに建物を建てるやら修繕を致すやら便所などは皆な新らしく拵らへねばなりませんから一時は大混雜であります扱て其日は盛砂を致しまして御紋の付いた幕を張りましてた待受けしてゐると愈々御家老から御用人から大勢た召連れて米搗場から粉挽場を一々御上覽であります私方では下男共まで残らず紋付袴で夫れ／＼米を取扱ふてた見せ申しました夫れから御一同粉磨場の二階で御休息に相成りました

▲蕎麥の饗應 其時た妾は二人た召連れでありました三人ありました内た二人丈けて何方と何方とてあつたかは覺えさせん其時何を差上げたと申せば玉子蕎麥を出したものであります

▲百疋の謝儀 さて長門様からは何を下されたかと申せは金子百疋であります尤も幾度も種々のことて頂戴を致しましたが一番多く頂戴したのが二百疋のやうに覺えます私は常年七十五才ですが其折は親其の代で私なぐはた目通りを致しませんでした

▲水苦情止む 搗屋には水が要ります其水を引くことに就て村の百姓方から毎度面倒な苦情を申し出たものでしたが長門守様が私方へ御越しなされてからは誰一人として苦情を云ふ者は無く黙つて水をよこしました

### 仁右衛門川除

▲田淵作次郎 私は加賀藩の改作奉行を致して三十五の歳から廢藩まで越中に詰めてゐました當年は七十五歳になります私の師匠は同役の田淵作次郎と申す者で此人は何の技術にも器用でしたが取分け川除普請に就て深く研究をしたもので實に感心な腕前でありました夫れ故金澤では却々有名な人でした惜しむことに若死したが殊に私を愛して呉れたのです

▲八間の大石 此人の築堤の遣方は何でも水勢を川の中央へ導くやうに作つたもので夫れは技術のことになりますから話も面倒になります、私は小矢部、庄、黒部、常願寺の川々は悉く手に掛けましたが常願寺は最も力らを入れました安政地震後の大出水の折には金澤にゐて早速駆けつけましたが大場前の邊へ大石を押し流したのを私の立てさせて居る二間一尺の槍で測らせて見ると高さ

は概よりも高く石の周りは八間おりました其不が次回の水で又々流されたのは蒙いもんだ然し水の爲めに石の下部を掘るから動くので不思議はないのです此大石は今でも有りませう

▲大場前四番 其後泥砂を流すので手の着けやうが無かつたけれども常願寺川の大場前四番が切れると富山へ落水する洄に大切な場所ゆへ私は頭役に向つて何卒私の思ふ通りの工事を遣らせて貰ひたい其代り金は掛ると云ふと、頭は宜しい金のことは何とでも取計らつて見やうとの事でした

▲川除の建札 其れで直ちに普請に取かゝり先づ思つた丈の物を作つたので幸ひに難場所を防ぐ目的は達することを得ました私は其頃仁右衛門と申したから其所へ仁右衛門川除と書いた札を建て、置くことになりました

▲不思議の家 常願寺川工事の際は利田村の六郎右衛門方を出張所としてゐましたが此家は入口より奥に行くに従ひ床が高くなり勝手へ廻れば再び低くなる妙な建築でした其八畳の坐敷の柱に逆木がありまして其下へ寝るときは必らず覺へざる間に枕の方を足に逆さにされと云ふ話で澤山實驗者がありましたから私も主人に頼んで其柱の下で寝たが何のことも無かつた主人の話には數夜續けて寝る内には必らず逆さにされるどの事でありました其家は唯今も存在してゐるか何うかは知りません

## 富山の小西屋

百四十八

▲寺小屋の首 誰方ですか此間田近塾の世話が出ましたから思出しました私は富山西三番町の小西屋と云ふ寺小屋へ参つた者であります富山に寺小屋の数は随分ありましたが人数の点から申すと小西屋が一番首でしたな、ナゼに人数を知つてゐると申せば初めて上る時に生徒一人に付一個宛の勘定で饅頭を持つて往く風習でありましたから母が其数を調べたら男の子は五百人餘り女は二百人餘り都合七百何十とのことでした尤も貧富の程度に依つて七百の饅頭を買はれぬ家では同町内から通ふてゐる子供丈けに贈つたのもあります結局毎日誘うて貰つたりする爲めの心付けてす内にはモット安い菓子を少々持つて行くのもありました

▲武士は別室 富山の紳士紳商と云はれる家の只今の主人は六抵小西屋の弟子です中田さんにしろ阿部さんにしろ皆さうです外の寺小屋は先づ二三百位ひで百計りしか居らぬのもありました小西屋では士の子供丈けは別室に入れました何うも武士の子供は町人の子供より強かつたもんですな

▲懲罰の方法 私共は悪戯をしたもので其れを監督するには帳座とか何とか云ふ塾長みたいな者がゐて竹の尖をサ、ラにした棒で叩いて注意をする 老先生は何時でも後ろからソツと来て頭を一つ叩かれたもんです愈々悪いことをする子供は留めて置いて家へ還さぬのでソツナ時には父兄が貰ひに往かねばならぬのです私も一戸母が貰ひに來られたことがありますハ、ハ、

▲修學の謝儀 外に學校はなかつたものですから一年て下るのもあれば二三年居た者もあり六七年通學するものも有りました謝儀は身分々々てすけれども私共では盆と暮に一朱其他五箇旬などには百文づゝ持つて往きました七夕には素麵、是れがチャンとお定りのやうでした誰方かお話をの通り小西屋でも誂を教へました書物も教へましたけれども田近さんなかと異つて七八分は手習ばかりです書物は何んな物を教られたか知ませぬが四書位であつたらうと存じます

## 秘物牛の毛珠

▲書籍中の例 私の話した牛の毛玉の事をた書きでしたな、時に彼の白山吹は越中には餘りないものですが美濃地方杯にては人家の庭園に随分澤山あるさうです今一品の牛の毛珠は其後江州山田浦木内重曉著の雲根志の第三篇卷之二採用類第一葉に世俗牛の珠と號する物五種あり一に曰く鮮塔、二に曰く毛玉大さ橘柚の如く圓満にして色萌黄羅紗にて包む如くにして輕し之れに石に非ず、三に曰く吐玉之れは牛の口より吐出す所のものなり大さ橘柚の如く色漆の如くにして光あり是亦石に非らず堅きこと石の如く、四に曰く落玉之れは生牛の眉間より朝日に向ひて落るものと云ふ是亦石に非ずして毛なり甚輕く風に隨ふて飛ぶ俗之れを得て賣とするより諸方寺院の寶物にあり五に曰く牛黄 黄赤にして膏藥の如く乾きて石の如く舶來あり和産あり予都て五種共に藏じと又本草綱目及東鑑廿貳卷又は箱根權現の寶物に牛の珠あり大さ六五分と出てゐますが鮮塔は

現今云ふ膽石のことで一名ヘーサラバサラと云ふて大抵の獸類にあるもので就中澤山あるは馬糞石です

▲神佛の授 予て肺病妙薬の発見者と稱する立志堂野口茂平即ち富山長生寺町の貧乏荒物屋主人の後身たる大將自から語る所の苦心談を一寸紹介せう以下は野口の談です、余輩が此妙薬を発見せるは神の授くる所か佛の興ふる所か實に偶然な事、イヤ仔細に思へば決して偶然でない余輩が多年研究研鑽に心を盡した結果と故人丹精の遺澤だ、余輩の別荘は京都下鴨神社の官林の間、水清く木密なる所に在つて昔は朝廷の典薬たりし香川若狹守の屋敷跡で其家屋は數百年の古い建築だ

▲襖の反古紙 ところで或時在來の紙障を貼替へたら其下張りにした反故紙こそは當時所謂癆痰病人、今日で云へば肺病患者が其全治を謝する禮狀數通と處方書幾枚とであつた之れに依つて肺病薬のことも判然したが固より昔の漢方薬で併り藥店等に無い天然物なれば素人には分らぬが余輩は幼少から斯道に苦心してゐたから忽ちに意に會する所ありて直ちに近在の山谷に分入り其天然物を探つて各地の名醫に相談し肺病人に試みた所不思議の大功を奏した次第である

▲毛玉は牛病 牛の毛玉は古來人間の吉瑞として珍重する品で歐米の大學者すら大金を投じて之を購ひ稀有の寶物として秘藏し或は身の守とする位だが日本人では殆ど見た者は無い然るに余輩は僥倖にも生牛から取つたもの一個と死牛から取つた物三個を秘藏してゐる元來牛の毛玉は屠牛

數十百萬頭の中にて僅に一個を得る品だ決して馬糞石や白狐の玉のやうな物ぢやない、所が毛玉も牛黄も皆な牛に取つては一種の病根だと云ふ話だ牛の病根が却つて人間の寶物或は特效薬と成るに至つては造化の妙も實に極れるわけである

▲毛玉と勝伯 余輩の友人に高橋義篤と云ふ人がある之れは日清戦争の際正五位海軍大尉橋立艦砲術長として黄海の戦に戦死したが此高橋が前年故勝安房君へ牛の毛玉のことを話したら勝君の謂はれるは夫れは書物で讀んだ事がある即ち我政府が始めて海軍省を經營するに付外國の教師を雇入れたとがある其外國人が日本にての極古き書物を譯して聞かせよとの事で種々の古書を調べた中に名前は覺へぬが南北朝時代の大學者で少しも天下の治乱に關係せず専心著述に身を委ねてゐた人の書物に此毛玉の事が記してあつた牛の中には偶々牛黄及び稀れに毛玉を持つものがあり之れを探らんと欲せば塗物の器に水を盛り之れに牛の姿を寫らしむれば忽ち之れを吐出す而して毛玉は之れを所持する人を守護して大へに利益を興ふるものであると書いたあつた、之れを聞いて彼の外國人は日本は既に凡る五百年前に於て斯かる著述をする大學者があつたかと非常に驚嘆した事があつたさうで此書は再版の上海軍省に藏せられあるさうだと、以上は野口の話である

▲千難又万艱 イヤ何うも毛玉の講釋からツイ野口の受賣りをした白山吹は試験のため私も栽培してゐるが毛玉は手に入らないから分らぬ之れを見ると全く毛の玉であるらしい然し野口が天下に公言して肺癆散の原料は多くの人をして深山幽谷の間を搜索せしめ而して僅少の額を採得る天

然物なれば政府事業とせば兎も角も個人事業としては千難萬難であるから一日五拾人以上の患者に分つことはできぬと謂つてゐる其深山幽谷の原料が白山吹とすれば大袈裟に聽える果して其れか否かは彼れも明言せないが分らぬ

### 十三年の大雪

▲十二月八日 近年は大雪と云ふ程の雪は降らぬが忘れもせぬ明治十三年の十二月八日から降り出した雪は實に稀れなる大雪であつたね、其頃私は富山で醫者の開業をしたホヤ／＼の時分て杉坂辯護士の家の所にゐました

▲奏任官一人 なせ其日を覚えてゐるかと謂ふに私の病家の内に當時石川縣の裁判所の出張所の判事をしてゐる伊内と云ふ人の奥様がゐました此伊内と云ふ人は上總の仁て鹿嶋町に住んでゐたが其頃の富山には奏任官と云つては手にも晴れにも此人タッタ一人切りてしたから其れは／＼蒙ひ者であつたね尤も新川郡役所の郡長に稻垣義方氏がゐたけれども之れは奏任で無かつた

▲生前降らす 其伊内の奥様が豫て北國名物の大雪を見たいものだと言つてゐたが一向降らない其うちに病氣に罹つて十二月八日に亡くなつた然るに亡くなつた其日から降り出したのが大雪で奥様に使はれてゐた婦が私の所へ来て泣きました奥様が見たい／＼と仰しやつた雪が恁なに意地わるく死なしやつてから降つたと云ふて甚く残念がつて泣いたのです

▲一夜に消盡 其雪が貴下積つたも積つた桃井町に渡邊といふ庭造りがある彼の邊りなどは往來と屋根と同じ高さになつた其れ故段を拵へて軒下へ降りるやうにしたもので家の内は晝ても暗い物を讀むに灯を点もした所も澤山ありました位ひてす此の雪が容易に解けない二月になつても三月になつても消えない何うしたもんだらう今年の雪は夏迄消えないのだらうと話し合つてゐましたが不思議なことがあるもので三月の何日であつたか強い南風が吹いた所が翌朝起きて見ると少しも残らず雪が消えて了つてゐました、サア其雪が消えたかと思とふ直ぐに桃の花が咲き出したと云ふ次第です、イヤ其桃の花について思ひ出しました總曲輪の丸の内は其時分一面の桃林でありました其れが私方から一目に見るので雪が消えて直ぐ桃が咲いたと云つて私の家内などが大笑ひをしたことです、アンナ大雪は何十年目かに又來るてせう

### 吳福桃林の由來

▲初ての植付 五福桃林の由事をお尋ねてすかハイ、彼處は私の父が初めて開きましたものであります父は其折橋北(富山の)に青物屋渡世を致して居りました名前てすかハイ、仙右衛門と申しました私は清吾と申します、或年私の父が上方へ参りまして桃の苗を五六十本買入れて來て婦負郡五福村字藤子へ植付たのか私の十二歳の時分かと思ひます私は當年六十八歳ですから、其れで勘定して下されば分ります、はあ成程五拾六七年前なりますか

▲桃林五千歩 所か見事に花が咲いたものですから人か折つて往くには困りまして種々考へた末て二三年は花を扱いて棄てました愈々桃を成らせて見たら誠に深山てきまして充分見込かありますから次第／＼に植増して私方の桃園か二三千歩に擴げられました夫れて村の者にも色々勸めて植へさせ金の無い人には貸してやつて他人の分も是彼れ二千歩餘まりになりました都合五千歩餘りの桃園かできましたから花の頃は奇麗なことで愈々五福の桃畑と云つて名高いものになりました。

▲忽ち三百兩 其の實を賣り出しましたか面白い位に儲かりましてな、盛つた折には六拾日の間に二百兩から這入りましたサア金の入れる場所かない、其頃は銀行もありませす困りましたやうな次第です、然し年貢やら肥料やら手入れやらに彼是れ百圓許りも出しましたでせう

▲諸方へ行商 其頃の私方では越中國内の出来事は必らず其日のうちに知れました、それは何ういふ次第かと申せば、毎日若い衆か拾何人も諸方へ桃を賣りに出て其日の中に歸つて来るからであります二三人が組んで拾兩位の仕入をして往くと必らず奇麗に賣れました

▲桃の種類名 桃の名は勝手に私方て付けました、師匠無して／＼から名を知りませぬので其實の形ちに依つて丸屋、長、天神冠、赤ゆるい、西瓜桃、牡丹餅、茄子、中には能登屋と云ふ男の造つたのは妙な形ちの桃てしたから能登屋のたんべと名づけましたハ、ハ、やくちやもない名前であります

▲神躰は父親 其後桃林の中へ小さなた宮かてきまして之れを桃太郎大明神と名づけ奉り靈驗顯明ても何てもありませぬ扱て御神躰は何様であるかと申せば小さな木札に紙を貼り付け其れに私の父親仙右衛門の名前を書き記したもので今一つは私即ち二代目たる清吾の名前を書いてあります結局御神躰は私共親子の名札であります可笑なわけ御座います

▲神宮のた禮 祭禮は毎年一回桃の花の盛りの時分に行はれ橋北愛宕神社の神主を頼んで式を行ふて貰ひました村の者等か干纏を拾枚出す者やら青物を出すものやら酒の一升も出す者やら色々持寄つた外に桃林持主は初穂の桃を一籠づ、神前に供へ祭か濟むと神主のた禮として桃を澤山に差上げ其外に金を一朱二朱包んで出しました

### 虎列刺の流行

▲面白半ぶん 虎列刺が大流行しましたことは二度ありましたか、私は其頃十何歳かて富山光嚴寺西裏に居ました、病人の出来た家には黄紙を貼つたもので、今日は誰か死んだ明日は誰かやららたと夫れは／＼大變な騒ぎで、私共は面白半分に騒いで歩いたもんであります

▲吳塵卷死骸 富山中の虎列刺の死人は皆な出町の焼場へ持つて來て焼きました私方の家の前を毎日／＼幾つとなく棺か通ります、イヤ貧乏人は棺に入れることかてきませす又棺か間に合ひませんから桶に入れたり甚しいのは吳塵や蒲團に卷いた儘て持つて來ました

▲死骸の轉落 虎列拉の死人を昇ぐ人夫は一日一圓でしたけれども氣味わるいので命知らずでなければ遣りません。酒の勢ひで酔拂つて持つて往きますから毎度一死骸を轉かしまして一度は光嚴寺横の溝の中へ反りくり返つた死骸を落したこともあります。夫れか面白いから私共は騒いで出たのであります。

▲嫌な掛ころ 其の人夫か死骸を運ぶ時の掛聲か洵にイヤな聲でオイ／＼と遣るので今でも耳について忘れられせん。

▲橋上仁王立 多い時は一日に二百計りも持つて來ました初めは晝でも運んだか後には日か暮れてからでなければならぬ規則になつたけれども、暮れぬ中からドシ／＼持つて來ました、スルト出町に中野と云ふ男か居まして梅澤町から出町の方へ行く所の橋の上に大手を擴げて仁王立になり日の暮れぬ中はチツトも通すことはならぬと力味返つて居るのです。仕方なく棺をブラリと其邊へ列べた數か三拾計りもありましたらう、面白かつたです。

▲死體の山積 焼場では死體を山のやうに積んで石油を掛けて焼きましたか何の骨か誰のかチツトも解つたものではありません澤山の死體の中には焼いてある最中でんぐり返つたりするもあつた以前常縣の保安課長をして居られた保田か巡査で居られた時の話に虎列拉の外體か焼場で活返つたとの知らせて飛んで往つて見ると死體かチャンと座つてゐる、けれども能く／＼見ると矢張り死んでゐたのであつたさうです古い巡査などには随分彼の頃の面白い實驗談かあらうと存じます。

ます

## 狼の出沒

▲罌丸を喰ふ 藩の舊記を見ますと吳羽山などで年々藩主か狼狩を催ふされたことを書いてあります。昔は非常に狼か出たものです私は鱒魚の草島にゐましたか次郎吉と云ふ私の弟で拾餘りの子供か朝早く三丁計り離れた所へ豆腐を買ひに往きました。法事かあつて坊さんが來るからです。然るに其歸り途で狼に出遇つたもんです。小供は路傍の樹へ樹登りをしたけれども罌丸を喰れて死にました子供の泣聲を聞付けて村の者か皆飛出したけれどもモウ致方がありませんでした。

▲兩度に食盡 さういふ物騒なわけですが私共は必ず外出には刀物を持つてゐました。それで狼の出るのは秋八九月でチャンと其時か定つてゐる、直ぎに犬の吠る聲で分るのです。犬の聲が何となく物に恐れて警戒をするやうなイヤ聲になります。か扱て愈々犬が狼に喰はれる折の聲と來ては實に聴くに忍びぬものです。翌朝出てみると果して犬の死體があつて四足だけ位は喰殘してあります。狼は必ず一度に喰盡さぬもので翌晩又來て四足を悉く喰つて往くが常でした。

▲犬狼の奮闘 村の者の話に犬は必死と奮闘するけれども狼の毛を噛み取つても其れを急に吐き出すことができぬ爲め敵のために一步を輸せられるのだと申します。夫れかあらぬか犬の死體のあそばせには地面を深く掘つてある之れは犬が争ふときに掘るものでせう。



▲送り狼のこと 狼の中にも奇妙な奴がある草島村に西源寺と云ふのがあつて其住職が或時小杉から歸る折に一里ばかり狼に尾けられたけれども何にも害を加へないで寺の門前まで見送つた上に立去つたさうで俗に之れを送り狼と稱へてゐます

▲狼に出遇ふ 私も一度出遇つたことがある第拾三大區の警校と云ふものをしてゐる頃白い洋服に足駄を穿いて其頃は珍らしかつた水色の金巾張の洋傘を持つて伊折谷の坂を降りる時路の真中に奴めか寝てゐる、仕方が無いから成るべく靜かに路の側の方を歩いて見向きもせず通り過ぎました幸に何にもしませんした其時飛付いたら洋傘を奴の口の中へ指込んでやる考へて決心し乍ら歩いたのです

### 總曲輪の桃林

▲昔の丸の内 總曲輪の桃島ですが左様明治十年の筈です私が東京へ往つて居まして歸つて來ると丸の内かヌツカリ桃林になつてゐました元來其時分の總曲輪と云へば城南の窪美、青木などの家のある通りには近藤の屋舗と東向になつて村、富田の両屋舗と廣い馬場だけてすモット東へ行つては三の丸屋舗即ち前田則邦さんの阿父が居られた屋舗其れから城の東の方には加賀屋舗のあつた計り只今の諏訪川原通り即ち城の西の方では赤倉と廣徳館がある計り、其れ故今の知事邸裏に遺跡のある深に依つて取周らされたる區劃の内などは廣濶たる原て建物一つ無い、うこへズツ

ト桃林を拵らへたんです、杉坂氏の家即ち私の居た家からは此桃林を一目に見渡されたもので實に其の頃は奇麗てありました

▲吳山の花見 五福の桃林なんかは其れより後に出來たもの、やうに思ひます吳羽山へは昔は桃見てなくて花見に往つた所てす山の上から吉作其他附近各村に散在すも櫻の花を眺めたものでしたから桃林は決して古いものではないとあります

▲市川寛齋詩 丸の内の桃林に就ては随分文人墨客の作もあるやうですが市川寛齋の左の詩文けを記憶してゐます

#### 桃園置酒

富山城中水之東

萬樹桃花燒春風

爛漫何數丈都觀

只疑天台古仙宮

一時晴景不可失

移席命酒名園中

清明前後日溫暖

映出煙霞深淺紅

去歲紅東賞花醉

今年海北興更同

花自年年不改色

人既黑白半頭翁

客裏惜春愁萬斛

春光負人去匆匆

唯當桃園一日讌

故策醉中第一功

## 狐の嫁娶

▲定つた形式 私に幼少の折婦負郡金山新村にゐましたが毎度狐の嫁娶りを見ました餘り夜更けには見えないもので宵の間に限るやうです向ふに入幡の森がありますが始めには其の南の方の八町の邊にボツリと一つ提灯が現はれ其れが忽ちに三十餘りの提灯となり行列正しく八幡の方へ参りますと今度は北の方の今市の邊りに婿方の迎ひと見える提灯が現はれ段々南へ向ふて来る双方共に八幡の森へ来ると其れで火が消えてお仕舞ひです何時でもチャンと型は定まつてゐます俗に狐の嫁娶りと云つて居たものゝ何が何うするのであるかは分りません

▲狐を欺かす 狐の話の序に面白いことがあります東岩瀬の今の岩田健一郎さんの何かに當るんでせう岩田くが六といふ豪氣な人がゐました鳥捕へか何かに往つた歸りに大廣田の田圃を通ると狐がゐたのです、スルと先生狐を一番欺かしてやらうと考へた、何うするかと思へば荷物を下に置いて天秤棒を振廻はしてスタ〜と踊り始めたものですな狐の方では巧く化かして遣つた圖りであつたか何うか其儘田圃の中で陸六先生の巧妙なる天秤踊りを見物してゐると陸六さんは且つ踊り且つ進み次第〜に狐の傍へ近寄り乍ら最早棒が遠く頃合になると曳哉と計りに剛力を以て狐を叩き伏せたイヤ狐の大將驚いたの驚かぬのぢやない不意を打たれて命ちから〜逃げ去つて仕舞つたと云ふことです

▲狐狸の時代 舊藩時代には狐や貉は随分澤山のた者で色々怪談があります古い話では新蔵と云者が椎の樹の下を通ると老婆が出て赤子を投げ付けたから一刀に老婆を切伏せた所貉であつたぞ傳へてゐます總曲輪の淺野五郎左衛門方の梅樹などは怪談で名高いものですが彼等も貉の住んでゐたのであらうと考へます今日となつては再び趣味深い怪談の跡を絶ちまして慙な話をするのは洵に馬鹿〜しいと思召でせう之れでも百話の材料になりませうか、。

## 神通川三合島

▲以前は半島 神通川の有澤橋の下手に大きな島があります五斗目の正面に揚の青々してゐるのを御覽になりませう彼れが則ち三合島と申しまするハイ私は親代々此有澤村の百姓ですから三合島のた話を致さうと存じまするハイ彼れは唯今でこそ眞個の島になりましたが五六十年前には有澤村の地面と接続してキました其れ故水は東の方へ計り流れたものでありませうハイ

▲兩村の領地 其れですから島の面積も今分の數層倍ございまして東の方は鵜村の地籍西の方は有澤村の領分になつてゐましたに依つて双方の村々から一人宛の畑番を住はせましたのでハイ

▲島の休息所 島の畑には粟と薩摩諸とさ〜げを作つてあつたさうに御座います三合島と云ふのも其れから出たさうに御座います然し大部分は申す迄もなく石原で先づ有澤から島の嶺へ降りま

すると廣い楊の林を通らねばなりません其所には「つばる」などか繁つてゐたもので御座います夏などは其林を抜けて太太陽様に焼けて居る石原沙原を踏み乍ら畑の南西にある十本松と云ふ所へ着いて休息をすることになつてゐましたさうに御座いますハイ

▲巨松の根返 十本松は三合島の名所でハイ神通川の名所と申します小高い丘でありまして柔かい草か毛氈みたいにして生へて其丘の上に數百年経つた巨きな松の樹が十本翁鬱して茂つてゐましたから如何な炎天でも此處計りは秋風が吹いたと申す位で洪水が出て十本松の丘へは着かない、十本松へ水かつきは世界が「かいろく」すると謂つたさうに御座いますハイ大した好い丘でありましたか五十何年かの前に水勢か西へ岐れて流れ段々地面を削いで往つて楊原も水で無くなり或處の大水で十本松を根返へりさせて了ひました私は六十ですか子供の時分其松を見に往きまして御座います

▲枝材の大白 村の人達は松の枝で澤山白を拵へましたか今残つて居ますは五斗四白の大きな物でありまするハイ

▲白刃を突込 島の畑番をして居た男か歌を詠みました、それは『日光に一つまされる三光島、粟の薩摩にさへげ水戸様』と申しますので富山藩の若い士が夜分舟に乗つて島の畑物を盗に來て時々番人の小屋の内へ抜刃をブスーリと差込んで嚇したさうに御座います 随分亂暴な話して然し畑番は却々豪ひ男でビクともせなかつたさうに御座いますハイ

### 天狗の奇談

▲小石を投ぐ 誰方が存じませんが狐のお話でしたから私も天狗の話を致しませう八尾の町で昔両刀を許された某と云ふ男がゐました唯今でも八十幾つで鏝鏢として生きてゐますから直ちに彼の男かどた分りですえう其人の家は町から數丁離れて山手にありますが或時桐谷と云ふ若い男が座敷に寝轉んでゐると豫て天狗が住んでゐると云ふ庭の大木からバラ／＼と小石を投げたので桐谷は蒼くなつて飛んで來て主人へ話したのです

▲天狗を叱る スルト主人は椽側へ出て來て天狗に向ひ、さう云ふ悪戯をせられては實に困るから向後は少しく注意して貰ひたいと怒鳴りつけたんです即ち天狗を叱り付けたんですな

▲天狗の悪戯 其時は其れで濟んだが或時主人は知人の家で馳走になり少しく酩酊の氣味で歸宅をして見ると両刀の大の方の身が無い鞘ばかりになつてゐる不思議に思つて翌朝見ると門前の杉垣へ其抜刀を挿込んであつたさうで之れも天狗の仕業だと申してゐます

▲立山の天狗 今一つの話は別人のことで先日の本欄に堤防談を試みられました金澤藩改作奉行仁右衛門翁の御同役であつた安井と申す方方の實話でしたが或夏のことです檢分の爲めに下役や人夫を召連れて立山へ登られたのですな、所て山中に於きまして日が暮れて了つて致方がないから野宿とせつと云ふので一同圓く輪を作つて坐り乍らドン／＼火を焚いてゐる所へ突然大石を一

つ投げ付けた者がある其れが妙に人には中らず真中の焚火の上へ落ちたのですソレこそ天狗だと皆が恐ろしがつて一睡もせず夜を明かしたさうです、して見ると立山にも天狗がゐたのでせうか尤も只今では其の鼻息で人間を吹飛ばすやうな天狗が世の中に充滿してゐますから大石を投げた昔の天狗も嘸ふ顔色のないこととせうイヤ之は飛てもない冗口を申しまして相済みませんハ、ハ、

### 仙花亭の繁昌

▲宛然百花園 五福桃林の由来は前に話しました其桃林の中へ風流の亭を建て其周りに白い藤と紫の藤との棚を設け牡丹や山吹や其他種々の花卉を植ゑ極々意匠を凝らした庭に致しました其處には珍らしい形ちの松樹などもありまして藤は幹の圍り二尺もありました其爲め藤の花の時節と桃の花の頃は盛んに雅人墨客が私共の亭へ詰めかけ誰云ふとなく仙花亭と稱されました其れは父の仙右衛門と云ふ名前を取つたものです先づ當時ならば私立の公園のやうてすな愈々牡丹なり藤なり桃なりの時分になると私方では折紙の案内状を諸方へ散らしますとサア〜來るわ〜實に其繁昌さは言葉に盡されません位でありました

▲名士皆集る ところで藤棚には鬼灯提灯を澤山吊りまして風鈴を下げ幕を張り短冊を其枝へ結びつけましたから奇麗でありました亭は二階造りでありましたが大抵客の爲めに明き間がないので

すから二三日前から間を貸して呉れと云ふた頼みがあります位で岡田 吳陽先生などの學者連中は申すに及ばず詩人、歌よみ、俳士、畫工それから縣廳のた役人では參事とか何とか謂はれる人々は皆來られました、ゝれて茶代を下されても私共は決して貰ひしませぬ盆の下などにコツツリ置いて往かれてまの知れぬた金は之れを集めて置きまして悉く藤棚と亭の修葺に用ひました  
▲風流家遺墨 私には風と思つきましたて書畫帳を拵へ皆様に揮毫して貰ひしたのが慙な大きな本になりました、此外に短冊は澤山ありましたが風のために飛んで往つたり無くなつたりして惜いことを致しました一つ二つを讀み下さい

- 一 杯 三 千 年 延 び ん 桃 の 宿 小 匠
- 日 限 り に 風 も 止 た り 桃 の 花 茶 飯 齋
- 來 る 人 も 下 戸 と 云 は れ し 藤 の 棚 可 生
- 遅 う 來 て 火 を 焚 く 人 や 桃 の 奥 春 海
- 來 る 人 の 笑 顔 な し け り 藤 の 花 可 良
- 路 次 門 や 心 盡 し の 桃 櫻 勢 齊
- 桃 園 や 袂 か ら 出 す 小 盃 茶 丈
- 長 々 と 藤 に 影 さ す 入 日 哉 一 柏
- 世 の 中 の 人 の 心 に 咲 ぬ ら ん 欠 名

昨日に變るあぢさいの花

桃櫻盛り過ぎては惜けれど

ふき子

散れども花の影の床しさ

紅霞一抹午風暖、

碧峰

百塚村より藤子桃園仙花亭に到らんとて吳羽山の麓をたどるに途中の興

江に添ふて道の廻るや茨の花

と吟じて後仙花亭にいたりて

並松を分入る里や藤の花

其竹

### 安田翁の岩公時代

▲に夷子様顔 安田善次郎さんは唯今てころ我國實業界の巨臂となれましたが以前は私の友達であります富山橋北の鍋屋小路にゐました其父親は畑作者で鍋屋小路と云ふのは往昔ては沼の高とか太夫町とか云ふやうな貧乏人ばかりゐた所てあります私も橋北にゐまして一所に木屋と云ふ寺小屋へ手習に行きました其時分安田善次郎さんは守田屋の岩公と謂つて色白の福々しい夷子様顔てした金持に出世をされる人は子供の時からチャンと相に現はれてゐるもんですな

▲人と争はず 感心なことには友達と一度も喧嘩などをした事は有りません温順しい人交際の善

い子供てありました左様私とは同年齡でありました

▲幼より能書 寺小屋では手習ばかりて書物は習ひませんでした彼のやうな豪ひ人になる岩マてありますから子供の時分から異つた所がありました十二位の時てありましたが私共の遊び宿へ皆が集つて私共が時に岩さん大坂の是れくした所へ手紙を出したいのですが一つ書いて呉れないか謂ひたい用事は是れく彼様てあると申しますと、一度聞いた上、よし／＼分つた其れで聞ひたいことはないねと筆を持つてサラ／＼と達者に認めてくれたものです慥な子供は滅多にやありませんな

▲干柿の行商 其頃私の父は青物屋を致して年暮になると澤山干柿を仕入れます富山中の干柿は皆私方から受けた位で干柿の間屋です白い粉の吹いたのを山のやうに積んである或年十二月の幾日でしたか私も岩公も十八か十九歳の折でした今一人松公と云ふのと三人で二十一両だけ父親から買ひまして其れを賣りに出ました

▲木呂を惜む 三人か各々七兩づゝの柿を箆に入れて吳座を被せ笠を着て神通川の唯今の神通橋の少し下手から川船に乗つて岩瀬へ下りました其日は寒い風が吹いて水が出て上流の方から大きな木呂が流れて来ました船頭は二つ三つ拾ひ揚げましたが其れを見て岩マなどは謂ひました此の荷さへなければ彼の木呂を拾へば善いがなア、然し之れから三日市まで、も往かると云ふ勢ひですから今はどうすることもならんと残念がりました漸く岩瀬へ着くと三人が賣つて歩いたけれど

も賣れませんでした

▲水橋の太田 岩瀬で賣れないから水橋へ往つたが其途中雨が降り出してヤマケに強い風が吹く岩マの被つてゐる笠のアテが千切れて了つた私も其通りです然しそれを構ふてゐると大事の策の吳産を吹きまくつて干柿が濡れて了うから笠どころではない濡れることを厭はず東水橋のをうく、い、い、と云ふお寺の裏に岩マの母の里で太田と云ふ家があるから岩マの謂ふには恁う雨風では仕方がないに依つて太田で泊らうではないかと三人が其家へ往きましたら實に狭い家で三人の荷を置く所さへない位です夫れで私は申しますに、岩さん前は今晚こゝで泊るがよい私等二人は之れから滑川まで往つて鍋屋に泊つて待つて居るから前は明日の朝早く來ればよいと云ふたのです、スット岩マも自分一人こゝで泊ることはできぬなら三人共出かけやうと暫らく太田で休んで笠を直し雨風の中を又荷を擔いで滑川へ行きました此太田と云ふのは其後安田銀行の支配人か何かをして居られるさうです

▲岩公の眼孔 扱て其晩は三人が滑川に泊り翌る朝は魚津へ往つて漸くのことで三人共半肩餘り賣りました何うも賣れないもんですから泊町へ往くのを止め魚津で其ロ一日商ひをして泊つたが其翌る朝感心したことは岩マが髪を結うて居るのです私は岩さん何だい家へ歸れば結へるでないかと云ひますと左様ではない恁になつてゐるを放かつて置くのは嫌だから結うのだと答へた、それから魚津棧を大分買込んだ、岩マの謂ふには之れでも富山で買うよりは幾らか安からう富山へ持つて往けば駄賃だけの儲けはあらうわいと干柿の荷の中へ入れて歸りました私共はうんな事に少しも心付かないのに岩マだけは實に考へが異つて居りました、而して岩マの見込通りで何程か利益をしましたさうです東京へ出掛けたのは其翌年の春で何でも干柿を賣つた時と間のないことであります其時二三人も私の友達は江戸へ出ました私は少し遅れて出ました然しマサカ岩マが今日のやうな身の上に出世をするとは夢にも思はなかったので出世をされて後東京で逢ふたことは先日お話を致しました通りであります人間の運命ほど不思議なものはありません

### 貸借の帳消

▲鍋貸の營業 私は今歳七十五になります極幼年の頃で唯網共の話を聽いて覺えてゐるのは徳政のことです其時分は材木町で貸鍋屋を致してゐました妙な商賣で農家へ鍋を貸しつけ一舂鍋ならば一ヶ年に貸貸として農家から米を一舂宛取りたて二舂鍋なら二舂宛三舂鍋なら三舂づゝ其鍋の大きさに依つて毎年米を取るのであります其代りに鍋が破損すれば何時でも新しいのど取替へてやらねばなりません然し丈夫なもので五年も十年も保ちますから先づ割の好い營業でありました、其他に農家に必要な物を岩瀬から買込んでドシ／＼貸付け之れも收穫時期になると米で取ると云ふやうな、ツマリ農家に對して便利を興へて而して儲けるので年貢なども取替へてやつたものです、此營業は手廣いもので新川の加賀藩御領内の百姓は皆得意先でありましたから貸高

は洵に巨きなものでありました

▲共産主義か　それか例の徳政に出遭つたものですから堪りませぬ此れ布令が出ると何でも借りたるものは其れ限りて返へすに及ばぬ貸借の帳目になるのです貧乏人て借の多いものは洵に結構てすか何の商家ても掛金は皆損てす醫者は薬代か取れない親作は小作米か取れないので今日矢釜しく論ずる共産主義とか社会主義とか申すのは彼様わけのもてせう尤もた布令の出た以前の帳消しだけで以後のは貸借の効力を生ずるのてす

▲質屋の處置　質屋は預つた品物を取りつ切りて返へすに及ばず質を置いた者は借つた金を其まゝ還さないのてす困つたのは質屋て質物の仕末に了へない所から貸した金の十分の一でドン／＼受出しに應じたさうてす

▲今日ならば　尤も徳義上の交りのある人はた布令が出ても返へす者は返へしましたか高價の品物を一寸見せて呉れの貸して呉れのと取つて置いたのか其儘になつた例は澤山あるさうて之れを訴へてみた所か効力のないのてすから仕方是有りませぬ飲み屋などの拂ひは無論のことてす、萬々一徳義の地を拂つた今日の世の中に此徳政が又ヒヨッコリと出たら其れこそ昔の比べものぢやありますまい夫れてなくてさへ足を出したり手を出したりしてゐるのてすからハ、

## 大道の賭博

▲御旅屋まへ　唯今富山市内て賑やかな所といへば總曲輪でありますか舊藩時代は彼程寂しいところは有りませんでした、それて先づ繁華の場所と申せば御旅屋前て唯今は中教院前と申します彼所に御旅屋か建つてゐました、中教院の背ろにある今の小さな寺か其名残りてあります

▲名高い尿桶　其前通りから横通り裏通りへかけて種々の店か軒を列べ露店か澤山出てゐましたそれから見世物かドンチャン謂はせて居るし富出ての千日前浅草なんてすな去り乍ら随分不潔なものてしたよ其頃私共は初めて京阪を見物に参りました其れと比較してた旅屋前の穢いことか分りました、何故と申すに小便桶か幾個となく其賑やかな通りに置いてあつて誰ても其れへ放尿しますす充滿になると擔いて往つて別の桶を据ゑる、それか何時でも満々として溢れまして臭氣と云つたら鼻持かならなかつた、たたやの小便桶と云へは名高いものです其小便桶の横に食物の露店が列んでゐた、中にも番取蕎麥と云ふのがゐました番取を着て煮染めたやうな手拭で頬冠りをした穢い親爺が不景氣な狀で賣つてゐる其蕎麥も亦推して知るべしです

▲あかだもき　驚くのは其小便桶や番取蕎麥の間に大道に席を敷いて公々然賭博が開けてゐた事でありませぬ之れを「あかだもき」と謂つて賭主が正面に座つてゐて通行人が皆立寄つて試るのです村から出る百姓連中が馬に米をつけたのを横に置いて其れに引掛つたりして随分馬鹿な目に逢つた者が多かつたさうてす、尤東張りて謂つて同じ仲間の者が二三人通行人のやうな顔をして故意と大儲けをして見せるものですから慾の深い智慧の浅いのは一寸乗せられるわけでありませぬ大道

賭博はた旅屋さん計りでは無く山王や鹿島の祭禮には其境内で盛んに開いたものですが、中には之れに加つて大儲けをしたと云ふ人も無いでは有ません

### 市内狐狸の横行

▲狐貉の巢窟 過日の百話に天狗や狐のた話が出ましたが往時は様話は少しも珍らしくは有ませんので私共の子供の折には此の賑やかな北陸の都府と數へられる富山の町は狐や貉が横行して其の巢窟でした

▲高札の老狐 西町と申せば唯今では繁華の町ですが彼所に高札が建て、ありまして家は矢張り今のやうにあるのです夜になると唯今の別院前などは無氣味なものと門が締るので誰でも高札を通らねばなりませんのでした、其マア往來の真中で狐に化かされたものです高札の狐と申せば有名なものでありました私共も見ることがありますよ、大の男が裾を尻の邊まで捲つて、ヤア深いぐぐと歩いてゐるです、彼邊が川になつて見るとうです馬鹿らしいわけ有ります

▲昔の覺中町 私共の覺中町へ店を出したのは三十年許り前ですが其頃でさへ裏の邊に毎晩狐が啼きましたから縣廳が出来まして後も彼の土堤に狐の穴があつて毎々狐の啼聲を聞いたと謂ひます、覺中町に秋山の屋敷があつて其堀の内の樹から樂鐘がブラ下つたり其横の方に幽霊風呂屋と縛籠をつけられた曰くつきの湯屋がありますし其れから西四十物町の方へ這入る所の溝には狐

類があると云つてね名高いところでありました何でも夜になると奇麗な女が出て来て傍へ寄ると恐ろしい顔をして齒をむいて見せたさうで毎度キヤツと謂つて私方へ駆け込んだ人もありました

▲貉を退治す 其様に狐狸が跋扈したもんですから豪氣な男は貉を捕へたことも珍らしくは有ません出町に貉炭屋といふのが有つて其炭屋の主人は貉を逆さに負ふて生捕にしたのださうです橋北にも其様男がゐまして叩殺した貉の死體を納屋に吊して置いたのを女房が知らずに納屋へ入つたら其れに衝突かつて目を廻はした奇談もあります

### 慘憎の飢饉年

▲大一行視察 私が物を覚えてから恐ろしい飢饉は二度ございました其初めのは五歳ばかりの折でした(紀者曰く天保七年なるべし)八月と九月とに暴風が吹いて稻が傷んだので其翌年が食への者が澤山てきました殿様は出雲守さま(利保公か)て何度もた救米が出ました其れから婦負の凶作地へ御檢分にたいてになりましたか御家老、若年寄、御近習、お奉行などの大したた伴て二百六十人ばかりも行列なさるのですから騒ぎでしたよ

▲二度目の凶作 其後又北の暴風てた米か頓と收れない事がありました然し初めの年に比べると後のは幾分か緩かて初めには御免租か二萬石ばかりて後のは餘程少なかつたやうに覺えます



▲夜半の叫喚 其頃私方は旅籠町(富山)に住んでおましたか家の後ろか今の總曲輪、その時分は崖原と申して小さな川もあるし小高い土堤のやうなものもあつて寂しいところでしたが夜になると其崖原で「ひもじいわい」と悲しひ嫌な聲を出して喚めくのです翌朝往つて見ると餓死者か死んでおました二人や三人では有ませぬ、多分皆飛驒あたりから出て来たものであつたさうです

▲兩名を救ふ 二度目の時にもた旅屋さんの境内に死んでおたさうです私方は相應にしておたものですから乞食を二人養ふてやりました一人は飛驒の者て一人は越中の者だつたさうで越中の者は其後恩を忘れず富山へ出る毎にた禮に立寄りました

▲豪家の米買 唯今の飢饉はた金さへあれば米は買ふことか出来ませぬけれど其時は如何に金満家でも米か無いもんですからた上から札をた渡しになつて一人に三合づゝ賣ることでした茶の木屋のやうな豪家でも各々自身てた札を証據に買ひに出ねばなりません

▲飯の御檢分 食べる物のた調べかありましてね私方では普通の白米を食べておましたけれど何となく濟まぬやうで、ソレと云ふなり煎粉か何かを御飯の中へ混ぜまして、ヘイス様の品を頂いておますと役人へ見せたものです

▲飢饉の米價 米の値段は初めの年に一俵三兩でした私方では或家へ一俵賣つてあげましたら喜んでね鯛を二枚た禮に下さいました後の飢饉には一升二百文だつたと思ひます

## 九人衆の入牢

▲御田金取立 昔は毎度御田金の取立かあつたもので町人の相應にしておました者は随分痛事てございまして殊に御家老の幅利富田兵部さまは胸に大望を抱いて居られたので其野心を遂げるに莫大の金か要ります其れらの爲めてございましてた町人の重立つ者に四千兩の御田金を申付けられました其れか其年に二度まであつて八千兩と云ふ大したた金でございます

▲様子か違ふ 御田金の申付けかありますると直きに分りました妾は其晩芝居を見に参りまして宅へ歸つて来ますと何となくシンとしてゐて親共の様子か異つておましたた前達か悠長に芝居なんかに出て行くものだから恁んなことになるのだと親共から叱かられましてございます

▲世上の寂意 扱て四千兩の二度でありますから迎も出すことか出来ませぬ皆か陰裏て色々と思弁を溢ぼしましてた上の御無理なことを謂ひ合つては見ましたものゝ、町年寄などは何うしても其れと口へ出して謂ふことか出来ませぬので其下にある九人衆と云ふのか覺悟をして嘆願を致しましたスルとた上へ對して不屈の次第とあつて直きに入牢申付けられたのでございます皆に代つて入牢したのでありますから町々では戸を締めて仕舞ひまして世の中は殆て火の消えたやうに寂しいことでありました其れか左様七月の二十日の事てございます

▲賄賂の効力 然し其時分は何もかも賄賂で持つてゐたもので其筋々へエツカリ遣ひましたので

すから牢にゐても樂なもので毎日く縮をこしらゑたり茶碗蒸をしたり種々と御馳走をして自由に持つて参りました

▲菓子折の底 牢の中は其れで不自由は有ませんがお許しを願ふのに是れ亦賄賂のものを遣はねばならぬと申すので富田兵部さまへた菓子折を持つて九人衆の家々から願ひに参りましてございます、皆たいのた菓子折ではありません底に二十五両づゝ敷いてあるのてございます其時に可笑うございました二十五両のた菓子のをうつりに百文包んで下さいました大笑でひりましたよ其れから御赦免になつたのが九月の八日でありましたやうに覺えす恐ろしい御政治でございしましたよ

### 懷中時計の嚙矢

▲出世する人 安田善次郎さんの少年時代の話は實に面白うございました今日まで世人の知らなかつた珍材料です出世をする人の前身は兎も角も違つた所があるものです

▲半文の遣方 馬場道久さんの親父さんは道正屋庄七と云つて布袋さまのやうに肥えた人でした世の中の人は一文の錢を割つて遣へぬやうに思ふけれど割つて遣ふとができると常々のた話でした久七さんは岩瀬から新湊へ商ひに通ふたのですが普通の者は途中茶屋へ寄つて飯を喰つて一錢なり二錢なり置くけれども彼人は決して茶屋へ寄らず新湊で一文出して餅二ツ買ひ途中の百姓家

などへ腰かけ一ツの餅を其家の子供へ遣り茶を貰つて辨當を使ふとソレ半文で済むのです何と感心なことでは有ませんか

▲茂平公の才 ろれから立志堂の野口茂平さんは唯今では大阪でバリつかせて居るが彼の茂平マは南新町の若咲屋と云ふ姉の家にあつたもので子供の時分から才智があつて辨舌の爽やかなことは無類でした何時でも人を吹飛ばすので名高かつたが全く今日の成幼も吹き貫うしたのでせう十二三の折に策を擔いて近在へ商ひに出たが若咲屋は九州行の賣藥を營んでゐたので鯉節や何かを買つて來てあるのを密と持出して賣て了ひ大變澤山儲けたやうな顔をしてゐたさうです

▲初の時計 茂平マは子供の折から中々の外見坊で今日ならハイカラと謂ふのです富山で初めて懷中時計を持つたのは實に茂平マが嚙矢だとの評判でしたよ其時分はセコンドと謂つてゐました首から紐を懸けて見せびらかして歩いたもんですセコンドの第二番の持主は覺中町に榮ゑてゐた澤村と云ふ人でした安田善次郎さんは幼少から手習などが上手であつたさうですけれども野口は其点に於ては反對で文事には少しも通せず字は少しも讀めなかつた筈ですが市會議員にもなつた所を見ると今で多少の學問をしたものと思はれます

### 被服の制限

▲塗物を削る 着物や履物に贅澤をすることならぬと云ふた布令は何度もくも出ましたが甚し

いのは戸障子などの指物に漆を塗つたものはならぬと云ふことで役人が檢べに参りますものですからワザ／＼塗つてある唐紙や障子の椽を大工を頼んでゴシ／＼削つたものです中には新らしく白木で拵へる者もあつて御儉約が返つて大の不經濟になりました女共は赤の緒の履物はならぬとかで別の色に取替へたり銀の簪や籠甲櫛甲笄も御禁止とか大變な騒ぎでしたが何時の間にかやら又禁を破ふる者が澤山になつて又々た布令が出ると云ふわけです

▲満座の要撃 可笑かつたのは別院の御満座の日て町内は申すまでもなく近在から今日を晴れと着飾つて女共がドシ／＼出掛けて参つたのをた役人が澤山出てゐて片端からた咎めてす引かれて往つたは幾千と云ふ數を知らなかつた位で其銀の簪や籠甲の櫛などはた取上にもなつた者らしいと思ふ

▲士分の制限 我々町人のみならず士分は猶更のことて嚴重な制限でありました一寸左のやうなものです

一、御參詣等御供の節着服同様の地合等相用の可申羽織袴等も平常同様の事但江戸表御供着の義は於此表沙汰に及ばず候

一、御使者等相勤候節着服是迄の通に相用の右の外御紋服何地合にても苦からず候事

一、平常は勿論上下着の節たりとも都て綿服の外着用仕るまじく候袴は奥縮、小倉縮、木綿編類の外相用の申すまじく候夏は晒布並に危組の縮み袴は正徳半、葛の類、羽織は木綿細、帯は緞子の

外相用の申間しく候但與外組等年頭等熨斗目着用、其外御細工人まで年頭の節絹類着用勝手に候事與外組より御細工人まで右の面々の内御用にて他所逢對のときたりとも袖より宜しき品相用の申すまじく候羽織も右に准し申すべく事、將又御勘定所支配以下割羽織無用の事

## 巡方の職務

▲巡方の服装 明治初年の頃、私は富山に於て巡方といふ職務を勤めたことがあります尤も他に營業を致して居ましたけれども、巡方は夜間だけの務のだから遣つて呉れいこのことて半夜替りに町と警邏しましたが、イヤ／＼として夜だけで済むものですが随分エライ目に出會ひましたよ、其のた話は後に致しますが先づ服装は如何なものであつたかと申せば袴を穿いて六尺棒を持つて赤筋入りの提灯を携へた思ひ／＼てありました、中には消防夫の被ふるやうな帽子を被てゐた者もありました、月給は三圓で調書課と云ふ役所に屬してゐるので六尺棒は不便であるからと後には二尺八寸計りの櫛木の棒に改正になりました

▲捕屋作兵衛 唯だ町内を警邏する計りならよいのですが盜賊をも捕へねばならない其頃は世の中の壞れがけのことゝて強盜などには浪人の腕利きがあるから油斷のならぬところへ持つてきて此方は棒一本でせう中々危険千萬の話であります或時旅籠町の宿屋に捕屋作兵衛といふ所謂前科數犯のした、かな凶漢が泊つてゐることが分つて私共三人で踏込みました奴め長い刀を蒲團の横

に置いて寐てゐたが片手をついて起上りにかゝる處へ例の六尺棒一本喫はせ飛びかゝつて縛りました

▲破獄の強賊 作兵衛は無難に捉ゐたが其次に名は忘れさせたけれども金澤で破獄をして越中へ遁げて来た強盜がゐまして魚津の方から富山へ遣つて参りますのを魚津の巡方が尾行て来て私共へ知らせたのです、何處にゐるか聞きますと大橋の詰に玉川屋といふ茶屋があつて妓どもを置いてある其家へ投宿した、何ても恐ろしい長い刀を差してゐて以前は劔術の師範をも勤めた程の男で腕は利いて居るし少しの油断もないから迂濶に手を出すことはできぬ何分手を貸して呉れど魚津の頼みてありますから其れこゝ容易ならぬ奴であるど直ぐ私共五人の同僚が玉川屋へ出掛けて参りました持つてゐるのはソレ例の六尺棒ばかり流石に氣味のわるいやうでもあります

▲強賊の風躰 玉川屋へ参りまして秘つと容子を聞くと妓を揚げて酒を飲んで居ると云ふこととす底て次の間の襖の隙から覗いて見ますとヌツカリとした巨きな男で腕節も中々逞しい如何にも劔術の師範を勤める丈けあつて眼光炯々として人を射ると申す風があります長い所の刀を横に置いて油断をせない

▲酒を飲ます 私共は妓を呼び交して、何とかして彼の長い刀を取上げて呉れと頼みますと妓共は承知しまして、ろこは塚ての手管で種々巧やつてみますけれども、刀は武士の魂ひだなどご申して些ども側を離さうとしませぬ、仕方がないから無茶苦茶に酒を飲ませて酔はしてやれと云ふ

ので矢鱈に盛り潰ぶさうと試みました

▲五人で組打 大分酩酊したやうですからモツ時分は可しと五人がサラリと襖を開け交して、少しく貴殿にた尋ねたいことがあるから調書課までたいでなさいと謂つたのです、スルト自分は調書課へ召ばれるやうな者でないと謂ふが早いか例の刀を引寄てスラリと抜いて眞向上段に振冠つたのを飛込んで組付いた、幸ひなことには床の前にて振冠つたものですから刀の尖頭が床鴨居に喰込んだのであります、ろれから互ひに組打ちですがイヤ恐ろしい強力な奴で私共五人が交るべく入り替へく相手になり仕舞ひに組み合つた儘コロコロと二階段の上なら下へ墜ちて同僚の者が組伏せられたもんですから私共四人で上になつてゐる賊を打つたの撲たぬのと、頭はよし腕はよし滅多無性に撲ちのめして弱る所を繩にかけました

▲辭職の動機 其頃調査課の長は草下と云ふ人でしたか私は出町の豆腐屋で親孝行の者がありましたから何とか賞を行はれたいと上申しました所、幼年の者へ賞を與へ萬一他日其男が親不孝をするとか不都合の行ひをする場合に困るとのことので私の意見が聽入れられませんだから意見の貫らぬ以上は奉職をして居るわけには往ませんと謂て遂に妙な行掛り上巡方を辭したのであります

## 愛宕の牢屋

▲た藏の天狗 愛宕のた藏番と云ふのは其頃若松に牧田と申す二人でた藏の附近に家を建て、居